

# 印西市環境白書

Annual Report on the Environment in Inzai City 2012

## 2012

(平成24年度版)



「印西市環境キャラクター エコネ」



「大切な自然と安心できる暮らしをみんなで守り、育てるまち いんざい」  
を目指して



「環境問題」と聞いて、市民の皆様はどのような意識をお持ちでしょうか。地球温暖化や砂漠化などの世界規模の課題や、河川の水質、ごみ・不法投棄など、身近に感じられるものまで、その範囲は広く、取り組むべき課題が多くあります。

私達は、生態系が微妙な均衡で成り立った地球環境の中で、他の生物と同じように、その恩恵を受け、それを利用して生活しています。しかし、現在の効率化、合理化された社会では、自らの生活が、どれだけ地球環境へ依存し、また負荷をかけているのかを感じにくくなってしまっているのではないのでしょうか。環境問題解決のために、一人ひとりが考え、行動することが求められています。

印西市には里山などの豊かな自然や、貴重な有形・無形文化財が数多く残っています。これらは先人達が守り、今日に引き継がれてきたものです。ふるさと印西の原風景を、次の世代へ残すために、「里山・稀少生物の保全」、「ごみの減量化」、「東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の除染作業」を優先すべき課題として取り組んでいきます。

環境施策を推進していくため、市では「印西市環境基本条例」の基本理念に基づき、環境の保全・創出に関する取組み等を掲げた「印西市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策を推進しております。

「印西市環境白書 2012(平成 24 年度版)」は、印西市環境基本計画の進行管理の一端を担っており、平成 23 年度における印西市の環境の現状や環境に関するニュース、環境の保全・創出に関する取組みの進捗状況、「印西市市内エコプラン」による温室効果ガス排出量の削減状況などを取りまとめ、広く市民の皆様にご公表するものです。

市民・事業者の皆様には、本書を通じて環境問題への理解と意識を深めていただき、市の環境行政の推進にご理解、ご協力をいただければ幸いです。

最後に、この「印西市環境白書」の作成にあたって、ご指導やご意見をいただいた「環境審議会」、「環境推進市民会議」、「環境推進事業者会議」の委員の方々をはじめ、市民、事業者の皆様にご心から感謝を申し上げます。

平成 24 年 11 月 印西市長 板倉 正直

# 印西市環境白書 平成24年度版 目次

## はじめに

1	環境白書作成の趣旨	1
2	環境基本計画の概要	2
3	環境指標の達成状況	4
4	環境の現状と今後に向けて	9
5	環境審議会委員からの意見・提言	11
6	環境推進(市民・事業者)会議委員からの意見・提案	11

## 第1章 平成23年度 いんざい環境ニュース

1	放射線量低減化対策	14
2	節電の取り組み	16
3	小倉台小学校のピオトープ	18
4	中根の里山クリーン作戦	19
5	地産地消シンポジウム	20

## 第2章 個別目標の進捗状況

1	自然を身近に感じられる “まちづくり”	22
1-1	樹林地や農地を守り、育てる [個別目標]	22
1-2	さまざまな生き物を守る [個別目標]	24
1-3	親しみのある水辺をつくる [個別目標]	26
1-4	まちの緑を増やす [個別目標]	28
1-5	歴史や文化を大切にする [個別目標]	30
2	安心して生活できる “暮らしづくり”	32
2-1	空気をきれいにする [個別目標]	32
2-2	水や土をきれいにする [個別目標]	34
2-3	騒音や振動などを低減する [個別目標]	36
2-4	有害化学物質による汚染を防ぐ [個別目標]	38
2-5	エネルギーを有効に利用する [個別目標]	40
2-6	ごみの量を減らし、資源の循環を進める [個別目標]	42
2-7	不法投棄やポイ捨てをなくす [個別目標]	44

3	みんなで環境を育てる “しくみづくり”	46
3-1	環境情報のネットワークをつくる [個別目標]	46
3-2	環境について学び、理解する [個別目標]	47
3-3	環境活動を進める [個別目標]	49

### **第3章 重点プロジェクトの進捗状況**

1	重点プロジェクト1 里山の保全・活用に向けたしくみづくり	52
2	重点プロジェクト2 地球温暖化対策の推進	54
3	重点プロジェクト3 マイバッグの利用促進	56

### **第4章 庁内エコプランの進捗状況**

1	庁内エコプランの推進	58
2	温室効果ガスの排出状況等	60
3	取組みの実施状況	62

### **資料編**

1	環境に関する統計データ	資料- 1
2	環境施策進捗状況調査結果	資料- 20
3	環境に関する市民・事業者意識調査 集計結果	資料- 38
4	温室効果ガス排出量の算出方法	資料- 66
5	用語解説	資料- 70

この「印西市環境白書 2012（平成 24 年度版）」は、平成 23 年度の実績に基づき、作成しています。

なお、平成 22 年 3 月の市村合併を受け、旧印旛村及び旧本埜村地域の環境データを可能な限り掲載しています。



# はじめに

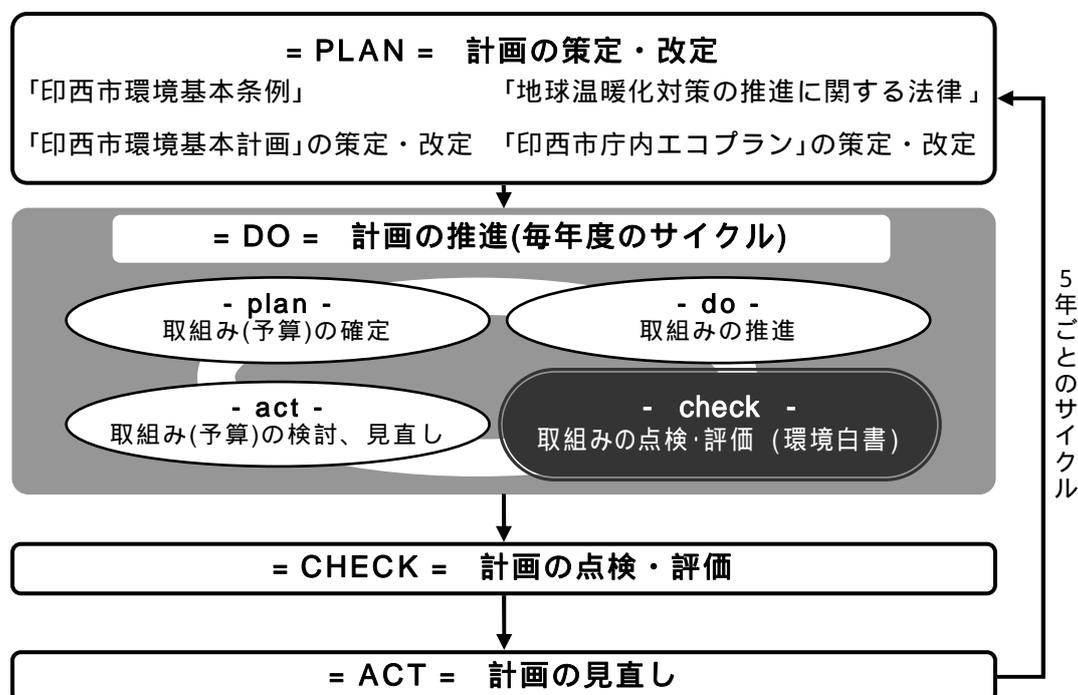
## 1 環境白書作成の趣旨

印西市では、環境の保全に関する理念や基本的な枠組み等を定めた「印西市環境基本条例」を平成11年4月に施行し、その具体化に向けて、環境施策を総合的かつ計画的に進めることを目的とした「印西市環境基本計画」を平成15年3月に策定しました。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市の事務・事業の中で環境に配慮すべき具体的な事項を定めた「印西市庁内エコプラン」を策定しました。

環境基本計画と庁内エコプランでは、1年ごとの小さなpdcaサイクル(plan・do・check・act)の繰り返しによる計画推進の仕組み)と5年ごとの大きなPDCAサイクルにより、計画全体の継続的な改善を図っていきます。

本環境白書は、1年ごとの小さなpdcaサイクルの“check”(取組みの点検・評価)にあたり、平成23年度における環境の現状や環境基本計画に掲げた取組みの実践状況などを点検・評価し、市民の皆様公表する報告書であるとともに、次年度以降の取組み(予算)の検討及び見直しの基礎資料となります。

### ( 進行管理の流れ )



本文中、印の付いている用語の解説は、資料編 P.70 用語解説をご覧ください。

## 2 環境基本計画の概要

印西市では、これまでの取り組み状況を再確認し、環境に関する新たな法律や社会動向の変化に対応するため、平成 19 年度に環境基本計画の改訂を行いました。

本計画では、環境に関する長期的な目標である「目指す環境の姿」を定め、これを実現するための施策の方向性である 3 つの「基本目標」と 15 の「個別目標」を設定しています。さらに、各個別目標には、担当部署と具体的な施策を示した「環境施策」が対応します。また、市の環境の現状を踏まえ、優先的に対策を講じる必要のある施策として 3 つの「重点プロジェクト」を設定しています。

なお、計画の対象期間は、平成 20 年度（2008 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの 5 年間としています。

### 目指す環境の姿

大切な自然と安心できる暮らしをみんなで守り、育てるまち いんざい

### 基本目標 1 自然を身近に感じられる “まちづくり”

昔ながらの自然環境と新たに開発された都市環境が共生していくために、樹林地や農地を守り育てる仕組みの構築や、市民のニーズに対応した公園・緑地の整備・充実、また、さまざまな生き物の保全などを通じて、自然を身近に感じられるまちづくりを進めていきます。

### 基本目標 2 安心して生活できる “暮らしづくり”

急速な人口増加と宅地開発などにより、家庭からの排水や自動車の排出ガス、ごみなどの日常生活による環境への負荷が増大しています。

市民が安心して生活できるように、限りある資源を大切にし、環境への負荷を減らしていくとともに、環境に配慮した循環型社会の形成を目指します。

### 基本目標 3 みんなで環境を育てる “しくみづくり”

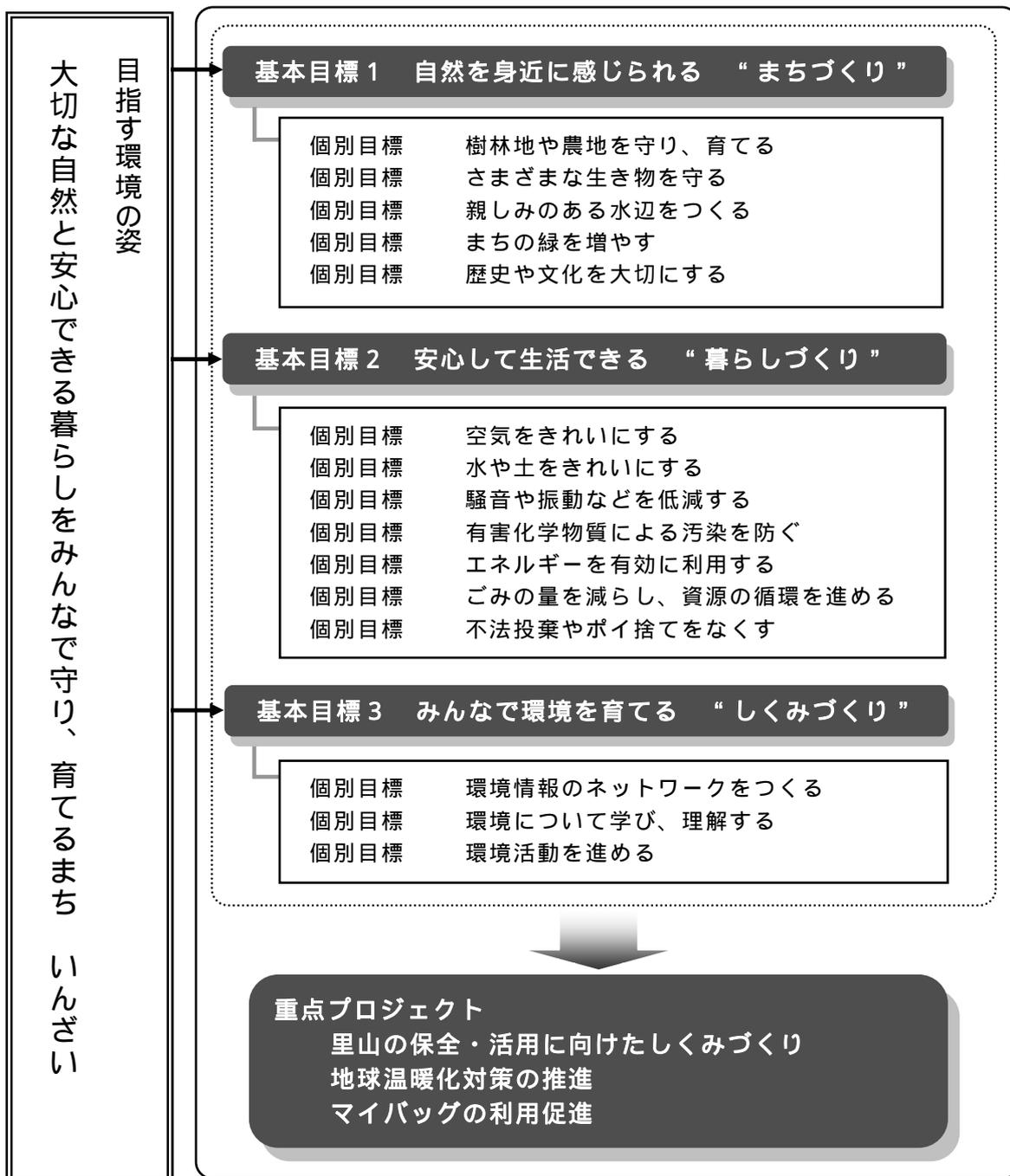
市民・事業者・市の各主体が、環境に関心を持ち、環境に対する人の責任と役割を理解し、環境活動に参加・協働 できるようなしくみづくりを目指します。

また、市民や事業者などからの意見・要望、さらには市民の創意工夫による地域づくりの提言など、市民の声を広く聴くとともに、さまざまな市民活動を支援していきます。

## 重点プロジェクト

個別目標における市の取組みのうち、印西市の環境をより良くする上で、他の施策より優先的な取組みが求められる施策及び着実な進展が求められる事項を抽出し、「重点プロジェクト」として、より具体的・重点的な取組みを推進していきます。

## 環境基本計画の体系



### 3 環境指標の達成状況

環境基本計画では、目指す環境の姿の実現に向けて、将来を展望した長期的な目標（目標年度：平成24年度）を個別目標として示しています。

各個別目標には、その達成状況を知るための目安として環境指標が設定されており、計画の目標値や前年度との比較により、継続的に点検・評価を行っています。

#### （環境指標の評価の見方）

評価	評価内容
	目標値を達成することができました。
	目標値を達成することができませんでしたが、平成22年度と比較して、目標値に近づいています。
	目標値を達成することができませんでした。平成22年度と比較しても目標値に近づいていません。
-	環境指標の設定、現状値の把握をしていません。

#### 基本目標 自然を身近に感じられる“まちづくり”

平成23年度は自然環境調査を実施し、合併後の市内の生き物の生育・生息状況を把握することができました。市民一人当たりの都市公園面積は平成22年度より0.18m<sup>2</sup>減少し、目標値の達成にはいたっていません。

#### 環境指標の進捗状況 - 基本目標

個別目標	環境指標	目標値	平成22年度	平成23年度	評価
	緑地面積の割合	39.8 % (緑の基本計画)	55.3 %	55.3%	
	生き物の生育・生息種数	印西市自然環境調査報告書(平成18年3月)における確認種数  (植物:679種 動物 (哺乳類):7種 (鳥類):78種 (爬虫類):6種 (両生類):6種 (昆虫類):129種 (魚類):14種)  現状を維持	平成22年度調査未実施	印西市自然環境調査報告書(平成24年3月)における確認種数  植物:803種 動物 (哺乳類):9種 (鳥類):102種 (爬虫類):11種 (両生類):6種 (昆虫類):387種 (魚類):24種	
	「親しみのある水辺をつくる」は、環境基本計画で指標が設定されていません				
	市民一人当たりの都市公園面積	16.6 m <sup>2</sup> (緑の基本計画)	15.71 m <sup>2</sup>	15.53 m <sup>2</sup>	
	「歴史や文化を大切に作る」は、環境基本計画で指標が設定されていません				

備考) 個別目標の目標値は、環境基本計画では40%以上と設定していますが、緑の基本計画の中間年度(平成22年)の目標値に合わせ、39.8%と変更しています。また、この目標値は旧印西市における目標数値であるため、今後新市に対応した新しい目標値を検討する必要があります。

## 基本目標 安心して生活できる “暮らしづくり”

安全・安心な生活に関わる大気質や水質、土壌、騒音・振動、ダイオキシン類 等の有害化学物質については、市内の現状を継続的に把握するとともに、環境対策の実施や啓発に取り組みました。

環境指標値（個別目標 ～ ）では、大気質、土壌及び道路交通騒音・振動の測定値は目標を達成しましたが、師戸川の BOD 濃度は環境基準 を超過していました。

なお、下水道普及率、合併処理浄化槽 設置率については、合併により市域が拡大していることから、新たな目標値を設定する必要があります。

### 環境指標の進捗状況 - 基本目標 (1)

個別目標	環境指標	目標値	平成 22 年度	平成 23 年度	評価
	二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )濃度 (印西高花測定局)	0.04 ppm 以下 (千葉県環境目標値)	0.028 ppm	0.032 ppm	
	浮遊粒子状物質 (SPM) 濃度 (印西高花測定局)	0.10 mg/m <sup>3</sup> 以下を維持 (環境基準)	0.060 mg/m <sup>3</sup>	0.064 mg/m <sup>3</sup>	
	亀成川の BOD 濃度	3 mg/l 以下を維持 (環境基準)	1.8mg/l	1.5mg/l	
	神崎川の BOD 濃度	2 mg/l 以下を維持 (環境基準)	1.1mg/l	1.4mg/l	
	師戸川の BOD 濃度	3 mg/l 以下を維持 (環境基準)	3.0mg/l (草深)	4.9mg/l (草深)	
	下水道普及率 (処理区域内人口/行政人口)	現状より増やす	80.0%	80.3%	
	合併処理浄化槽 設置率	64.2 % (印西市第 2 次基本計画)	57.5%	58.9%	
	土壌の汚染に係る 環境基準の達成状況	全調査地点、全項目の 達成を維持	調査地点:3 地点 全項目(28 項目)基 準を達成	調査地点:3 地点 全項目(28 項目)基 準を達成	
	地下水の環境基準の 達成状況	全調査地点、全項目の 達成を維持	調査地点:5 地点 全項目(29 項目) 基準を達成	調査地点:3 地点で 全項目(29 項目)基 準を達成	
	道路交通騒音測定値	昼 60 dB・夜 55 dB [A 地域] 昼 65 dB・夜 60 dB [B・C 地域] 昼 70 dB・夜 65 dB [幹線交通を担う道路に近接 する空間における特例基準] 以下 (環境基準)	県道千葉竜ヶ崎線 (木下 1401-45 付近) [B・C 地域] 昼 73 dB・夜 73 dB	県道千葉ニュータウ ン南環状線 (高花 2 丁目 6 地先) [A 地域] 昼 66 dB・夜 59 dB	
	道路交通振動測定値	昼 65 dB・夜 60 dB [第 1 種区域] 昼 70 dB・夜 65 dB [第 2 種区域] 以下を維持(要請限度)	県道千葉竜ヶ崎線 (木下 1401-45 付近) [第 1 種区域] 昼 53 dB・夜 45 dB	県道千葉ニュータウ ン南環状線 [第 1 種区域] 昼 35 dB・夜 26 dB	

備考 1) 個別目標 の道路交通騒音に関する目標値の幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道に当たっては4車線以上の区間に限る。)に適用します。平成 22 年度及び平成 23 年度は、測定地点が県道であるため、この特例基準と比較しました。

省エネルギーの取組みについては、市内エコプランの推進により、市が率先してエネルギー使用量削減やごみの排出抑制に努めるとともに、市民・事業者に対する情報提供や啓発を図りました。環境指標（個別目標）では、太陽光発電システム設置基数は大幅に増加しました。平成22年度の市民一人当たりの二酸化炭素排出量は前年（平成21年度）を上回りました。

### 環境指標の進捗状況 - 基本目標（2）

個別目標	環境指標	目標値	平成22年度	平成23年度	評価
	ダイオキシン類 大気環境濃度	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下を維持(環境基準)	印西市役所 0.027 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 印西高花測定局 0.036pg-TEQ/m <sup>3</sup>	印西市役所 0.058 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 印西高花測定局 0.040pg-TEQ/m <sup>3</sup>	
	ダイオキシン類 水質環境濃度	1.0 pg-TEQ/l 以下を維持(環境基準)	印西市大森地先 0.046 pg-TEQ/l	-	-
	ダイオキシン類 土壌環境濃度	1000 pg-TEQ/g 以下を維持(環境基準)	平賀地区構造改善 センター 0.91 pg-TEQ/g	滝野公園 0.84 pg-TEQ/g	
	印西クリーンセンター の煙突出口における ダイオキシン類測定値 (年平均値)	1 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下を維持(排出基準)	1号炉 0.17 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 2号炉 0.057 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	1号炉 0.11 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 2号炉 0.035 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	
		0.5 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup> 以下を維持(排出基準)	3号炉 0.044 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	3号炉 0.017 ng-TEQ/Nm <sup>3</sup>	
	一人当たりの 二酸化炭素排出量	平成13年度レベル 5.77 t-CO <sub>2</sub> /年を維持	6.28 t-CO <sub>2</sub> /年 (平成21年度値)	6.46 t-CO <sub>2</sub> /年 (平成22年度値)	
	太陽光発電システム 補助金交付基数 (累計基数)	141基 (印西市第2次基本計画)	348基	529基	
	太陽熱温水器設置 補助金交付基数 (累計基数)	50基 (印西市第2次基本計画)	25基	34基	

備考1) 個別目標「印西クリーンセンターの煙突出口におけるダイオキシン類測定値」は、印西地区環境整備事業組合の提供資料によります。なお、3号炉については「印西クリーンセンターの操業及び公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が0.5 ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>以下と定められています。

備考2) 個別目標「市民一人当たりの二酸化炭素排出量」については、当該年度のデータを把握できないため、前年度のデータを報告しています。なお、排出量算出方法の詳細は資料編P.66に示すとおりです。

ごみ減量に関する環境指標（個別目標）では、一人1日当たりのごみ排出量が829gで目標値を達成していますが、平成22年度より増加しました。一方、市資源化率と総資源化率は平成22年度より低下し、目標値を達成しませんでした。

不法投棄件数は合併により市域が拡大したことや不法投棄現場調査の取組みを強化したことにより前年度より大幅に増加し、平成23年度は498件が報告されています。「クリーン印西推進運動」登録団体数は平成22年度より3団体増加し、165団体でした。

### 環境指標の進捗状況 - 基本目標 (3)

個別目標	環境指標	目標値	平成22年度	平成23年度	評価
	一人1日当たりのごみの排出量	866g (印西市ごみ減量計画)	809g	829g	
	市資源化率	21% (印西市ごみ減量計画)	17%	16%	
	総資源化率	28% (印西市ごみ減量計画)	23%	21%	
	不法投棄件数	0件	228件	498件	
	「ゴミゼロ運動」参加団体数	現状より増やす (印西市第2次基本計画)	208団体	春:雨天中止 (対象218団体) 秋:151団体	
	「クリーン印西推進運動」登録団体数	現状より増やす (印西市第2次基本計画)	162団体	165団体	

## 基本目標 みんなで環境を育てる “しくみづくり”

市内の小中学校や図書館、市の広報紙、ホームページなどさまざまな媒体を通じて環境情報の提供と普及・啓発を図っています。平成 23 年度における環境情報の提供回数は 24 回で、目標値を達成しています。

また、印西市では環境について学習する機会を提供するとともに、市民が主体となって実施する環境活動や環境学習への支援を実施しており、平成 23 年度における環境講座や環境イベントの開催数は 15 回となり、目標値を達成しました。

市内で活動している環境活動団体数は、29 団体となり目標を達成しました。

### 環境指標の進捗状況 - 基本目標

個別目標	環境指標	目標値	平成 22 年度	平成 23 年度	評価
	環境情報の提供回数	24 回を継続	24 回	24 回	😊
	環境講座、環境イベントなどの開催回数	12 回	12 回	15 回	😊
	こどもエコクラブ登録件数	7 件	2 件	2 件	😞
	環境活動団体数	17 団体	24 団体	29 団体	😊
	「いんざい環境フェスタ」の来場者数	現状より増やす (印西市第 2 次基本計画)	6,000 人	3,000 人	😞



## 4 環境の現状と今後に向けて

### 世界と日本の環境の現状

世界全体の二酸化炭素排出量は増加傾向にあり、日本の平均気温は 100 年あたり約 1.2 (1898~2010 年) 上昇しています。日降水量 100 ミリ以上の大雨や、猛暑日の増加など、身近なところにも影響が及んでいることを感じられるのではないのでしょうか。

こういった地球温暖化問題に対応するため、国際的には京都議定書 が採択されており、その第一約束期間以降 (2013 年以降) の温室効果ガス 排出削減に関する国際交渉が進められています。2011 年 11~12 月に開催された締約国会議 (COP17) では、京都議定書第二約束期間を設定し削減義務が延長されたこと、また、京都議定書に代わる新しい枠組みづくりは先送りとなり、遅くとも 2015 年末までに交渉を終え、2020 年初めの実施を目指すこと等が決定されました。

また、世界における物資循環・廃棄物に関する状況は、経済成長と人口増加に伴う廃棄物の増大が顕著で、2050 年における世界全体の廃棄物発生量は 2000 年の 2 倍以上となる見通しが示されています。日本では省資源型社会への移行が進みつつありますが、さらなる資源生産性の向上や最終処分場の確保などに今後も取り組んでいく必要があります。

近年、保全のための取組みが進められている生物多様性 については、国際自然保護連合 (IUCN) が公表しているレッドリスト 2011 によると、評価対象種の 32%にあたる 19,265 種が絶滅の危機にあるとされています。日本においても、平成 22 年度に公表された生物多様性総合評価 では、「生物多様性の損失は全ての生態系に及んでいる」とし、保全と持続可能な利用に向けた取組みが求められています。

日本国内の現状に目を向けると、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は環境にも多大な影響を与えました。建築物の倒壊等により、膨大な量の災害廃棄物が発生し、適切かつ迅速な処理が大きな課題となっています。また、原発事故により一般環境へ放出された放射性物質の継続的監視や、汚染された廃棄物の処理、土壌の除染等の対応も求められています。

大規模な災害を経験し、今後復興していくわが国において今、エネルギー政策を含め、持続可能な社会のあり方、人と人や地域とのつながりなどを見直す「変化」が求められています。

## 印西市の環境の現状と今後に向けて

印西市は、千葉県でも水辺環境に恵まれている地域であるとともに、歴史文化財に恵まれ、樹林地や農地、公園等の緑が多く残る「人々のやすらぎの場」、「生き物の生育・生息空間」が保たれた地域です。

しかし、近年の急速な都市化の影響も顕著で、農地や雑木林など身近な自然環境の減少や自動車の交通渋滞、道路や家庭からの騒音、ごみのポイ捨てや不法投棄の増加など様々な問題が指摘されています。

こうした中、印西市では平成 19 年度に改訂した環境基本計画に基づき、環境の保全と創出に関する各種施策を推進するとともに、庁内エコプランに沿って、庁内の事務・事業から発生する環境負荷を可能な限り軽減する取組みを進めてきました。

その結果、平成 23 年度は環境基本計画に定める環境指標 31 項目のうち 21 項目（昨年度は 21 項目）で目標を達成しました。基本目標 「自然を身近に感じられるまちづくり」は 3 項目中 2 項目、基本目標 「安心して生活できる“暮らしづくり”」は 23 項目中 16 項目、基本目標 「みんなで環境を育てる“しくみづくり”」は 5 項目中 3 項目で目標を達成し、各基本目標の半数以上の項目が目標を達成しており、取組みの成果が表れてきたものと言えます。

一方、個別目標ごとにみると、「まちの緑を増やす」、「エネルギーを有効に利用する」、「ごみの量を減らし、資源の循環を進める」は多くの項目で目標を達成することができませんでした。これらは今後より積極的な取組みが求められます。

環境保全のための取組みは、市民や事業者の皆さんの協力が不可欠です。

環境基本計画に定める目指す環境の姿「大切な自然と安心できる暮らしをみんなで守り、育てるまち いんざい」は、人と人、地域と地域が協力し合い、先人たちが残した豊かな環境を将来の世代に引き継いでいくという思いを形にしたものです。これを実現するため、市民・事業者・市が協働のもと、目標の達成に向けた取組みを推進し、またその成果や情報を市民・事業者の皆さんと共有することで、環境保全のための次の行動へとつなげていくことが大切です。



## 5 環境審議会委員からの意見・提言

平成 24 年度版環境白書について、環境審議会委員から意見・提言がありました。

これらの意見は、今後の課題として、平成 25 年度の環境施策等に活かしていきます。

原発事故による放射性物質汚染について、情報公開と住民目線の安全対策を推進されたい。

遊休地、未利用地を活用した太陽光エネルギー、風力エネルギーの有効活用、バイオマス等の持続可能エネルギー開発の推進を検討されたい。

再生可能エネルギーの重要性が高まっているため、印西市の再生可能エネルギー普及率を示し、目標を検討されたい。

環境経営に熱心な企業からの派遣授業を小中学校の環境教育として検討されたい。

不法投棄の現状についての分析・対策が不足しており、緊急かつ重大な課題と思われるため、不法投棄の発生場所を地図で示す等、工夫して意識化に努められたい。

歩行喫煙とポイ捨てに対しどのように取り組むのか、市条例が機能しているのか等について記載を検討されたい。

リサイクル事業実施に関して、リユース・リサイクルのコストと効果を把握し、環境会計の推進を検討されたい。

## 6 環境推進(市民・事業者)会議委員からの意見・提案

平成 24 年度版環境白書について、環境推進会議委員から意見・提案がありました。

環境負荷の低減、地球温暖化防止のためにも、再生可能エネルギーの普及啓発に今後も務められたい。

竹林繁茂の対策など、緑地の保全に努め、また育成していくため、人材育成、ボランティアへの支援、緑地保全のための仕組みづくりを検討されたい。

生物多様性に配慮した環境づくり、農地や里山、水辺の保全に努められたい。

市内の自然を観察・体験・学習できる自然観察館・博物館の設置を長期的に検討されたい。

放射性物質による汚染の調査の継続、除染の実施、低線量被ばくへの対応等、情報公開により安心して過ごせる環境づくりに努められたい。

地球温暖化防止の対策として、レジ袋からマイバックへの転換、地産地消の推進、ゴミの分別、環境家計簿の更なる普及の具体的方策の強化等に努められたい。

今後とも環境に配慮したまちづくり・都市計画を進められたい。

「環境都市宣言」の宣言について検討されたい。

次世代を担う子ども達の環境保全意識を啓発する事業を検討されたい。

不法投棄、ポイ捨て防止のため、対策強化及び意識啓発等に努められたい。

環境基本計画・環境白書・環境行動指針等を、より多くの市民の方々に理解していただくための方策を検討されたい。



平成 19 年度版



平成 20 年度版



平成 23 年度版



平成 21 年度版



平成 22 年度版

# 第1章

---

## 平成23年度 いんざい環境ニュース

---

平成23年度に印西市で開催された環境関連イベントや環境保全に関する新しい取組み、出来事などを紹介します。

本文中、    印の付いている用語の解説は、資料編 P.70 用語解説をご覧ください。

## 1 放射線量低減化対策

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、建物の一部損壊や道路の陥没、電気や水道といったライフラインの被害等、印西市内においても大きな影響をもたらしました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故のため、放射性物質が環境中に放出され、健康への不安の高まりから、市では市内 48 箇所で継続的な空間放射線量測定を実施するなどの対策を行いました。

千葉県では大気中の放射線量の測定を拡充するため、県内 6 カ所に新たにモニタリングポストを設置し、既設 2 カ所と合わせ、合計 8 カ所で空間放射線量の常時監視を行っています。このうち、市内では高花の印西市立船穂中学校にモニタリングポストが新設されました。



千葉県のモニタリングポスト

### 空間放射線量等の測定

市では、5月下旬から幼稚園、保育園、小中学校、公園等の空間放射線量を測定し、広報やホームページで公表しました。

なお、身近な生活空間の空間放射線量を把握できるよう、放射線量測定器の貸出しや測定員の派遣を実施し、平成 23 年度の実績は、貸出しが 632 件、派遣が 126 件となりました。

また、幼稚園、保育園、小中学校、学童クラブ等の職員や指導員の協力をいただき、子どもの生活実態に即した累積放射線量を推計し、広報やホームページで公表しました。



空間放射線量測定の様子



測定機器

## 農産物の測定

市では、平成23年12月より出荷前の印西市産農産物の全品目を対象に放射性物質検査を実施しており、平成24年3月末までに検査を実施した39品目178検体のすべてで国が定める基準以下の結果となりました。

ただし、千葉県が行った検査で“印西市産しいたけ(原木・露地栽培)”及び“印西市産たけのこ”から国が定める基準を超える放射性物質が検出されたことを受け、生産者及び関係事業者等に安全性が確認されるまで出荷を差し控えるよう要請しています。(平成24年11月現在)

印西市及び千葉県では、今後も農産物等の放射性物質検査を継続して行い、安全性の確認に努めてまいります。

## 除染の実施

印西市は、平成24年1月1日に全面施行された「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律第110号)」に基づく「汚染状況重点調査地域」に指定されました。

これを受け、市では国と協議し、法定計画である「印西市除染実施計画」を策定し、財政的及び技術的支援を受けながら、市域全体の除染を進めています。

市では、子どもへの影響に配慮し、子どもの生活空間となる施設から優先的に除染の実施を進めています。



除染工事の様子

放射線に関する最新の情報、市の取組みが知りたい時は

市では、平成24年5月1日号広報より、毎月1日の広報に「印西市放射線対策情報」を掲載しています。放射線量の測定結果や、農産物の検査結果、除染の実施状況等を詳しく掲載しています。

また、ホームページの情報も随時更新していますので、ご覧ください。

印西市ホームページ(<http://www.city.inzai.chiba.jp/>)  
トップページより、「いざというとき」「放射線に関する情報」を選択



## 2 節電の取組み

東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故の影響で、平成 23 年度の夏季は深刻な電力供給力不足が発生しました。これを受け、市では、各公共施設内の事務室内やトイレの照明の一部消灯や、空調機器の室内設定温度や稼動時間に制限をかけるなど、率先してさまざまな節電対策に取り組み、市役所庁舎においては年間電力消費量を前年度より 28%削減することができました。

また市民・事業者のみなさんにも呼びかけを行い、一層の節電にご協力いただきました。

### 家庭及び事業所での節電

市では、家庭における節電の取組みを推進するため、市民の皆様の節電対策の参考となるよう、「家庭でできる節電十カ条」をまとめ、広報に掲載しました。

また、市内の事業者の皆様にも、事業に支障をきたさない範囲で、次のような節電の取組みをお願いしました。

店舗・商店街のネオンサインや看板の消灯、営業時間の短縮など。

オフィス照明の抑制、OA 機器のこまめな電源オフ、空調温度の設定。

夜間の会議を日中に行うなど、なるべく時間外業務を少なくする。

### 家庭節電十カ条

- 一．エアコンは、我慢ガマン扇風機
- 二．陽差しはけ、よしず、すだれにブラインド
- 三．洗濯は全部まとめて晴れた日に
- 四．沸かしたお湯は魔法瓶に移し替え
- 五．残ったご飯、保温しないで冷凍庫
- 六．冷蔵庫いつもすっきり詰め込まない
- 七．掃除機をたまにホーキに持ち替えて
- 八．江戸の知恵みんなで「打ち水」大作戦
- 九．長～く愛して。僕も買ったよLED
- 十．一つの部屋で一家だんらん楽しいな

### 太陽光発電システム等補助制度

東日本大震災以降、再生可能エネルギーの導入が一層推進されています。市では、環境負荷低減および地球温暖化防止に資することを目的とし、太陽光発電システムや太陽熱利用温水器の設置費用の一部を補助してきました。

平成 23 年度の太陽光発電システムの設置補助基数は 181 基でした。平成 17 年度からの 7 年間で累計 529 基の補助を行っています。

### グリーンカーテンの普及促進

夏の節電対策の一つとして、市ではグリーンカーテンの設置を推進しています。グリーンカーテンとはアサガオやヘチマ、ゴーヤなどのつる性植物をネットにからませ、窓や建物の壁面を覆うもので、夏の強い日差しを遮ります。また、暑い夏の日打ち水をすると涼しくなるように、グリーンカーテンは植物の葉っぱから水分が蒸発する際に周囲の熱を奪う「蒸散作用」で温度を下げる効果や、壁や地面への日射を遮ることで、放射熱の発生を防ぐ効果もあります。

#### グリーンカーテンの涼しさのヒミツ

1. 日射を遮る ~ 窓からの日射の侵入を防ぐ ~
2. 蒸散作用 ~ 葉の体温調整で放射熱を抑える ~
3. 放射熱を防ぐ ~ 家のまわりの表面温度を抑える ~

出典：環境省 チャレンジ 25

平成23年5月23日には、市役所と各支所でゴーヤの苗の無料配布を行いました。市民の皆様の節電への意識は高く、当日は長蛇の列ができました。

市の公共施設では、合計約86施設で合計1,000メートルのグリーンカーテンが設置され、カーテンの外側と内側では、平均で約2℃、最大で7℃の温度差がありました。



実ったゴーヤを食べることも楽しみの一つ

また、市が主催した「グリーンカーテンコンテスト」では、市民の皆様から様々な工夫を凝らしたグリーンカーテンの取り組みをご報告いただきました。



永治学童クラブ、子ども達も涼しげな様子



見事なグリーンカーテン

### 3 小倉台小学校のビオトープ

小倉台小学校におけるビオトープづくりの取組みが評価され、「全国学校・園庭ビオトープコンクール 2011」で日本生態系協会賞を受賞しました。

このコンクールは、学校・園庭ビオトープの優れた実践例を広く全国から収集・紹介することで、環境教育の推進や自然と共存する地域づくりに貢献することを目的に、財団法人日本生態系協会が 1999 年から隔年で開催しています。

小倉台小学校のビオトープは、「ふれあいの里」と呼ばれ、自然豊かな印西市の「里山」をモチーフにしています。二つの池と、水田、小川から構成されており、水辺にたくさんの生き物が集まってきます。

このビオトープで見られる動物は、ザリガニ・メダカ・フナ・オタマジャクシ・カエルなどで、ウグイス・シジュウカラ・ハトなどの野鳥もやってきます。

ビオトープは、自然の中で多くの生きものと直接ふれあうことによって豊かな感性を育み、命の大切さを知ることのできる環境教育の教材でもあります。小倉台小学校のビオトープも、児童達の自然観察に最適な場所として、環境教育の充実に役立っています。



水の流が再現されています



水田の様子



1年生がザリガニとりに挑戦中

## 4 中根の里山クリーン作戦

中根の里山は、印西市を代表する里山の一つですが、斜面林に点在する不法投棄現場が長年の懸案となっていました。

そこで、平成24年2月26日、「中根の里山クリーン作戦」と題して大規模な清掃活動を実施しました。その結果、24団体約260人の皆様にご協力をいただき、26トンもの不法投棄物を撤去することができました。



大規模な不法投棄現場

平成22年度には「不法投棄撤去事業」として25箇所の現場から合計111トンの不法投棄物を協働撤去しており、これと合わせて市内の民有地における大規模な不法投棄現場はほぼ一掃することができました。

不法投棄物を放置すると、そこに新たな不法投棄を呼び込む悪循環が生じ、状況によっては有害物質が漏出するなど、深刻な環境汚染に発展するケースもあります。

市では、監視カメラの増設や市職員及び不法投棄監視員、委託警備会社によるパトロールなどにより監視体制を強化していますが、市民のみなさんが「不法投棄は絶対にさせない、許さない」という強い気持ちで監視の目を光らせることが、何よりも効果的です。今後も市民のみなさんと連携し、不法投棄の撲滅を目指していきます。



約260人が参加した大規模なクリーン作戦



不法投棄撤去後 きれいな里山に

## 5 地産地消シンポジウム

印西市は、千葉ニュータウンを中心に都市化・人口増加が進む一方で、緩やかな丘陵には広大な水田地帯が広がる農住調和の未来型都市です。

温暖な気候と豊かな農地を背景に、野菜や果実など多様な農産物が一年を通して生産され、特に米は、印旛村・本埜村との合併により県内でも有数の産地になりました。現在、市では地域の農業振興と、市民メリットの向上に向けて、地域の農産物を地域でもっと消費してもらおうという「地産地消」の仕組みづくりを進めています。

地産地消シンポジウムは、「地域の豊かな食材をみんなの楽しい食卓へ」をテーマに、旬の新鮮な地場農産物を使った料理の楽しさを知っていただき、地産地消について市民の理解を深めていただくことを目的として、平成24年1月28日に文化ホールにて開催しました。

当日は、一般市民をはじめ各農業団体、千葉県及び周辺市町村関係者等、約250名の方々に参加いただき、地域農家や学校給食における取組みの発表のほか、シニア野菜ソムリエの高原和江先生による「地域食材の魅力をいかして、楽しい食卓づくり」と題した基調講演や、「印西市地産地消推進計画の報告」、「チーバくんといっしょに地産地消 ×クイズ」等が行われました。



文化ホールで開催しました



高原和江先生の基調講演



チーバくんも参加した ×クイズ  
上位入賞者にはプレゼントも

# 第2章

---

## 個別目標の進捗状況

---

「環境基本計画」に掲げている15の個別目標の達成に向け、環境の現状、市の取組みの実践状況、市民・事業者の活動・参加状況について報告します。

# 1 自然を身近に感じられる “まちづくり”

## 1-1 樹林地や農地を守り、育てる [個別目標]

### 現状と課題

印西市の樹林地は、谷津田の斜面林とゴルフ場の樹林が大半を占めています。また、河川沿いには農地が広がり、主に水田として利用されています。しかし、これらの樹林地や農地は、宅地造成などの開発や不十分な管理、農家の担い手不足などの影響を受け、減少傾向にあります。

豊かな自然を身近に感じられるまちづくりのために、市民・事業者と協力しながら、樹林地や農地を守り育てていくとともに、自然とふれあえる場所や機会の創出が求められています。

### 平成 23 年度実施状況

#### 樹林地・草地などの保全

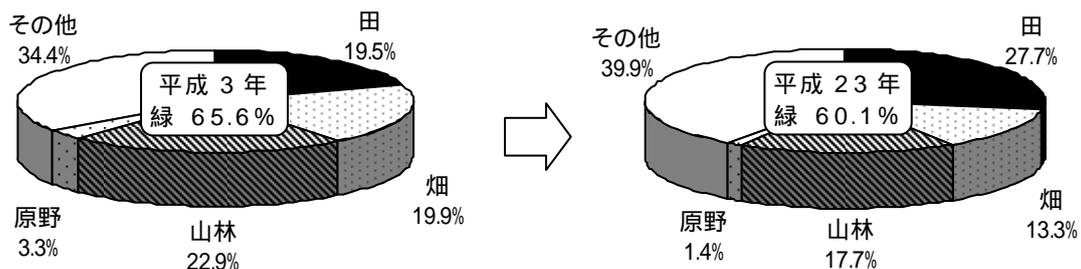
市内に広がる樹林地や田畑などを合わせた緑は、市域の 60.1% (74.3 km<sup>2</sup>) を占めています。前年の平成 22 年度の 60.5% より 0.4% 減少しており、65.6% あった平成 3 年度と比較すると、約 5% の減少となります。市では樹林地の減少を抑制するための指導や、広報による周知を継続的に実施していますが、伐採される面積が増えている状況です。

〈 草深の森・ふるさと農園 位置図 〉



また、市では里山の保全・活用や市民参加のしくみづくりを進めています。平成 23 年度は、草深の森において竹林の伐採・枯れ木除去等のボランティア作業と草深の森の探索を行い、市民の皆さん 50 名が参加しました。

〈 土地利用面積の変化 〉



## 農地の保全

市内の遊休農地 対策として、遊休農地再生対策協議会が耕作放棄地再生利用事業を実施し、250aの耕作放棄地を解消しました。

農家の担い手不足対策としては、農業従事希望者に基礎的な農業知識を習得させる農業研修（1回、11名参加）を実施するとともに、農業版ハローワークへの登録を促進しました。

また、地場農産物の利用を促進するために、学校給食などへの利用推進を図るとともに、「印西市地産地消推進計画」を策定したほか、「印西市農産物ブランド化推進補助金」による市内農産物のブランド化を推進しました。

## 樹林地や農地とのふれあいの場の創出

市民が樹林地や農地とふれあえる場として「草深の森」や「ふるさと農園」を提供しています。

平成23年度は、ボランティアとの協働により草深の森の草刈り、間伐、枝打ちを行いました。また、BIG HOP 駐車場で開催した「産業まつり」では、生産者と消費者の交流を図り、安全・安心な顔の見える農業の推進に努めました。

## 市民・事業者の活動・参加状況

草深の森の整備作業に、地権者や市民のみなさんなど50名のご参加をいただき、作業を通じて広くご意見等を聞くことができました。

平成23年度のふるさと農園の利用者は193名で、農業を身近に感じていただくことができました。

産業まつりには約30,000人のみなさんにご来場いただきました。

### コラム 草深ふるさと農園

土や緑とのふれあいを通じての生きがいづくり、健康づくりに役立てていただくため、市民農園「草深ふるさと農園」を開設しました。

野菜の栄養素は、収穫から店頭まで流通によっても損なわれるといわれています。そうした流通と調理による栄養の損失を最小限に抑えるには、自分で栽培した野菜を収穫してすぐに調理するのが一番のおすすめです。

対象：市内在住の方

区画：約30m<sup>2</sup>（5m × 6m）



## 1-2 さまざまな生き物を守る [個別目標]

### 現状と課題

印西市には、里山という貴重な自然環境が残されており、多様な生き物が生育・生息していますが、近年の市街化や土地開発、樹林地や水辺の管理不足などにより、その保全が課題となっています。

市では、印西自然探検隊などを通じて市民意識の高揚を図るなど、動植物の生育・生息環境の保全に向けた取組みを進めています。

なお、外来生物 問題については、国や県と連携しながら市民や事業者への情報提供と啓発を図り、在来種 の生態系を保全していく必要があります。

### 平成 23 年度実施状況

#### 生き物の生育・生息環境の保全・創出

市では、県や周辺自治体と協力し、手賀沼・印旛沼流域の水生植物の再生事業を推進するとともに、野生動植物の生育・生息環境の保全や生き物の密猟抑止、外来種の移入防止などについて普及啓発を図っています。

平成 23 年度に市内全域で実施した自然環境調査では、植物 803 種、動物 539 種（哺乳類 9 種、鳥類 102 種、爬虫類 11 種、両生類 6 種、昆虫類 387 種、魚類 24 種）が確認され、このうち「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」に定める特定外来生物は、植物 4 種、哺乳類 1 種、両生類 1 種、魚類 4 種の計 10 種でした。

また、外来生物の防除として、市では平成 23 年度はアライグマ 12 匹とカミツキガメ 3 匹を捕獲した他、外来種に関する情報を広報等に掲載することで普及・啓発に努めました。

#### （市内で確認された外来種生物）

分類群	外来種	特定外来生物
植物	145 種	ナガエツルノゲイトウ アレチウリ オオフサモ オオカワジシャ
動物	哺乳類	2 種 アライグマ
	鳥類	4 種 -
	爬虫類	1 種 -
	両生類	1 種 ウシガエル
	昆虫類	2 種 -
魚類	5 種	チャネルキャットフィッシュ カダヤシ ブルーギル オオクチバス(ブラックバス)

【出典】印西市自然環境調査(平成 23 年度)



印西市で捕獲されたアライグマ

### 調査・観察会などの継続実施

市では、市内に残る自然環境とそこに生育・生息する生き物たちを知ってもらうことを通じて環境保全意識の向上を図る目的で「自然探検隊」を継続的に実施しています。平成23年度は4回実施し、延べ44人のご参加をいただきました。

また、平成15年度から実施していた市民参加による生物モニタリング調査は平成20年度で終了しましたが、今後は小学生の親子を対象とした「生き物調べ」の実施を検討し、準備を進めています。



第2回自然探検隊の様子

### 市民・事業者の活動・参加状況

浦部川周辺で水辺の生き物、草深の森での昆虫・植物、松虫地区及び結縁寺地区での巨樹古木などを観察しながらその保全方法について学ぶ自然探検隊を4回実施し、延べ44名のみなさんが参加しました。

#### コラム 生物多様性をまもるために

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。環境省では、生物多様性に取り組む際のヒントとなる「国民の行動リスト」を3つのアクションごとにまとめています。

##### My 行動宣言 3つのアクション

##### Action1 生物多様性にふれよう

身近な生き物を見たり、生き物を育てたり、自然の中で遊びましょう。

##### Action2 生物多様性をまもろう

自然保護活動に参加したり、自然を汚さないようにしましょう。

##### Action3 生物多様性をつたえよう

家族と自然の恵みや大切さを語り、「生物多様性」を守る仲間を応援しましょう。

地球のいのち、つないでいこう



生物多様性

出典：環境省ホームページ

## 1-3 親しみのある水辺をつくる [個別目標]

### 現状と課題

印西市には 19 の一級河川（利根川水系）が流れています。また、印旛沼や下手賀沼の周辺は一部が県立印旛手賀自然公園地域に指定されています。

河川・池沼以外にも、防災調整池 や用水路、湧水 などが多数点在し、千葉県内でも水辺環境に恵まれた地域だと言えます。水辺はさまざまな動植物の生育・生息環境であるとともに、人々にやすらぎを与えてくれる場所でもあり、市民・事業者・関係機関と連携して、市内の河川や池沼の清掃活動や自然観察会などを通じた水辺環境の保全・創出を進め、良好な水辺環境を後世に引き継いでいく必要があります。

### 平成 23 年度実施状況

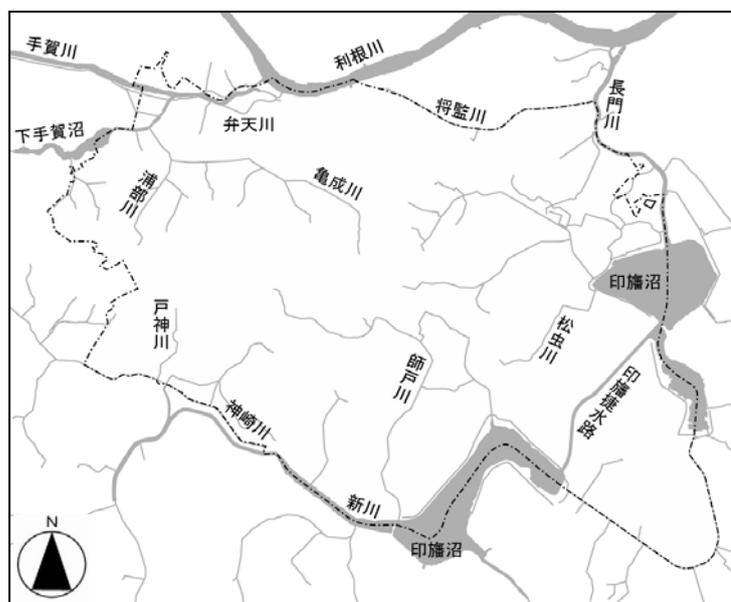
#### 水辺環境の保全

市では、市内主要 9 河川の水質調査を年 4 回実施し、水質の経年変化を把握するとともに、水質の監視を行うことで、河川や池沼の水質保全を図っています。また、亀成川上流部の河川改修工事では、自然環境に配慮した多自然型工法を取り入れました。

#### 水辺とのふれあいの場の創出

今後も印西自然探検隊や県など関係機関等と連携・協力しながら水辺とのふれあいイベントの実施・支援をしていきます。

〈 印西市と周辺の主な河川・湖沼 〉



### 市民・事業者の活動・参加状況

NPO との企画提案型協働事業として竹袋調整池と周辺地域の草刈業務及び伐根除草を実施し、水辺環境の適切な維持・管理を行うことができました。

手賀沼水環境保全協議会において、手賀沼流域の河川の水質調査、湧水調査を市民のみならずとも実施しました。

### コラム 手賀沼流域フォーラム全体会

手賀沼流域フォーラムでは、流域各地で地域の市民活動団体が企画し、水質調査や自然観察会、歴史・景観散策会などを行う「地域企画」に加え、その参加者が発見や情報を共有する場として「全体会」を開催しています。

平成23年度の全体会はPart1からPart5が開催されました。Part1では、手賀沼で近年分布が拡大している、ハスについて見て知っていただくことを目的として、「手賀沼のハスを見よう！」と題し、船上からの観察や、地域のみなさんが楽しめるイベントが開催されました。

#### 全体会 Part1『手賀沼のハスを見よう！』

開催日：平成23年7月30日（土）

会場：千葉県 手賀沼親水広場

参加者数：150名

#### ハスの観察

ボート、遊覧船に乗って、ハスの観察を行いました。7月は開花期のため、大きく成長したハスを見ることができます。10人乗りのボートが5回、35人乗りの遊覧船が1回就航しましたが、すぐに満員となり大変好評でした。



手賀沼のハス

#### パネル展示、写真展など

「手賀沼のハスは?!」というパネル展示のほか、手賀沼のハスと風景写真展や、手賀沼の魚「モツゴ」、水生植物の「ガシャモク」を観察できる水槽も展示されました。

また、クイズやカブトムシ相撲大会、ハス製品の試食コーナー等が設けられるなど、地域の子供から大人までが楽しめるイベントとなりました。



パネル展示・写真展の様子

### コラム 印旛沼・手賀沼の水質

印旛沼・手賀沼は、昭和30年代以降の都市化の影響で水質が悪化し、全国ワースト1位となった過去があります。

近年は様々な水質浄化対策の効果が現れ、改善傾向にあります。平成22年度もワースト5位に付けており、沼の水質浄化へ向け、今後も継続的な取組みが求められています。

#### 平成22年度 全国湖沼のCOD 濃度ワースト5

順位	湖沼名	COD年平均値
1	長沼 (宮城県)	11 mg/l
2	漆沢ダム (宮城県)	9.3 mg/l
3	霞ヶ浦 (茨城県)	9.2 mg/l
4	常陸利根川 (茨城県)	9.1 mg/l
5	印旛沼 (千葉県)	8.9 mg/l
〃	手賀沼 (千葉県)	8.9 mg/l

出典：環境省

## 1-4 まちの緑を増やす〔個別目標〕

### 現状と課題

私たちの身近にある緑は、生活にやすらぎと潤いをもたらすばかりでなく、空気の浄化や夏の暑さの緩和、防災効果などさまざまな機能を持っています。

印西市では、市民にとって身近な公園の美化・保全等のため、自治会、地域住民、事業所等が自発的かつ自主的に行う緑地の管理・美化活動の支援を行っています。

環境基本計画では、目標年次（平成24年）までに市民一人当たりの都市公園面積を16.6m<sup>2</sup>とする目標を設定して緑の保全・創出を目指しており、年々目標値に近づいています。

今後も、緑や公園に対する市民・事業者の意識と理解の向上を図り、市民参加による緑化活動を推進していく必要があります。

### 平成23年度実施状況

#### 公用地内の緑化

市では、身近な公園や総合公園などの都市公園を計画的に整備するとともに、市民参加による公園や緑地の管理活動を支援しています。

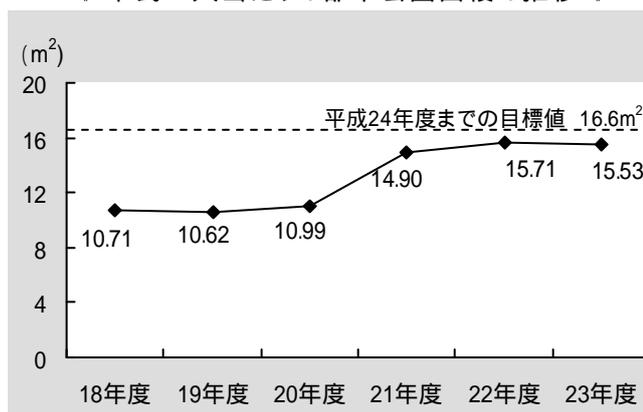
平成23年4月現在、印西市における都市公園は、県立公園2ヶ所（北総花の丘公園、印旛沼公園）、総合公園1

ヶ所（松山下公園）、運動公園1ヶ所（本埜スポーツプラザ）、地区公園4ヶ所（印旛中央公園、牧の原公園など）に加えて近隣公園11ヶ所、街区公園85ヶ所、都市緑地25ヶ所の計129ヶ所が整備されています。都市公園・都市緑地の総面積は140.50haで、市民一人当たりの都市公園面積は15.53m<sup>2</sup>となっています。

#### 民有地内の緑化

市内において開発行為を行う際には、開発面積の5%以上の緑地を確保するよう指導しています。また、戸建住宅を建設する際には、各区画に生垣等の植栽を積極的に行うよう要請しています。

〈市民一人当たりの都市公園面積の推移〉



## 緑化推進のための人づくりと情報発信

市では、広報等により「県立北総花の丘公園」の情報を提供し、緑化の推進を図っています。

### 市民・事業者の活動・参加状況

市民参加による公園等の清掃作業で、散乱ごみなどが減少しました。美化活動協定締結数は19団体となっています。



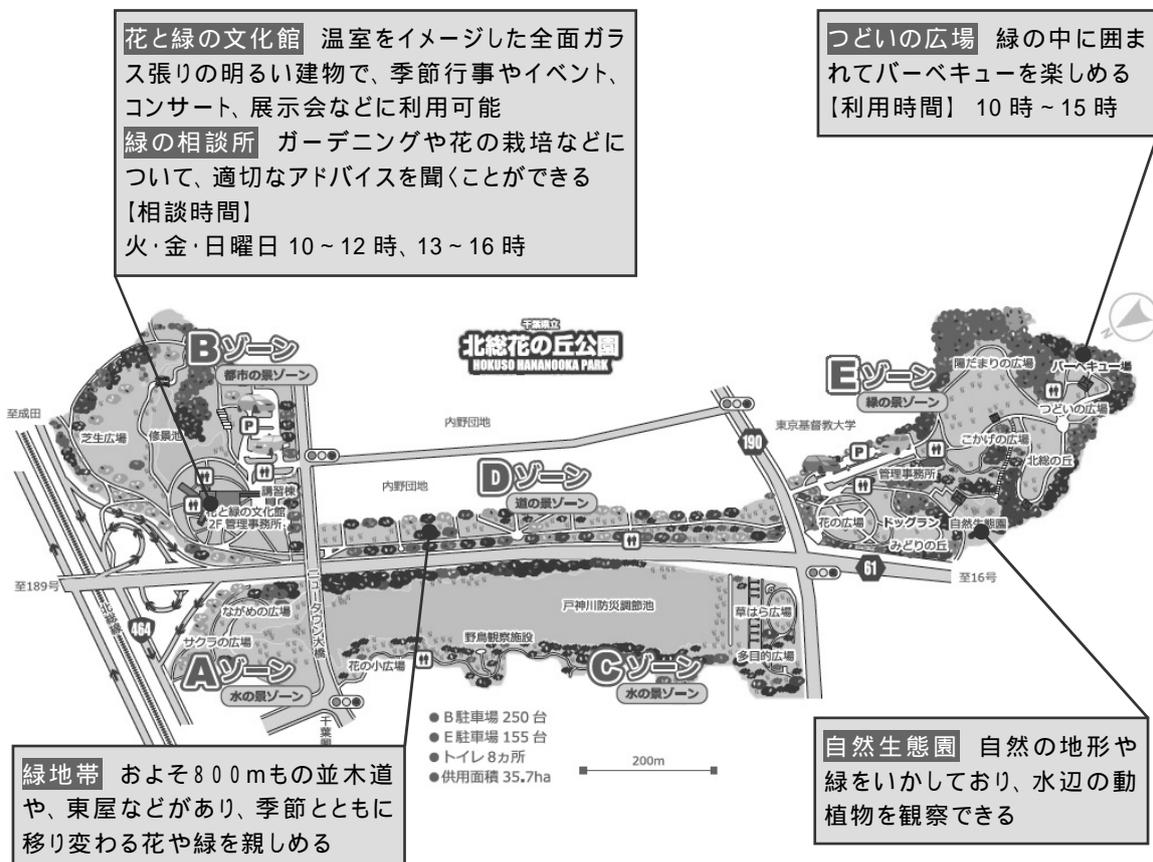
花の丘公園では、草花の手入れなどのさまざまな講習会も実施されています

### コラム 北総花の丘公園

北総花の丘公園は、平成21年4月1日に拡張オープンし、千葉ニュータウン地区で最も大きな都市公園（開園面積50ha）となりました。

公園は道路を隔てて5つのゾーンに分かれており、「水の景ゾーン（A・Cゾーン）」と「緑の景ゾーン（Eゾーン）」は、戸神調整池や既存林を活かした自然色豊かなゾーンとなっています。特にEゾーンは自然の地形や緑を活かしており、谷間に設けられた自然生態園では水辺の動植物を観察することができます。

なお、災害時には、広域避難場所としての役割を担っています。



出典：北総花の丘公園 HP (<http://www.cue-net.or.jp/kouen/hana/index.html>)

## 1-5 歴史や文化を大切にする [個別目標]

### 現状と課題

印西市には、歴史的、文化的な遺産が数多く分布しています。史跡や有形・無形の文化財は、先人のあゆみを伝える市民の貴重な財産であり、また、それらを取り巻くように貴重な自然環境が残されています。

文化財指定地は、管理者や所有者等の協力を得て保護するとともに、市民が文化財にふれあえる場としても活用しています。文化財の保護・活用については、無形の民俗文化財を次世代へ継承していくための啓発や支援、市内埋蔵文化財分布調査の実施など、今後も継続的に推進する必要があります。

また、湧水や巨樹・巨木林についても次世代に継承していくための保全策を検討するとともに、引き続き情報提供を呼びかけ、得られた情報を基により詳細な調査を実施していく必要があります。

### 平成 23 年度実施状況

#### 歴史文化財の保存

市では、市内に所在する文化財の保護・調査を行っており、平成 23 年度は市内の仏像調査、石造物調査を実施しました。また、管理者・地域住民の協力を得て、文化財指定史跡の清掃・管理を実施しました。



仏像調査の様子

印西市は、国の天然記念物「木下貝層」をはじめ国指定文化財 6 件、県指定文化財 16 件、市指定文化財 25 件、登録文化財 1 件、合計 48 件の文化財を有しており、管理者や所有者の協力のもと、文化財指定地の清掃・管理など、その保存に努めています。

#### 巨樹・巨木林などの保全

平成 23 年度は、前年度に実施した「巨樹・巨木林等調査」の結果に基づき、養生の必要な樹木 14 本について専門家による診断を実施しました。

#### 歴史的文化的環境とのふれあい創出

市では、印西ふるさと案内人協会の主催事業である木下街道膝栗毛等市民団体が実施するイベントの後援等を通じ、市内の文化財や自然環境にふれる機会の提供を支援しました。

市民・事業者の活動・参加状況

木下街道膝栗毛では、多くの市民が印旛地区の歴史探訪に参加し、文化財や自然環境にふれてもらうことができました。

コラム 歴史・文化の保全 ～いんざいの歴史・文化～

印西市では、数多くの史跡や有形・無形の文化財を見ることができます。

本市には、いにしへの姿を伝える歴史的、文化的な遺産が今も時代を越えて息づいています。これらは、地域の人々が暖かい心を持って大切に守り育ててきた財産です。

先人たちが残してくれた遺産を次世代へ継承していくことが、今を生きる私たちに課せられた使命ではないでしょうか。



国指定文化財 栄福寺薬師堂  
(昭和29年9月指定)

いんざい文化財マップ



## 2 安心して生活できる “暮らしづくり”

### 2-1 空気をきれいにする [個別目標]

#### 現状と課題

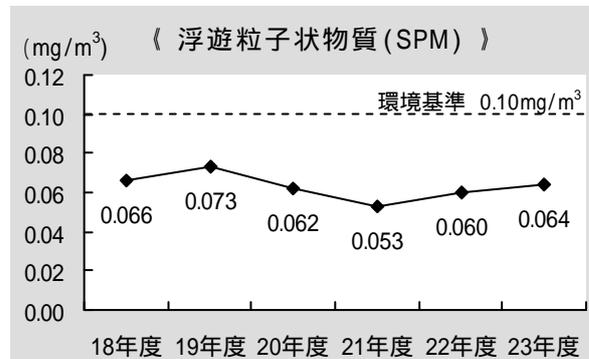
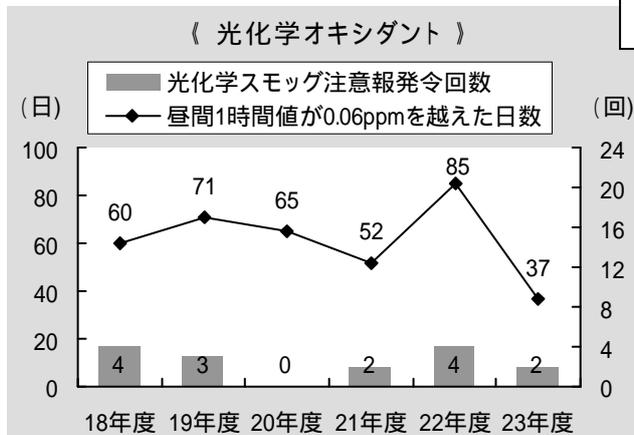
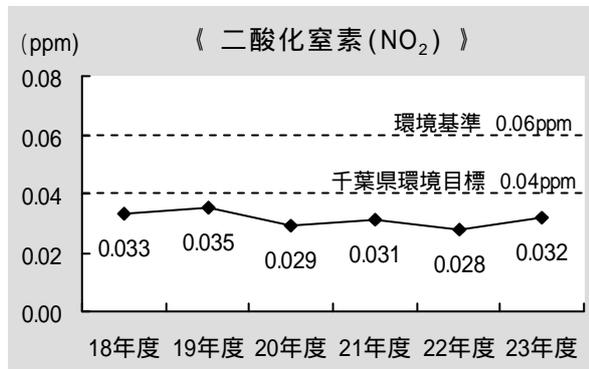
市内では高花地区に設置されている一般環境大気測定局で、大気質を常時監視しています。二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄については、平成13年度以降環境基準を達成していますが、光化学オキシダント（光化学スモッグ）は依然として環境基準を達成しておらず、光化学スモッグ注意報も2回発令されました。

大気汚染の主な原因は、自動車や工場・事業場からの排出ガスです。汚染状況を継続的に把握するとともに、自動車NOx・PM法や九都県市ディーゼル規制の工場・事業場への周知、エコドライブの啓発などの排出ガス対策が求められます。

また、広域的な対応が求められる大気汚染対策は、県や周辺市町村との情報共有など連携した対策を行っていく必要があります。

大気汚染物質の測定結果は資料編(P.1)をご覧ください。

#### 大気質濃度の推移



備考) 光化学スモッグ注意報は、光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上の濃度となった場合に発令されます。  
資料: 千葉県「平成23年度大気環境常時測定結果」

## 平成 23 年度実施状況

## 大気汚染対策

印西市高花にある一般環境大気測定局で測定している大気汚染物質のうち、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び二酸化硫黄は平成 13 年度以降環境基準を達成しています。しかし、光化学オキシダントは環境基準（0.06ppm 以下）を達成しておらず、光化学スモッグ注意報も 2 回発令されました。

しかし、過去には 100 日前後あった環境基準超過日数は減少傾向にあり、平成 23 年度は 37 日となりました。

市では、市内エコプランによりアイドリングストップ などエコドライブの推進やノーカーデーの実施、公用車の低公害車 への転換促進等の対策に取り組んでいます。また、市民に対して環境行動指針等を通じてエコドライブの推進を呼び掛けました。

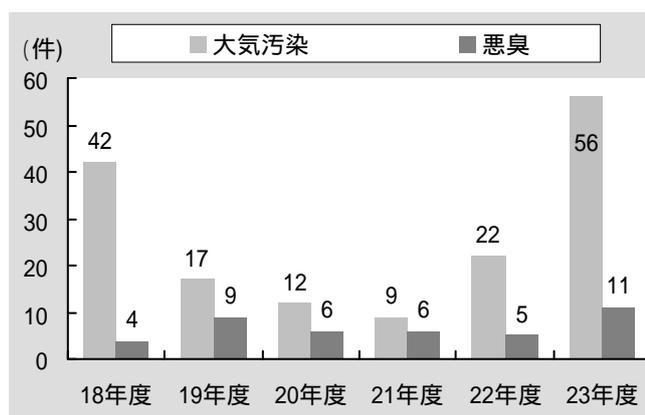
工場や事業場に対しては、広報等により基準外焼却炉による焼却行為や野焼き防止の普及啓発を図っています。

## 悪臭 防止対策

平成 23 年度は、悪臭に関する苦情が 11 件寄せられました。

市では、悪臭を発生させる施設の管理者に対処するよう指導を行っているほか、畜産業者等への定期的な立入りを実施しています。

（苦情件数の推移）



## 監視・測定 of 継続実施

市内 2 地点（印西市役所屋上、高花測定局）で、大気ダイオキシン類調査を実施し、大気の状態を把握しています。また、測定結果は県に報告しています。

## コラム 自転車のでかけよう！

現在、「健康的」、「かっこいい」などといった視点から、自転車や徒歩による移動が見直されています。

自転車は、排気ガスを出さず環境に良いだけでなく、健康づくりにも役立ち、渋滞を気にする必要もありません。通勤や通学、買い物など、自転車で行ける範囲の近距離の移動は、車を使わずに、自転車のでかけてみましょう。

自転車に乗る時はマナー、交通ルールを守りましょう。



## 2-2 水や土をきれいにする [個別目標]

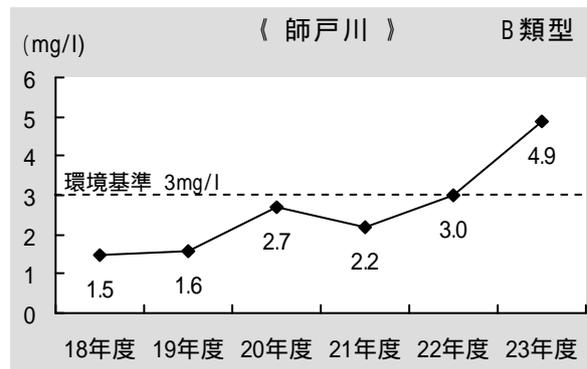
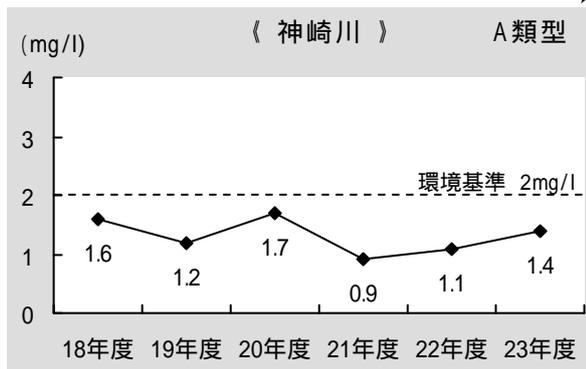
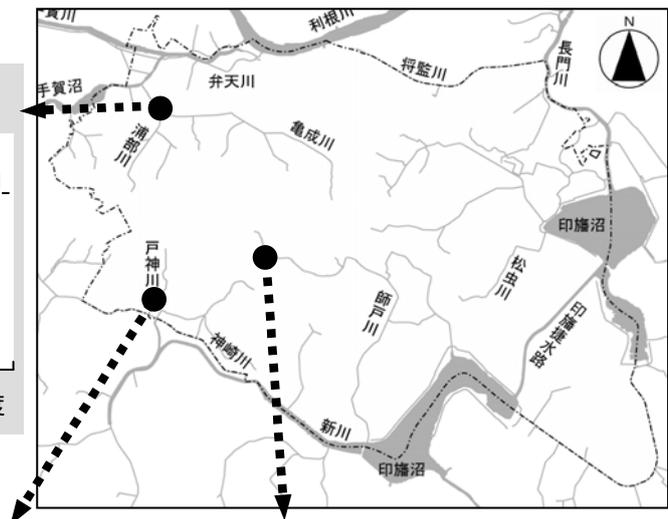
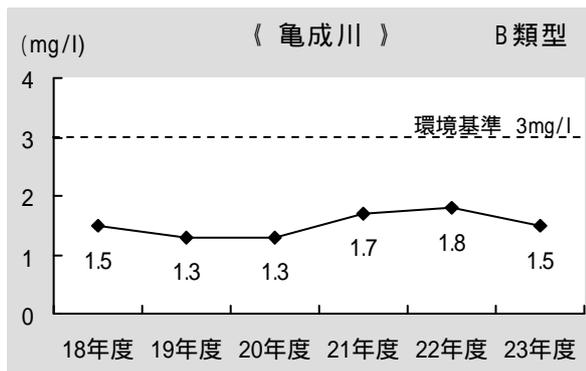
### 現状と課題

市では、亀成川、神崎川、師戸川など市内9河川において年4回の水質測定を実施しています。水質環境基準の類型が指定されている亀成川、神崎川及び師戸川の3地点のうち、平成23年度調査では師戸川のBODが環境基準を超過していました。

河川の水質改善のためには、計画的な公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置補助の実施、雨水地下浸透等の取組を進めるとともに排水時のマナー啓発などを実施し、市民の水質に対する意識の高揚を図る必要があります。

また、土壌汚染・地下水等の対策については広域的な監視・対策が必要であるため、県や周辺市町村との連携を図っていきます。

BOD濃度(年間75%値)の推移



#### 備考)

A類型：水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの)、水産1級(ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並び水産2級及び水産3級の水産生物用)、水浴及びB類型以下に掲げるもの。

B類型：水道3級(前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの)、水産2級(サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用)及びC類型以下に掲げるもの。

## 平成23年度実施状況

## 排水対策

市では河川の水質を改善するために、公共下水道の整備や接続率向上のためのPRに取り組んでおり、平成23年度末時点の下水道普及率は行政人口91,505人に対し80.3%となりました。

また、合併処理浄化槽の設置補助も並行して実施しており、平成23年度の設置率は下水道処理区域外6,232世帯に対し58.9%となっています。

平成23年度の廃食用油回収量は、ホームページや広報紙への掲載により、5,460kgとなりました。回収量は前年度より3,996kg増加し、インクの原料等への再資源化に貢献しています。

## 土壌汚染・地下水対策

市では、不法投棄による土壌や地下水の汚染を防止するために、巡回や定点監視、監視カメラの設置等を実施しています。平成23年度は不法投棄の防止啓発を継続的に実施したほか、民有地の大規模な不法投棄現場を地元町内会等との協働により撤去しました。

## 監視・測定の実施

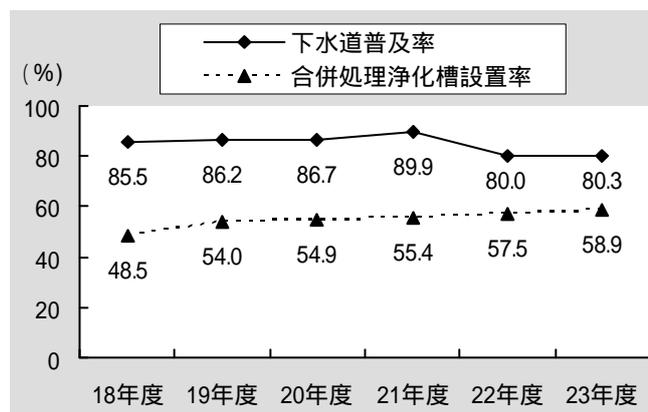
市では、公共水域や地下水などの汚染を防止するため、定期的な監視・測定を実施しています。また、生活排水対策として合併処理浄化槽の設置補助の継続実施及び設置推進のための啓発活動を実施しました。さらに、印旛沼・手賀沼の水質を改善するため、県や周辺市町村と連携して、普及啓発及び浄化対策事業を推進しています。

## 市民・事業者の活動・参加状況

市民団体主催による飲み水と捨て水の学習会に市民が参加し、手賀沼の水質測定(パックテスト)等を体験しました。

手賀沼水環境保全協議会で、市民参加による河川・湧水の協働調査を実施しました。市と地元町内会等が協力し、不法投棄への対処や防止対策を実施しました。

《 下水道及び合併処理浄化槽の普及率の推移 》



## 2-3 騒音や振動などを低減する [個別目標]

### 現状と課題

騒音や振動は感覚的・心理的な影響により、日常生活の快適さが損なわれることから感覚公害と呼ばれています。騒音・振動の発生源は自動車の走行や工場などの操業、飲食店や家庭から発生する生活騒音などさまざま、特に道路交通騒音は環境基準を超過している地点が多く、今後も県や周辺自治体と連携した対策の推進が求められます。

また、近年新たな環境問題として過剰な屋外照明による光害が取り上げられています。大型店舗等の事業活動に伴う騒音・振動の防止や、屋外照明の適正使用などについて意識啓発を図っていく必要があります。

### 道路交通騒音・振動の測定結果

測定年度	地点名	騒音レベル Leq (dB)			振動レベル (dB)		
		昼間	夜間	地域の類型	昼間	夜間	区域の類型
平成 18 年度	県道市川印西線 浦部 588-3 付近	73 (70)	70 (65)	C 地域	54 (70)	46 (65)	第 2 種区域
平成 19 年度	国道 464 号 原山二丁目地内	74 (70)	71 (65)	A 地域	50 (65)	46 (60)	第 1 種区域
平成 20 年度	県道千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地内	69 (70)	66 (65)	A 地域	45 (65)	39 (60)	第 1 種区域
平成 21 年度	市道 00-005 号 小林浅間三丁目地内	70 (65)	63 (60)	B 地域	34 (65)	27 (60)	第 1 種区域
平成 22 年度	県道千葉竜ヶ崎線 木下 1401-45 付近	73 (70)	73 (65)	B 地域	53 (65)	45 (60)	第 1 種区域
平成 23 年度	県道千葉コ-タウ南環状線 高花 2 丁目 6 地先	66 (70)	59 (65)	A 地域	35 (65)	26 (60)	第 1 種区域

資料：環境保全課

### 《 道路交通騒音・振動の調査地点 》



備考 1) 測定結果表のカッコ内の数字は、騒音の環境基準及び振動の要請限度を記載しています。

備考 2) 平成 18～20 年度及び平成 22～23 年度は、測定地点が県道及び国道のため、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較しました。

備考 3) 騒音の地域の類型、振動の区域の類型については資料編 P.6 を参照してください。

## 平成 23 年度実施状況

## 自動車の騒音・振動対策

市では、市内の主要幹線道路において道路交通騒音及び振動の実態調査を実施しています。平成 23 年度は、県道千葉ニュータウン南環状線（高花 2 丁目 6 地先）で調査を実施した結果、道路交通騒音は昼夜とも基準以下となり、道路交通振動も要請限度を下回っていました。

なお、市内の主要幹線道路では、道路交通騒音が環境基準を超過する状況が続いているため、市では関係機関に測定結果を報告し、対策の実施を依頼しています。

## 工場・事業場などからの騒音・振動対策

市では、事業所や商業施設、建設作業などによる騒音・振動を防止するために、特定施設や特定建設作業の届出を通じて適切な指導を行っています。また、ポスター掲示などにより、生活騒音問題の周知を図っています。

## 光害対策

市では、住環境や動植物等への影響を考慮したネオンサインなど、屋外照明の適正使用に関する啓発を行っています。

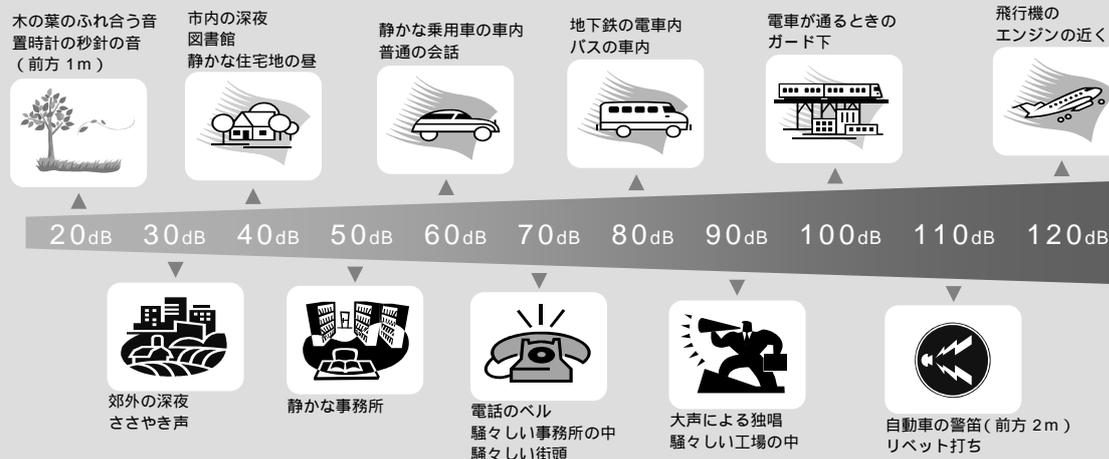
## コラム 「うるさい！！」ってどの位？

家族の中でも、ちょうどいいと感じるテレビや音楽の音量が違うように、感覚公害と言われる「騒音」も人によってずいぶん感じ方が違うものです。

そんな騒音の大きさを表現する単位として使われているのが「dB（デシベル）」ですが、ではどの程度の音は何 dB なのか想像できますか。

下の図はよく聞かれる騒音の大きさを dB で表わしたものです。騒音測定結果を見る際の参考にしてください。

## 騒音の大きさの例



## 2-4 有害化学物質による汚染を防ぐ [個別目標]

### 現状と課題

私たちの身のまわりには、プラスチック、塗料、合成洗剤など、国内で流通しているだけでも数万種類の化学物質があると言われています。これらの化学物質を利用することで便利な生活を送ることができる一方、人の健康やさまざまな生物に有害な作用を引き起こすものも含まれており、近年、これらによる汚染が問題となっています。

市では、有害化学物質による市民の健康や生態系への影響を未然に防止するために、ダイオキシン類などの有害化学物質調査の実施や、事業者が化学物質を適正に管理するための指導を行っています。

市で調査しているダイオキシン類については、全ての地点で環境基準を達成していました。今後も継続した調査を実施するとともに、事業者に化学物質の適正管理、使用の抑制などを行うよう働きかけ、適切な情報を提供していく必要があります。

### ダイオキシン類の測定結果

#### 〈 大気 〉

単位：pg-TEQ/m<sup>3</sup>

地点名	毒性等量 年平均値					環境基準
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
印西市役所屋上	0.058	0.054	0.046	0.027	0.058	0.6 以下
高 花	0.044	0.056	0.051	0.036	0.040	
小林小学校	0.067	0.053	0.050	-	-	

#### 〈 地下水 〉

単位：pg-TEQ/l

測定年度	地点名	毒性等量	環境基準
平成 19 年度	木下小学校	0.069	1 以下
平成 20 年度	東京電機大学	0.21	
平成 21 年度	小林新田青年館	0.016	
平成 22 年度	大森地先	0.046	
平成 23 年度	-	-	

#### 〈 土壌 〉

単位：pg-TEQ/g

測定年度	地点名	毒性等量	環境基準
平成 19 年度	木下小学校	0.0025	1,000 以下
平成 20 年度	印西地区環境整備事業組合	6.6	
平成 21 年度	牧の原公園	0.47	
平成 22 年度	平賀地区構造改善センター	0.91	
平成 23 年度	滝野公園	0.84	

資料：環境保全課

## 《 印西クリーンセンターの排気口におけるダイオキシン類の測定結果 》

単位:ng-TEQ/Nm<sup>3</sup>

地点名	毒性等量 年平均値					環境基準
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	
1号炉	0.056	0.063	0.14	0.17	0.11	1以下
2号炉	0.069	0.064	0.029	0.057	0.035	
3号炉	0.021	0.0039	0.027	0.044	0.017	

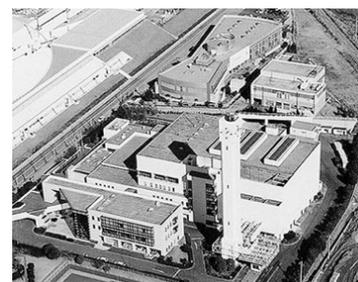
資料:印西地区環境整備事業組合

備考) 測定結果についてのご質問は、印西地区環境整備事業組合にお問合せください。(TEL:0476-46-2731)

## 平成 23 年度実施状況

## 有害化学物質の排出防止対策

市では、県と連携して大気や土壌中のダイオキシン類濃度を調査しています。また、印西クリーンセンターでは排出ガスの測定を実施しています。その結果、平成 23 年度は全地点・全項目で環境基準を達成しました。



印西クリーンセンター

また、公共施設の敷地においては、除草剤を使用せず、殺虫剤の使用は最低限とするなど、化学物質の排出防止に努めています。

## 有害化学物質に関する情報の収集・提供

県や周辺自治体と連携し、有害化学物質の情報収集に努めるとともに、市民や事業者への情報提供を行っています。平成 23 年度には、特に悪化の恐れがある有害物質はありませんでした。

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づく、印西市における平成 21 年度の化学物質届出排出量は 83 t、移動量は 12 t でした。なお、千葉県全体では排出量 6,468 t、移動量 11,789 t でした。

## コラム 化学物質の環境リスク

環境中に出された化学物質が、人や動植物に悪い影響を及ぼす可能性のことを、化学物質の「環境リスク」と呼びます。

$$\text{環境リスク} = \text{有害性の程度} \times \text{体に取り込む量}$$

体に取り込むというのは、吸い込んだり、飲み込んだり、触ってしまったことです。有害性の低い化学物質も、多量に取り込む可能性が高い場合、環境リスクは大きくなります。

家庭の中にも、たくさんの化学物質を使った製品があります。体に取り込まないように、使い方や処理の方法に気をつければ、環境リスクを小さくすることができます。

例えば、殺虫剤等を使う時は、使う場所と量に気をつけ、使用後は空気の入れ替えを行えば、取り込む量を少なくすることができます。

出典:かんたん化学物質ガイド 環境省

## 2-5 エネルギーを有効に利用する [個別目標]

### 現状と課題

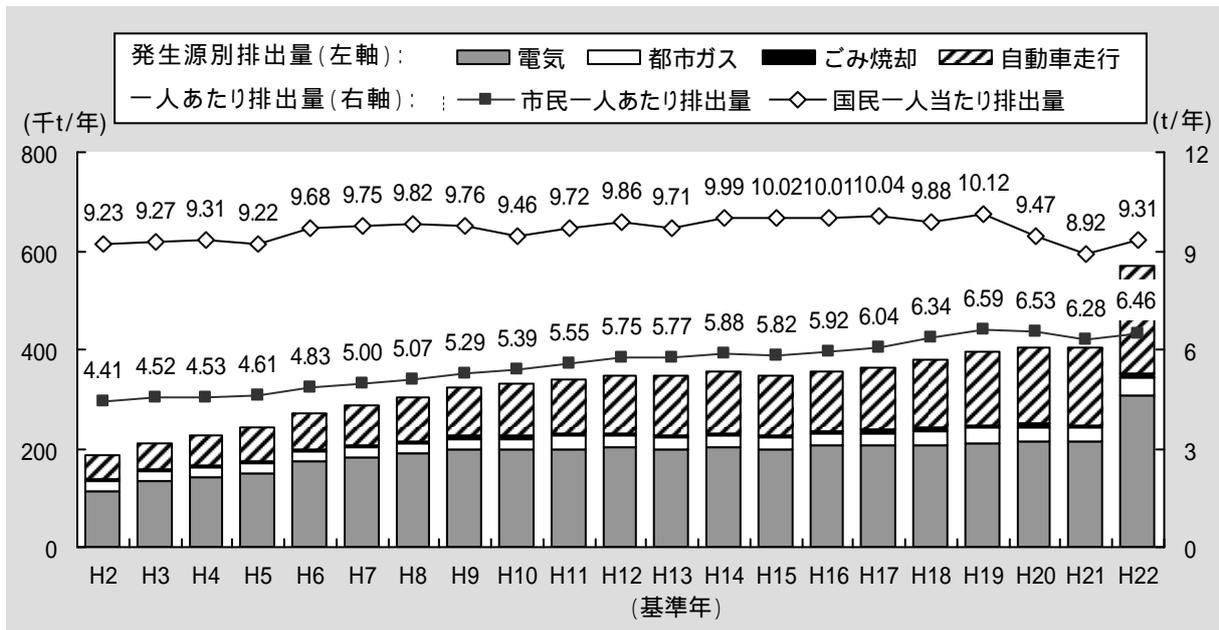
私たちは、日常生活や事業活動に伴い、多量のエネルギーを消費しています。

地球温暖化の主な原因は、化石燃料等を消費することで大気中に放出される温室効果ガス（二酸化炭素等）の増加であると言われています。

大気中の温室効果ガス排出量の削減目標を定めた「京都議定書」では、2008年度から2012年度が第一約束期間となっており、日本の温室効果ガス排出量を1990年比で6%削減することが義務付けられています。

地球温暖化を防止するためには、市が率先して市内エコプランを推進し、省資源・省エネルギーに取り組むとともに、市民・事業者への啓発や支援を行い、協力・連携のもと取組みを進めていくことが重要です。また、太陽光発電システムなどによる再生可能エネルギーの利用促進にも努めていく必要があります。

### 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)総排出量の推移



備考1) 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)総排出量は、「電気」、「都市ガス」、「可燃ごみの焼却」、「自動車(市内保有台数)」から算出しています。なお、排出量算出方法の詳細は資料編 P.66 に示すとおりです。

備考2) 国民一人当たりの二酸化炭素排出量は、国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィスの日本の温室効果ガス排出量データ(1990~2010年)をもとに作成しています。

備考3) グラフ内の基準年とは、環境基本計画における目標値の基準年度を表しています。

備考4) 市内エコプランの改訂に伴い、過去のデータも排出係数を改訂し、再計算しています。

備考5) 平成22年度より、旧印旛村、旧本埜村の範囲を含む新印西市の値を計算しています。

印西市では、市民一人当たりの二酸化炭素排出量を平成13年度レベル(5.77t/年)に維持することを目標としていますが、平成22年度の市民一人当たりの排出量は6.46t/年で目標を上回っています。二酸化炭素排出量が増加している主な要因は、電気使用量及び自動車走行量の増加にあると考えられるため、家庭や企業における節電対策や再生可能エネルギーの導入、公共交通の利用を促進するなど、より積極的な対策推進が求められます。

### 平成23年度実施状況

#### 省資源・省エネルギーの推進

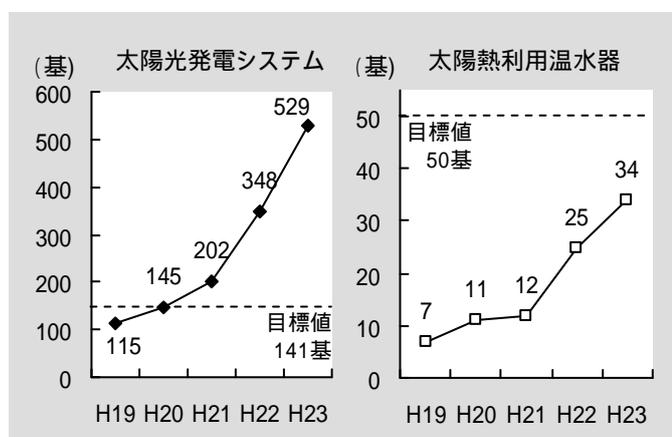
市では、庁内エコプランに基づき、各課への環境推進主任の配置、公共施設の改修及び新設時にエネルギーを有効に利用できる設備を導入するなど、省エネ化を推進しています。また、平成23年度は86施設でグリーンカーテンを設置しました。

また、市民への啓発として、環境推進市民会議の協力を得て、環境フェスタなどのイベントで省資源・省エネルギーに関する情報提供を行っています。あわせて環境家計簿の普及も推進しており、平成23年度の環境家計簿回収件数は81件で、前年度より13件増加しました。環境家計簿を提出いただいたご家庭は、省エネ意識が高い結果となっています。

( 太陽光発電・太陽熱温水器設置補助累計基数 )

#### 新しいエネルギーの利用促進

市では、再生可能エネルギーの利用を促進するために、太陽光発電システムや太陽熱利用温水器の設置に対する補助を行っており、ホームページ及び広報等で補助制度の情報提供を行っています。



### コラム 育てよう、再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるもの」として、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱及びバイオマスが法律で規定されており、普及拡大を目指して平成24年7月1日から「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が始まりました。

エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、日本の産業の育成を後押ししていくために、社会全体で再生可能エネルギーを育てていくことが必要です。



出典: なっとく! 再生可能エネルギー 経済産業省

## 2-6 ごみの量を減らし、資源の循環を進める [個別目標]

### 現状と課題

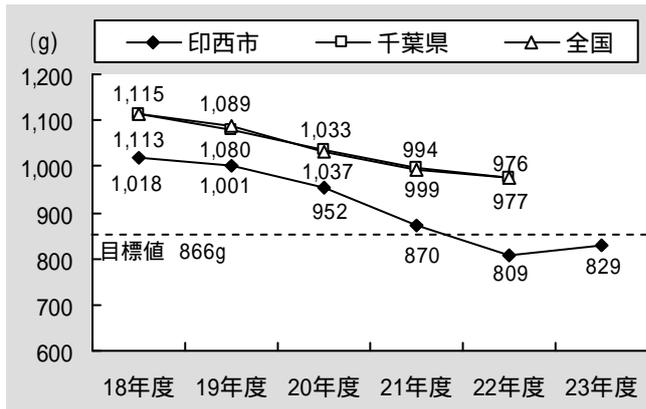
市では「印西市ごみ減量計画」に基づき、3R（ごみの排出抑制[リデュース]、再利用[リユース]、資源化[リサイクル]）の取組みを推進しており、市民や事業者への情報提供・意識啓発を通じて、ごみの排出抑制と減量化に努めています。

平成 23 年度は、市民一人の 1 日当たりのごみ排出量が 829g となり、目標値（866g）を達成しています。

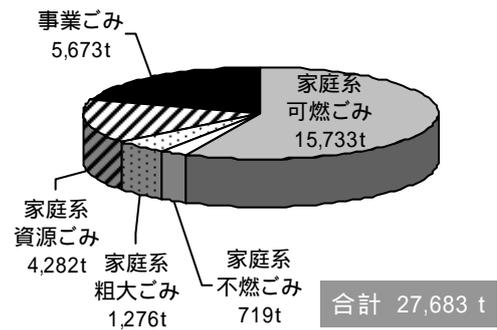
今後も平成 23 年度に策定した「第 2 次印西市ごみ減量計画」における 3 つの施策の下、21 の事業を展開し、ごみの減量化、資源化に取り組んでいきます。

### ごみの排出状況

〈一人 1 日当たりのごみの排出量の推移〉



〈平成 23 年度 ごみ排出量内訳〉



資料：印西市ごみ減量計画、一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

### 平成 23 年度実施状況

#### ごみの排出抑制（リデュース）

市民一人 1 日当たりのごみ排出量は、平成 18 年度以降減少傾向にあります。平成 23 年度は、全体のごみ排出量が 27,683t と前年度より約 3.5% 増加しましたが、市民一人 1 日あたりの排出量は 829g となり、印西市ごみ減量計画の目標値である 866g（目標年度は平成 22 年度）を下回っています。

ごみ排出量の内訳を見ると、家庭から排出される可燃ごみが全体の約 57% を占めており、今後ごみの排出を抑制していくためには、各家庭におけるごみ減量化の取組みが重要と言えます。

市では、「資源物とごみの分け方・出し方」リーフレットの配布や、ホームページ等で情報提供を行うとともに、市民や団体等を対象とした説明会を公共施設や店頭にて行い、ごみの排出量や資源化状況、ごみの分別による減量化・資源化について普及啓発を図りました。

また、家庭から出るごみの減量化・資源化をより一層推進するため、第2次印西市ごみ減量計画の事業の1つとして、粗大ごみ処理の有料化を検討しています。



ごみの分別が大事店の様子

### 再利用(リユース)・資源化(リサイクル)の推進

広報紙やホームページに「リサイクル情報広場」を掲載し、家庭で使われずに眠っている不用品を活用することにより、ごみ減量化と再利用の取組みを推進しています。

また、自発的なリサイクルシステムを促進するため、ホームページ等で有価物集団回収事業のPRを行っています。平成23年度は、登録団体数が112団体となり、回収量は約2,034tとなりました。

### 市民・事業者の活動・参加状況

「有価物集団回収事業」への登録団体数が112団体になりました。

「リサイクル情報広場」の利用により、31件の不用品交換取引が成立しました。

「生ごみ処理容器等購入費補助金交付事業」を利用して、生ごみ処理容器や生ごみ処理機が計72基購入されました。

### コラム 生ごみ処理容器等設置費補助制度

印西市では、一般家庭から毎日出てくる生ごみの減量化を推進するために、生ごみ処理容器(コンポスト・EM容器など)や生ごみ処理機(乾燥型、バイオ型など)を購入した方に補助金を交付しています。

生ごみ処理容器等の購入を検討している方は、ぜひご利用ください。

#### 補助金額

- ・生ごみ処理機...購入額の2/3(限度額は4万円)
- ・生ごみ処理容器...購入額の2/3(限度額は3千円)



コンポスト

【問い合わせ先】 クリーン推進課 電話:0476-42-5111 内線 381~383

## 2-7 不法投棄やポイ捨てをなくす [個別目標]

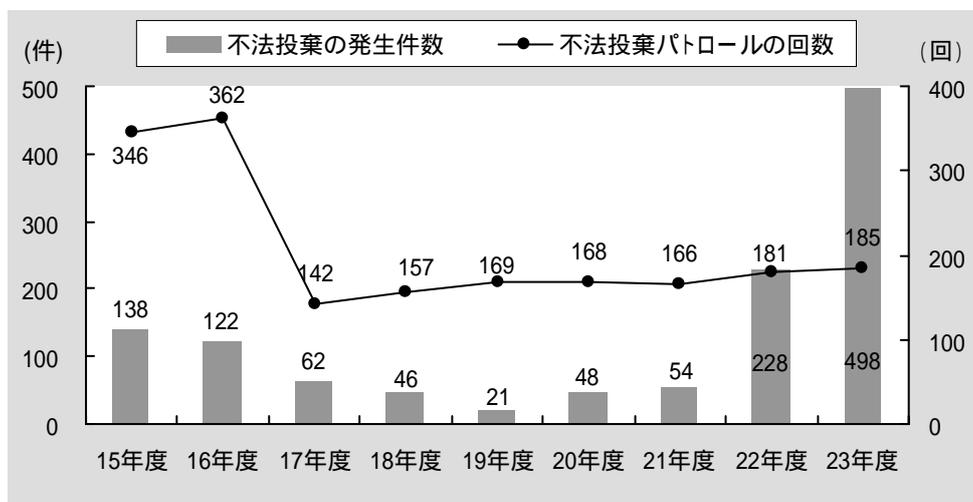
### 現状と課題

千葉県は、首都圏に位置し交通条件が良いこと、丘陵地や谷津が多く農地や山林が遊休化している等の理由から、全国的に不法投棄件数が多い県となっています。印西市でも、人目につきにくい場所への家庭ごみや家電製品の不法投棄が報告されており、市民の関心も高まっています。近年はパトロール等の対策を強化したことで多くの不法投棄の発見につながっており、市民の皆さんと連携し不法投棄の防止にむけた取組みをさらに推進していきます。

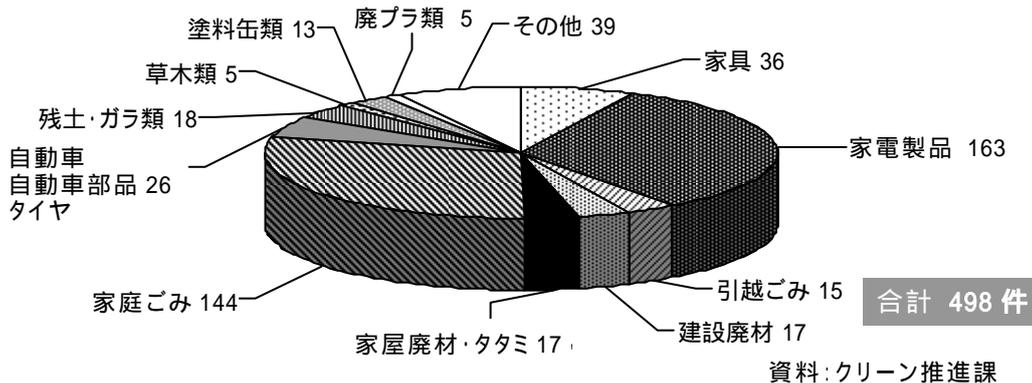
平成23年度は、パトロールや不法投棄監視員による監視、広報等による情報提供や普及啓発を実施するとともに、ごみゼロ運動やクリーン印西推進運動などを支援し、環境美化意識の向上を図りました。また、地域問題となっていた民有地内における大規模な不法投棄現場を地元町内会等との協働により撤去しました。

### 不法投棄の発生状況

( 不法投棄発生件数推移 )



《平成23年度不法投棄内訳》



### 平成 23 年度実施状況

#### 不法投棄・ポイ捨ての防止

市では、不法投棄・ポイ捨て防止のため、広報、ホームページ等での意識啓発や、パトロールを実施しています。

平成 23 年度は、ポイ捨ての過料処分が 47 件となったほか、地元町内会等と検討を重ねて設置した固定式監視カメラ、移動式監視カメラの設置、意識啓発事業の継続実施により、効果的な不法投棄の防止を図ることができました。



移動式監視カメラ

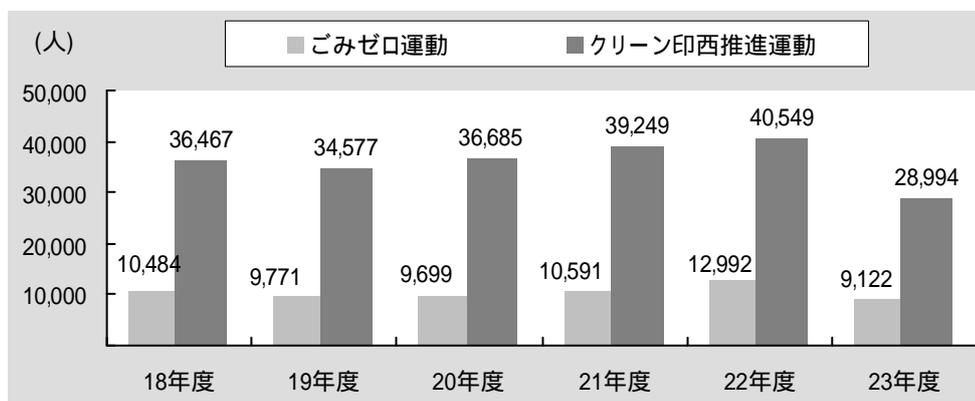
また、民有地における大規模な不法投棄現場を町内会等との協働により撤去し、再発防止策として竹柵を設置したことで、不法投棄の抑制を推進しました。

#### 環境美化活動の推進

環境美化に対する意識を啓発するために、「ゴミゼロ運動」や「クリーン印西推進運動」「統一美化キャンペーン」などを実施しており、参加者数は年々増加しています。

平成 23 年度は雨天により春のゴミゼロ運動が中止になってしまいましたが、秋のゴミゼロ運動、クリーン印西推進運動への参加者は延べ 38,116 名となり、ごみの回収量は 52,870kg に上りました。

《環境美化活動参加者の推移》



### 市民・事業者の活動・参加状況

秋のゴミゼロ運動には 9,122 人、クリーン印西推進運動には 28,994 人のご参加を頂き、ポイ捨てや不法投棄に対する意識の向上を図ることができました。

民有地内における大規模な不法投棄現場を、地元町内会等との協働により撤去しました。

(協力町内会等 26 団体、10 現場、撤去量 26t)

不法投棄防止のための看板の貸与を 20 件実施しました。

## 3 みんなで環境を育てる “しくみづくり”

### 3-1 環境情報のネットワークをつくる [個別目標]

#### 現状と課題

市の実施する環境に関する施策や、市内の環境の現状などを知り、行動することが身近な環境を守ることの第一歩です。市では、広報紙やホームページなどを活用して、環境基本計画や環境行動指針 などに関する情報提供を行っている他、小中学校に環境コーナーの設置を依頼しています。

今後も、市民や事業者が環境問題に関心を持てるような情報提供に努めるとともに、市民・事業者・市の情報交流の場を整備していく必要があります。

#### 平成 23 年度実施状況

##### 環境情報の収集・提供

市では、広報紙やホームページを通じて印西市の環境問題や環境の現状に関する様々な情報を発信しています。また、環境フェスタや自然環境学習会などのイベントを開催し、市民の意識啓発を図りました。

##### 環境情報の共有化促進

市では環境家計簿の普及・啓発に努めており、環境推進市民会議が中心となって、環境関連イベント等で環境家計簿のPRを行いました。なお、環境家計簿を提出いただいた市民のみなさんには、エコ診断表とエコバッグを送付しています。

また、環境基本計画への取組み状況について、市役所担当各課へのヒアリングによって把握し、環境に関する情報とともに環境白書として毎年公開しています。



平成 23 年度版エコ診断表

#### 市民・事業者の活動・参加状況

環境フェスタをはじめとした各種環境イベントに多くの市民・団体が参加し、環境に関する情報交流を深めることができました。

## 3-2 環境について学び、理解する〔個別目標〕

### 現状と課題

市民の環境意識を啓発するために、環境フェスタや自然環境学習会などの市民参加イベントを企画しており、教育センターや公民館でも、市民参加のもと自然体験学習事業や環境学習講座を実施しています。

また、市民団体やボランティアの活動を支援することを通して、環境教育の推進と指導者の育成を図っています。

しかし、市民アンケートの結果では依然として環境学習等への参加が少ない状況が続いており、今後は環境イベントだけにとどまらず、幅広い世代が参加できる学習会の開催などを通じて、環境保全意識の高揚を図っていく必要があります。

### 平成 23 年度実施状況

#### 環境イベントなどの充実

環境フェスタでは、環境に関する資料の展示・説明、紙芝居、スタンプラリーなどのイベント及び堆肥の配布などを行い、子どもも大人も楽しめる内容としました。

今回で第 15 回目となる手賀沼流域フォーラムの印西地域企画では、NPO 団体等の主催による 4 つの企画が開催され、市では広報紙等による PR などの支援を行いました。

また、県立中央博物館や NPO などとの協働により、市内公民館や歴史民族資料館などで様々な体験学習や企画展示、勉強会などを開催しました。

#### 学習教材の充実、指導者の育成

学校支援ボランティアリストには 581 名の登録があります。平成 23 年度は、未登録者も含め、花壇の整備や植木の剪定等の環境整備支援で 63 名が活動し、里山の自然観察や米作り学習の外部講師として 14 名が活動しました。



環境フェスタ会場の様子  
(イオンモール)

## 学校における環境教育・環境学習の推進

市内の小中学校では、総合的な学習、社会科、技術・家庭科、特別活動などの時間を使って積極的に環境学習が取り入れられています。また、外部の人材を活用した授業を18校で行っており、学習への理解を深めるとともに自分の生活を見直すきっかけにもなっています。

教育センターでは里山観察会等を実施しており、その様子をホームページで紹介することで、各校への展開を図っています。



印西市教育センターホームページ  
(自然科学体験の紹介など)

## 市民・事業者の活動・参加状況

環境に関する生涯学習を推進するために、市内の公民館でさまざまな講座が開かれており、多数の参加をいただきました。

手賀沼フォーラムの印西地域企画として、市民団体主催によるイベントが開催され、多数の市民の参加をいただきました。



小林公民館での環境講座の様子

## コラム 印西自然探検隊 ～印西の自然とふれあいませんか～

印西市では、市内在住・在勤の方を対象にした参加型の環境学習会「印西自然探検隊」を開催しています。

平成23年度は4回開催し、延べ44人の参加を頂きました。子どもから大人までみんなで楽しみながら環境について理解できるように趣向を凝らしており、身近な自然環境とそこに生きる生物を知ること、自然を大切にする心を育むことができます。募集については広報紙でお知らせしておりますので、奮ってご参加ください。



第2回自然探検隊の様子

### 自然探検隊 平成23年度実施内容

- 第1回：7月24日(日)  
テーマ「草深の森で昆虫を探そう！」  
参加者数 13人
- 第2回：8月27日(土)  
テーマ「川の小さな生き物を探そう！」  
参加者数 11人
- 第3回：11月12日(土)  
テーマ「巨樹・古木と松虫姫伝説」  
参加者数 13人
- 第4回：3月3日(土)  
テーマ「巨樹・古木と源頼政伝説」  
参加者数 7人

### 3-3 環境活動を進める [個別目標]

#### 現状と課題

市では、「ゴミゼロ運動」や「クリーン印西推進運動」などのイベントを毎年実施し、環境活動への参加意識の向上を図っています。

また、環境推進市民会議では市民の目線から印西市の環境に関する意見交換を行い、環境白書の作成や環境イベントへの参加など、積極的な活動を行っています。

今後は、より多くの市民・事業者が、環境に関する意識を高め、環境活動に参加できるように、情報提供と呼びかけを行っていくとともに、市民・事業者・市が協働して活動するためのしくみづくりを検討していく必要があります。

#### 平成 23 年度実施状況

##### 地域における環境活動の推進

市では、「市民活動活性化助成金」を 164 の町内会や自治会等に交付し、活動の活性化に寄与しています。また、環境関係の市民活動団体 3 団体が「公益信託印西市まちづくりファンド」の助成を受けて活動を行いました。

##### パートナーシップの構築

市では、環境に関する情報の提供を通じて、環境活動を行う組織づくり・人づくりを推進しており、平成 23 年度は環境行動指針や環境家計簿の普及を図るために、広報紙やホームページ、各種イベントなど、さまざまな場を利用して PR を行いました。

また、市民や事業者の目線から市の環境行政に対するご意見をいただくため、環境推進市民会議と環境推進事業者会議を設置しており、平成 23 年度も環境基本計画の進行管理についてさまざまな意見交換を行いました。

#### コラム 環境推進市民会議

印西市では、市民の主体による環境基本計画の推進や環境行動指針の作成・推進などを目的として、「印西市環境推進市民会議」(任期 2 年)を設置しています。

平成 23 年度は、次世代を担う子どもたちの環境保全意識の啓発のために「子ども版環境行動指針」、「いきもの調べ子どもレポーター」の検討を行いました。これらは、平成 24 年度に子どもたちに配布します。



いきもの調べ子どもレポーター

## 市民・事業者の活動・参加状況

ポイ捨てや不法投棄に対する市民の意識が高まっており、ゴミゼロ運動には 9,122 名、クリーン印西推進運動には 28,994 名の参加がありました。

民有地内における大規模な不法投棄物を、地元町内会等との協働により撤去しました。

市民活動活性化助成金を 164 の町内会に交付し、活動の活性化を促しました。

環境推進市民会議と環境推進事業者会議を合同開催し、より良い環境を築き上げていくためのパートナーシップの構築を図りました。

環境推進市民会議委員を中心に、環境家計簿の普及啓発を行い、81 枚の提出をいただきました。



ゴミゼロ運動

## コラム 環境行動指針（市民編）を作成しました

印西市では、市民の皆様が環境負荷を低減するための手がかりとして「環境行動指針」を策定しており、平成 15 年度から「e c o カレンダー」の形で全戸に配布してきましたが、平成 21 年度からは「保存版 印西市環境行動指針（市民編）」に生まれ変わりました。

新しい「保存版 環境行動指針（市民編）」は環境推進市民会議が主体となって内容や構成の検討を重ね、作成したものです。

より良い環境を次世代に引き継ぐことができるよう「保存版 環境行動指針（市民編）」をきっかけに、環境に対する意識を高め、日頃の行動を今一度見直してみてください。

なお、環境行動指針は町内会や自治会を通して配布しておりますが、お手元に届かない場合は、最寄の出張所や公民館、市役所環境保全課にも設置しておりますので、ご自由にお取りください。また、市のホームページからもダウンロードできます。

### 【問い合わせ先】

環境保全課 電話：0476-42-5111 内線 364、365  
印西市ホームページ(<http://www.city.inzai.chiba.jp/>)  
トップページより、「暮らす」「環境」を選択



保存版 環境行動指針の表紙には青い地球と印西市の風景をレイアウト

# 第3章

## 重点プロジェクトの進捗状況

個別目標の中から、他の施策より優先的に取り組むことが必要な施策や着実な進展が求められている事項について設定した「重点プロジェクト」の進捗状況を報告します。

中心となる担当課：環境保全課、農政課

農家や地元の人々の暮らしの中で育まれてきた樹林地、農地、水辺などが共存する里山環境を守るために、市民や NPO 団体との協働のもと、里山の維持管理活動や遊休農地の解消、自然観察会など市民が自然とのふれあう場を創出する取り組みなどを推進しています。

### 平成 23 年度実施状況

印西市の豊かな自然は、多種多様な生き物が生育・生息し、自然の営みと人々の生活が調和したかけがえのない貴重な環境です。

平成 23 年度は、市民ボランティアによる草深の森の維持管理作業の他、印西自然探検隊など自然と触れ合うことのできる各種イベントや農業を振興するための数々の施策を推進し、この貴重な里山環境の維持・向上に努めてきました。

#### 草深の森維持管理作業

地権者や市民、NPO 団体などの協力のもと、草深の森の維持管理作業を実施しています。

平成 23 年度は、50 名のボランティアのみなさんにご参加いただき、竹林の伐採や枯れ木の除去を行ったほか、草深の森の探索を行いました。また、作業を通じて地権者や草深の森に関心をもつ人々から広く様々なご意見をいただくことができました。



草深の森

#### 農業を振興するための取組み

農業従事希望者に基礎的な農業知識を習得させるための農業研修（平成 23 年度は 1 回実施し、11 名が参加）を実施し、農業版ハローワークへの求職者登録の推進を図っています。また、「印西市農産物ブランド化推進補助金」による農産物ブランド化や、印西市地産地消計画の策定を行いました。

そのほか、「農業振興地域整備計画」の推進により、農地の有効利用や保全を図るとともに、新たに発足した「遊休農地再生対策協議会」が耕作放棄地再生利用事業を実施し、250a の耕作放棄地を解消することができました。

### 里山環境の普及・啓発

平成23年度に4回実施した印西自然探検隊では、延べ44名の市民が参加し、浦部川周辺や草深の森の自然環境と触れ合いました。

なお、平成15年度から実施していた「生物モニタリング調査」は平成20年度をもって終了しており、今後は小学生の親子を対象とした「生き物調べ」の実施を検討し、準備を進めています。



第3回印西自然探検隊の様子

（平成23年度に広報いんざいで告知した主な里山関連イベント）

発行日	イベント	発行日	イベント
4/1号	➤ 川と森のさわやか散策会	9/1号	➤ 里山散策会
5/1号	➤ 里山散策会 ➤ 自然探検隊(浦部川)	9/15号	➤ 親子里山観察会 ➤ 里山散策会
5/15号	➤ ふるさと印西発見 (中央駅前地区) ➤ 新緑の亀成川を歩く	10/1号	➤ コスモス・里山まつり
6/1号	➤ いんざい環境フェスタ ➤ 里山散策会	10/15号	➤ 房総のむらと秋の里山を訪ねる ハイキング ➤ 里山散策会
6/15号	➤ 青少年ふれあいキャンプ	11/1号	➤ 自然探検隊(松虫周辺) ➤ 膝栗毛2011
7/1号	➤ 里山シンポジウム分科会 ➤ 自然探検隊(草深の森) ➤ 里山散策会 ➤ 手賀沼流域フォーラム	12/1号	➤ 里山散策とミニ講演会 ➤ 手賀沼流域統一クリーンデー
7/15号	➤ 自然探検隊(浦部川周辺)	1/1号	➤ 里山散策会 ➤ モニタリングツアー(手賀沼)
8/1号	➤ 手賀沼流域フォーラム	2/15号	➤ 自然探検隊 ➤ 里山散策会
8/15号	➤ 里山シンポジウム分科会	3/1号	➤ 里山散策会 ➤ ミニハイク(松虫周辺)

### 今後の展開

里山環境の保全・活用に向けて、農業従事者や市民と連携しながら就農者支援などの取組みを推進し、遊休農地の解消と農地の有効利用を促進します。

また、市民やNPO団体、ボランティアなどと協働し、里山の維持管理活動や自然観察会などを継続して実施することで、環境保全に対する意識の高揚を図っていきます。

あわせて、自然探検隊など市民が自然環境とふれあう機会を積極的に創出する取組みを、継続的に実施していきます。

## 重点プロジェクト 2 地球温暖化対策の推進

中心となる担当課：環境保全課

地球温暖化の主な原因である二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出削減のためには市民・事業者・市が自らの生活や事業活動を見直していく必要があります。

そのために、市では庁内エコプランを率先して実践していくとともに、環境家計簿の普及を促進し、市民の省エネルギー意識を啓発していきます。

また、太陽光発電システムなど、再生可能エネルギーの利用普及に努めます。

### 平成 23 年度実施状況

地球温暖化の問題に対しては、市だけではなく市民・事業者の協力のもと、地域全体で取り組んでいくことが求められています。

#### 庁内エコプランの推進

市では、事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減目標（平成 18 年度レベルより 5%削減）達成を目指して、各課に環境推進主任を選任するなど庁内エコプランの継続的な推進に努めています。

平成 23 年度の温室効果ガス年間総排出量（二酸化炭素換算）は、前年度より 23.8%少ない 6,804,558 kg-CO<sub>2</sub>でしたが、基準年度(平成 18 年度)比では合併により 47.5%の増加となっています。今後は、新市に対応した目標値を検討していきます。

（庁内エコプランについて、詳しくは第 4 章をご参照ください）

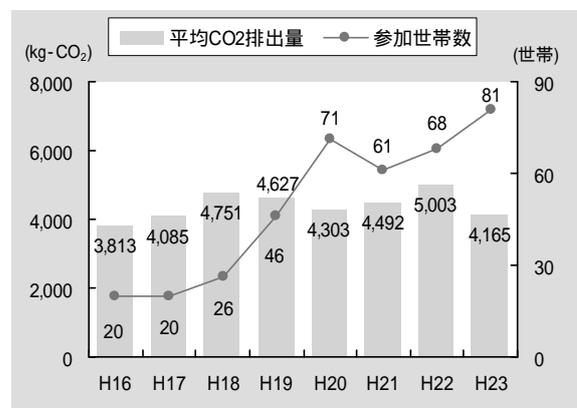
#### 環境家計簿の普及促進

市では、家庭における地球温暖化対策の一環として、環境家計簿の普及促進に努めています。

平成 23 年度は、広報やホームページで参加を呼びかけた他、環境フェスタなどの環境イベント会場でも環境推進市民会議委員が中心となってPR活動を行い、81 世帯に環境家計簿を提出していただきました。

環境家計簿を提出していただいたみなさんには、年間の CO<sub>2</sub> 排出量や光熱費、環境と家計にやさしい生活のヒントなどを掲載したエコ診断表とエコバッグを配布しています。

《平均 CO<sub>2</sub> 排出量と参加世帯数の推移》



## 再生可能エネルギーの活用

市では、地球温暖化防止対策として、ご家庭に太陽光発電システムや太陽熱利用温水器を設置する場合に設置費用の一部を助成しており、平成23年度までに太陽光発電システム529基、太陽熱温水器34基の設置に対して助成しました。



内野小学校屋上に設置した  
太陽光発電パネル

### 今後の展開

太陽光発電システム等の設置補助、環境家計簿の普及啓発を継続的に実施し、家庭における温室効果ガス排出量の削減及び省エネ意識の高揚を図っていきます。

また、市内エコプランについても継続して実施しますが、合併に伴い、制度の一部見直しを検討する必要があります。

### コラム 補助金を活用して省エネ設備を導入しましょう

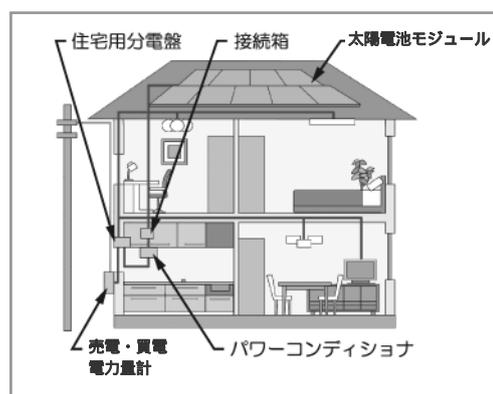
印西市では、地球温暖化防止など環境への負荷の低減を目的として、ご家庭に太陽光発電システムや太陽熱利用温水器を設置する場合に、設置費用の一部を助成しています。

太陽光発電システム等の導入を検討している方はぜひご利用ください。

#### 補助金額

- ・太陽光発電システム...1kWあたり4万円(上限16万円)
- ・太陽熱利用温水器...1台3万円

- 現在、国でも太陽光発電システム設置にかかる補助制度を設けています。詳しくは太陽光発電普及拡大センターホームページ(<http://www.j-pec.or.jp/>)をご参照ください。
- ご家庭で使いきれなかった余剰電力は電力会社に売電することができます。詳しくは資源エネルギー庁のホームページをご参照ください。  
(<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/>)
- 現在、太陽光発電システムの訪問販売によるトラブルが多発していますので、ご契約の際は十分に内容をご確認ください。



太陽光発電システムの例

## 重点プロジェクト 3 マイバッグの利用促進

中心となる担当課：クリーン推進課

近年、全国の都道府県や市区町村のみならず、諸外国においてもレジ袋の利用削減やマイバッグの利用促進を図る取組みが推進されるようになりました。

我が国では、年間約 300 億枚（国民一人当たり 1 日約 1 枚）のレジ袋がごみとして排出されており、レジ袋からマイバッグへの転換は、ごみの排出抑制や石油資源の消費抑制のために効果的です。また、マイバッグの利用をきっかけとして、ごみの分別に気を付けるようになったり、その他の環境問題にも関心を持つようになるなど、環境への意識付け効果も期待されます。

印西市では、市内の事業者と協力し、レジ袋の削減やマイバッグの利用促進などについて、市民への普及啓発を実施しています。

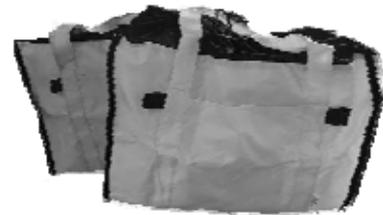
### 平成 23 年度実施状況

市では、マイバッグの利用促進とレジ袋の削減のため、毎月 5 日をノーレジ袋デーとして、公共施設や店頭での普及啓発を行っているほか、マイバッグ普及促進協力店制度を設け、マイバッグの利用を積極的に推進している店舗を普及促進協力店として登録しています。

また、平成 23 年度には、マイバッグ普及状況調査を実施し、市内のスーパーマーケット 5 店舗でマイバッグの利用状況を調査しました。その結果、マイバッグ利用率は 25%、レジ袋辞退率は 30%と、全国平均（レジ袋辞退率 31.03% 平成 23 年 3 月 日本チェーンストア協会まとめ）と同程度に普及していることが分かりました。しかし男性や若年層のマイバッグ利用率は低く、今後重点的な普及啓発が求められます。

### 今後の展開

マイバッグの利用を普及するために、ポスター掲示やイベント等でノーレジ袋デーの周知を図るとともに、マイバッグ普及促進協力店の拡充を推進していきます。



印西市エコバッグ(マイバッグ)



ノーレジ袋デー普及ポスター

# 第4章

---

## 庁内エコプランの進捗状況

---

平成23年度の「庁内エコプラン」(市の事務・事業で環境保全に配慮すべき施策)の進捗状況及び事務・事業に伴い発生した温室効果ガスの排出状況を報告します。

# 1 庁内エコプランの推進

庁内エコプランは、市の事務・事業における温室効果ガスの削減目標及び環境保全に関して、配慮すべき事項を定めた計画で、環境基本計画を推進するための計画であるとともに、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画」としても位置付けられています。計画の対象期間は、平成20年度（2008年度）から平成24年度（2012年度）までの5年間としています。

本章では、平成23年度の事務・事業に伴い発生した温室効果ガスの状況と、庁内組織・施設等を対象とした庁内エコプランの進捗状況を整理しています。

## 温室効果ガスの総排出量の削減目標

平成24年度を目標年度とし、温室効果ガスの総排出量を平成18年度レベルより5%削減し維持することを目標としています。

〈 温室効果ガス総排出量の削減目標 〉

年 度	温室効果ガス排出量	削減目標
平成18年度(基準年度)	4,613,695 kg-CO <sub>2</sub>	-
平成24年度(目標年度)	4,383,010 kg-CO <sub>2</sub>	5%

## 「庁内エコプラン」の取組み

庁内エコプランでは、目標達成のために職員一人一人が取り組むべき6項目・33行動を定めており、温室効果ガス排出量の削減に向けて、率先した取組みを促しています。

平成23年度の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）は、6,804,558kgと

なり、電力不足への対応のため節電の取組みを実施したことから前年度より23.8%減少しましたが、合併により基準年度（平成18年度）比では47.5%の増加となっています。

今後は、合併後の新市に対応した新しい目標値を検討するとともに、職員一人一人の温室効果ガス削減に対する意識高揚を図り、事務・事業から発生する温室効果ガス排出量の削減に努めていきます。

グリーン購入の推進

公用車の適正な維持管理の推進

省エネルギー・省資源対策の推進

廃棄物の減量化・資源化の推進

庁舎・施設等の適正な維持管理の推進

ノーカーデーの推進

## 対象とする組織・施設

区分	組織・施設等
市庁舎	<p>【総務部】 総務課、秘書広報課、情報管理課、管財課、防災課、行政管理課</p> <p>【企画財政部】 企画政策課、財政課、まちづくり推進課</p> <p>【市民部】 市民活動推進課、市民安全課、市民課、市民税課、資産税課、国保年金課</p> <p>【環境経済部】 経済政策課、農政課、環境保全課、クリーン推進課</p> <p>【健康福祉部】 社会福祉課、介護福祉課、子育て支援課、保育課</p> <p>【都市建設部】 都市計画課、都市整備課、建築課、土木管理課、建設課、下水道課</p> <p>【教育委員会】 教育総務課、学務課、指導課、生涯学習課</p> <p>【その他】 会計課、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局</p>
支所	<p>【印旛支所】 総務課、市民福祉課、地域づくり課</p> <p>【本埜支所】 総務課、市民福祉課、地域づくり課</p> <p>【水道部】 水道課</p>
小学校 中学校	<p>【小学校】 木下小学校、大森小学校、小林小学校、小林北小学校、永治小学校、船穂小学校、木刈小学校、小倉台小学校、内野小学校、原山小学校、高花小学校、西の原小学校、原小学校、六合小学校、宗像小学校、平賀小学校、いには野小学校、本埜第一小学校、本埜第二小学校、滝野小学校</p> <p>【中学校】 印西中学校、小林中学校、船穂中学校、木刈中学校、原山中学校、西の原中学校、印旛中学校、本埜中学校、滝野中学校</p>
幼稚園 保育園	<p>【幼稚園】 大森幼稚園、瀬戸幼稚園、本埜幼稚園</p> <p>【保育園】 木下保育園、大森保育園、木刈保育園、内野保育園、高花保育園、西の原保育園、もとの保育園</p>
学童 クラブ	<p>・木刈学童クラブ ・原山学童クラブ ・木下学童クラブ ・小倉台学童クラブ          ・西の原学童クラブ ・高花学童クラブ ・内野学童クラブ ・大森学童クラブ ・原学童クラブ          ・小林学童クラブ ・いには野学童クラブ ・平賀学童クラブ ・滝野学童クラブ          ・原第2学童クラブ ・永治学童クラブ ・小林第2学童クラブ</p>
出先 機関	<p>【出張所】 中央駅前出張所、牧の原出張所、小林出張所、船穂出張所、岩戸出張所、平賀出張所、滝野出張所</p> <p>【その他】 中央保健センター、総合福祉センター、保健福祉センター、印旛保健センター、本埜保健センター ふれあいセンターいんば、 高花学校給食センター、牧の原学校給食センター、印旛学校給食センター、 本埜学校給食センター、滝野学校給食センター、 中央駅前センター、小林コミュニティプラザ、中央公民館、中央公民館宗像分館、 ふれあい文化館、そうふけふれあいの里、印旛公民館、本埜公民館、 文化ホール、大森図書館、小倉台図書館、 本埜ファミリア館、資料整理作業所、印旛歴史民族資料館、印旛医科器械歴史資料館、 サザンプラザ、フレンドリープラザ、永治プラザ、船尾コミュニティセンター、市民活動支援センター 松山下公園、いんざい産学連携センター</p>

## 2 温室効果ガスの排出状況等

### 燃料等の使用状況

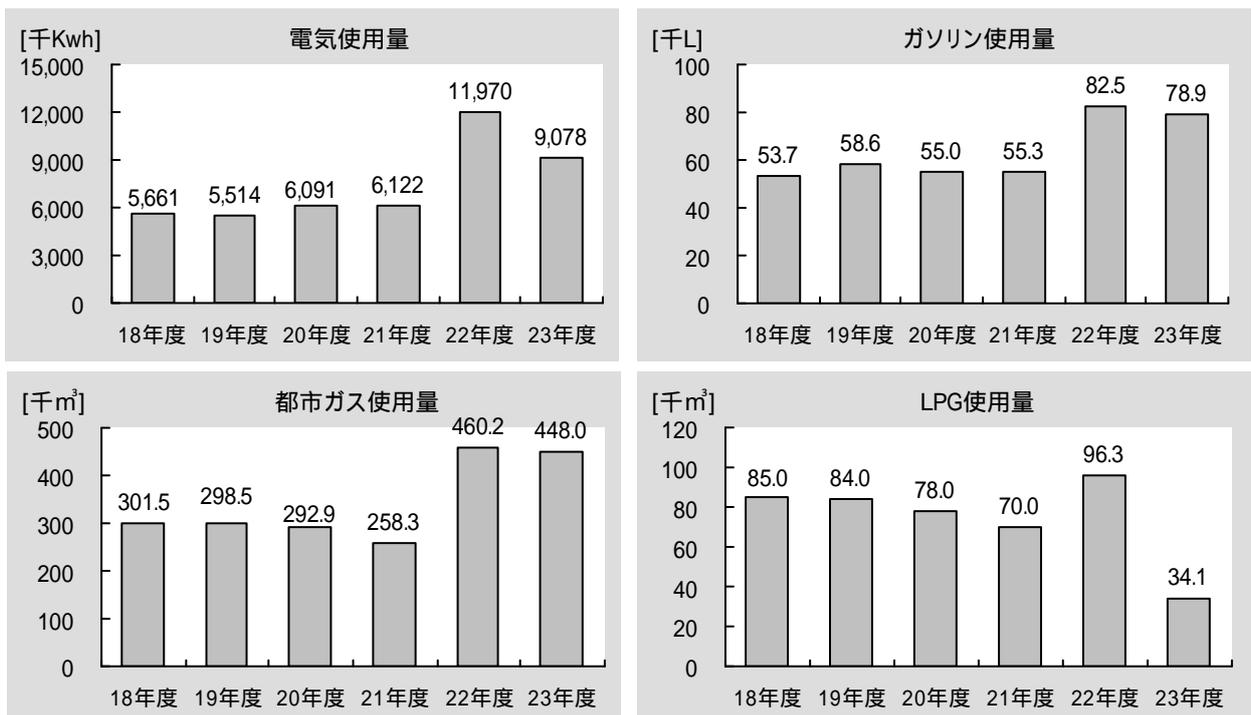
平成 23 年度は、市庁舎だけでなく支所や出先機関等においても節電の取組みを強化したことにより、電気使用量は前年と比較して 24.2%減少しました。また、エネルギーの使用量だけでなく、水道や紙使用量も前年より減少しました。

〈 燃料等使用状況一覧 〉

項目	年度	単位	年間使用量			使用量 対前年比
			平成 18 年度 (基準年度)	平成 22 年度	平成 23 年度	
燃料使用量	ガソリン	L	53,666	82,506	78,925	4.3% 減
	灯油	L	67,060	182,021	139,092	23.6% 減
	軽油	L	6,591	11,130	14,707	32.1% 増
	A重油	L	0	14,900	16,080	7.9% 増
	LPG	m <sup>3</sup>	85,041	96,279	34,130	64.6% 減
	都市ガス	m <sup>3</sup>	301,476	460,197	448,026	2.6% 減
電気使用量		kWh	5,661,218	11,970,135	9,078,231	24.2% 減
自動車 走行量	ガソリン車	km	476,600	946,114	828,694	12.4% 減
	軽油車	km	4,863	4,966	22,892	361.0% 増
水道使用量		m <sup>3</sup>	154,479	192,771	182,415	5.4% 減
下水処理量		m <sup>3</sup>	140,530	168,071	166,135	1.2% 減
紙使用量	普通紙	枚	89,670	166,352	145,570	12.5% 減
	カラーコピー用紙	枚	97,730	78,510	48,983	37.6% 減
	再生紙	枚	4,856,862	14,729,020	8,503,500	42.3% 減

備考) 自動車走行量のうち、軽油車は平成 23 年度より幼稚園バスを計上しています。

〈 燃料等使用状況 〉



### 温室効果ガスの排出状況

平成23年度の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）は、電力等のエネルギー使用量の減少により、前年度より23.8%少ない6,804,558 kg-CO<sub>2</sub>となりました。基準年度（平成18年度）との比較では47.5%の増加となります。

排出源別に見ると、電気（74.0%）、都市ガス（13.7%）、灯油（5.1%）、液化石油ガス（LPG 3.1%）の順に多く、この4項目で全体の約96%を占めています。

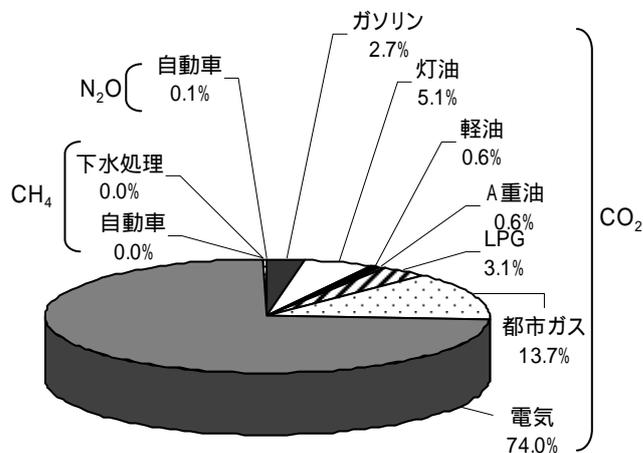
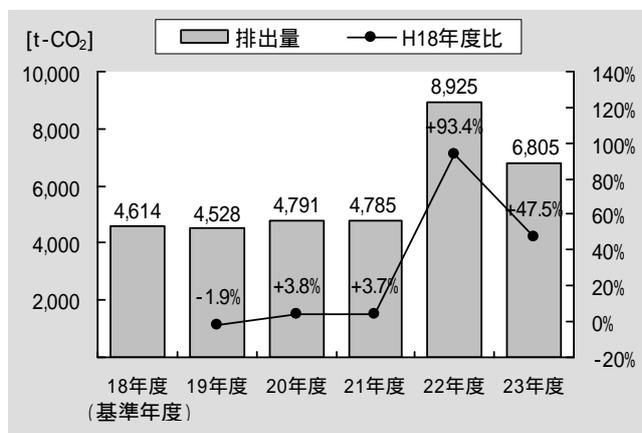
なお、旧印西市を対象として策定した現行の庁内エコプランでは、合併して施設数が増加した現在の印西市における温室効果ガス排出状況を適切に評価することが出来ないため、対前年度比で進捗を評価し、今後は新たな基準年度と削減目標の設定を検討しています。

〔 温室効果ガス総排出量の推移 〕

活動の種類 温室効果ガス区分	年度	年間排出量(kg-CO <sub>2</sub> )			活動種類別 温室効果 ガスの割合
		平成18年度 (基準年度)	平成22年度	平成23年度	
二酸化炭素	ガソリン	124,505	191,414	183,107	2.7%
	灯油	166,979	453,233	346,339	5.1%
	軽油	17,267	29,161	38,532	0.6%
	A重油	0	40,379	43,577	0.6%
	LPG	528,955	598,853	212,290	3.1%
	都市ガス	927,069	957,209	931,895	13.7%
	電気	3,141,976	6,643,425	5,038,418	74.0%
メタン	自動車の走行	119	230	207	0.0%
	下水の処理	2,597	3,106	3,070	0.0%
一酸化二窒素	自動車の走行	4,226	7,858	7,123	0.1%
合 計		4,613,695	8,924,868	6,804,558	100.0%
基準年度からの増減率		-	93.4% 増	47.5% 増	

備考) 庁内エコプランにおいては対象とする温室効果ガスを二酸化炭素としていますが、社会情勢を考慮して自動車走行、下水処理に伴い発生するメタンと一酸化二窒素を対象ガスに含めています。

〔 温室効果ガス総排出量の推移 〕      〔 平成23年度温室効果ガス排出量の割合 〕



### 3 取組みの実施状況

市では、平成 15 年度以降継続して市職員に対する庁内エコプランの周知に努めてきました。

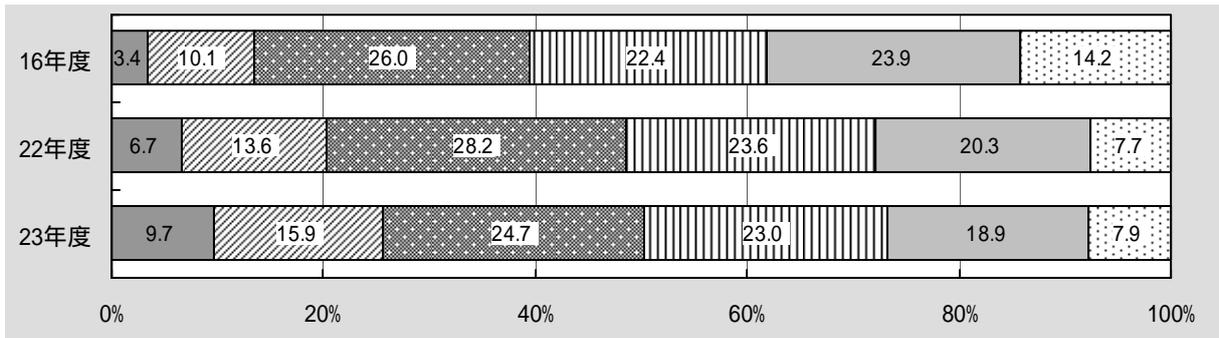
平成 23 年度に全職員を対象として実施した自己行動調査の結果を、取組み初期（平成 16 年度）と比較すると、ほとんどの項目で「常に実行している」の割合が増加していました。

#### 取組みの実施状況の変化

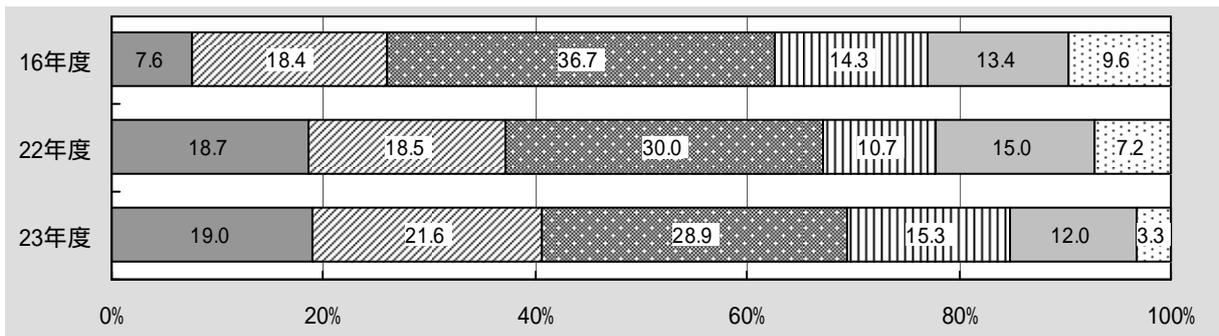


#### グリーン購入の推進

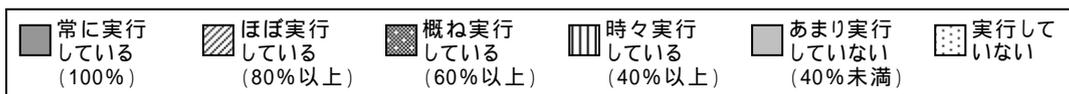
エコマーク商品 を優先的に購入している



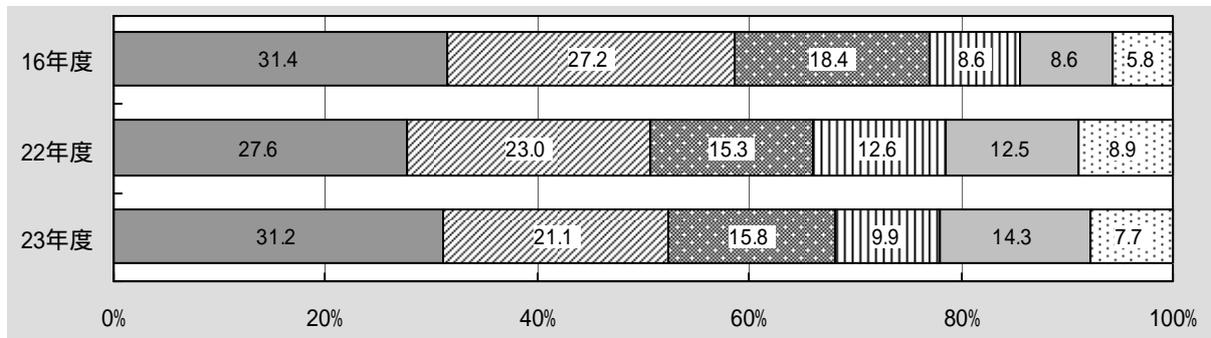
エネルギー効率の良い OA 機器の導入を心がけている



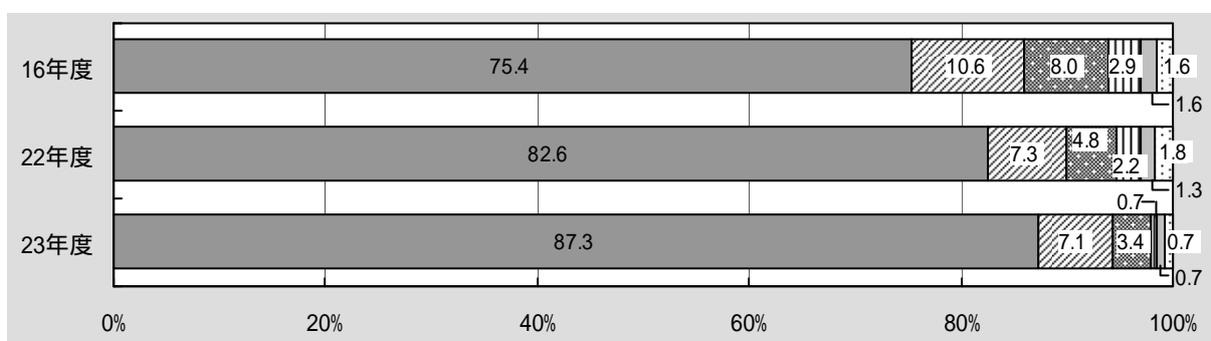
グリーン購入の推進に関する取組みでは、「常に実行している」と「ほぼ実行している」を合わせても 4 割以下で推移しています。品質や価格だけでなく、環境負荷の低減に配慮した購入先を選ぶ「グリーン購入」の推進は、事業者の環境意識向上にも寄与するため、より一層の推進を図っていきます。



公用車の適正な維持管理の推進  
アイドリングストップを実施している



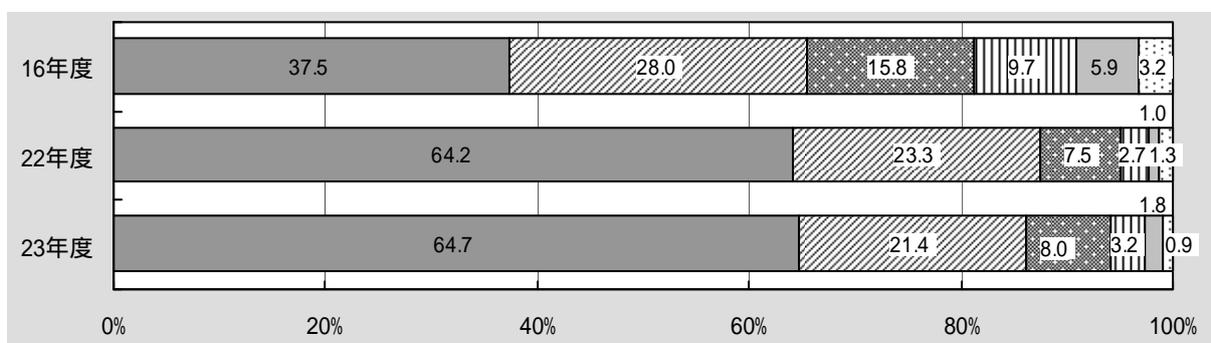
公用車 1 台ごとに走行距離・給油量等を記録している



走行距離や給油量の記録は、「常に実行している」と「ほぼ実行している」の合計が約9割となっており、行動が定着していることが分かります。

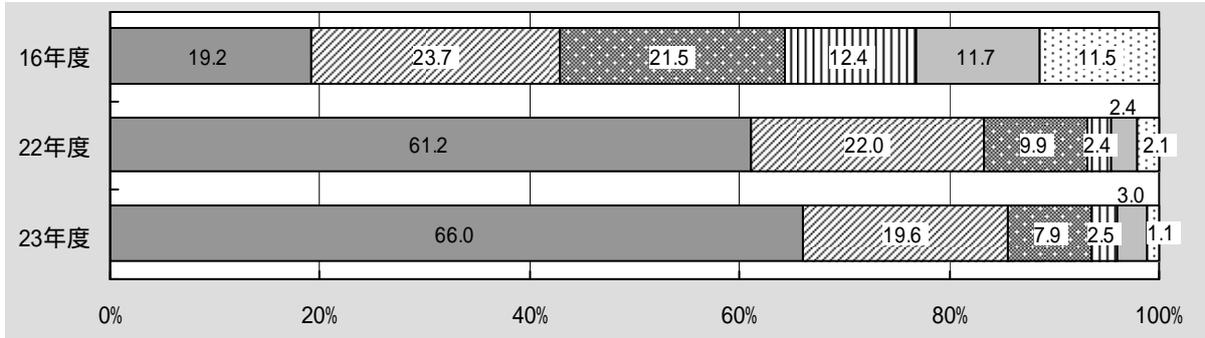
一方、アイドリングストップの取組み割合はあまり増えておらず、職員の意識向上と取組み強化を求めます。

省エネルギー・省資源対策の推進  
昼休みの消灯、時間外の不要箇所の消灯を実施している

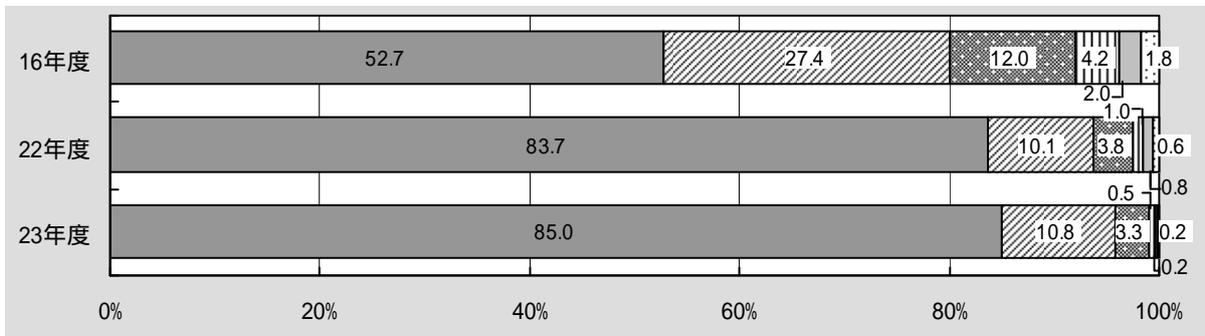




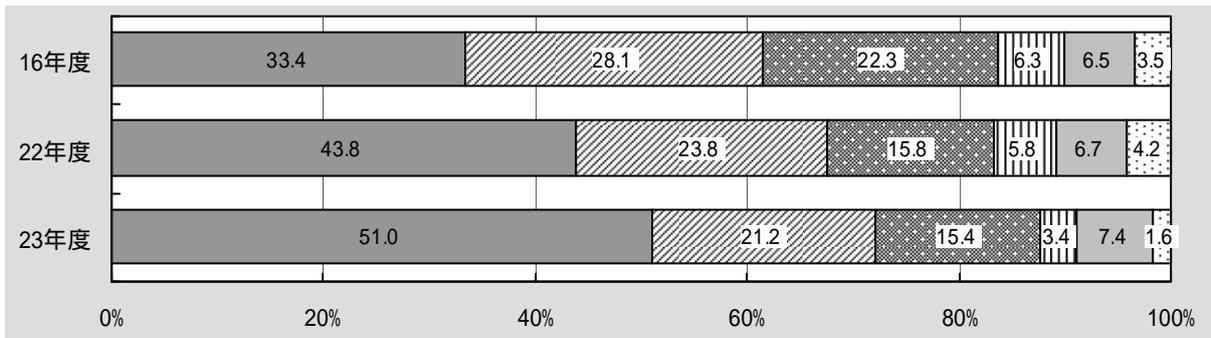
パソコンは未使用時には電源を落とすように心がけている



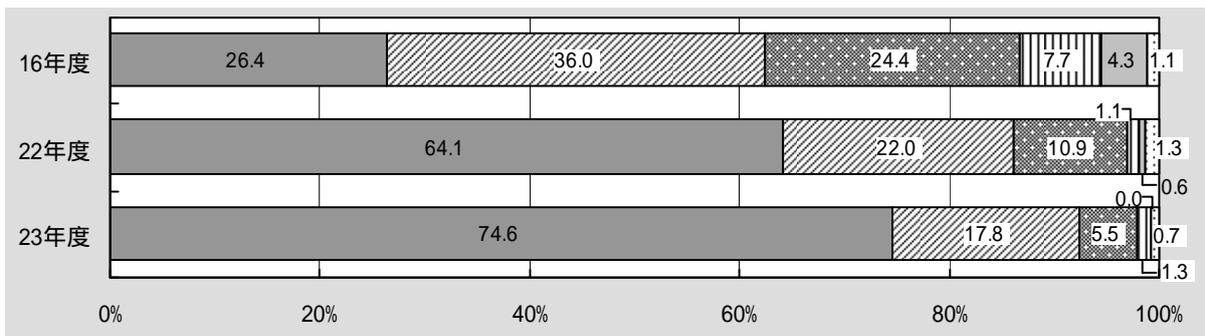
トイレ・給湯室・更衣室等は使用の際に点灯するようにしている

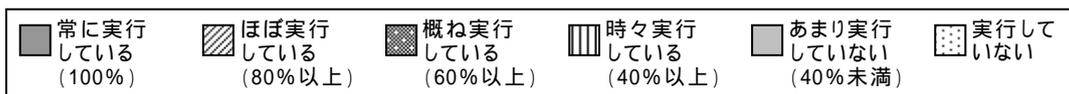


ノー残業デーを実施している

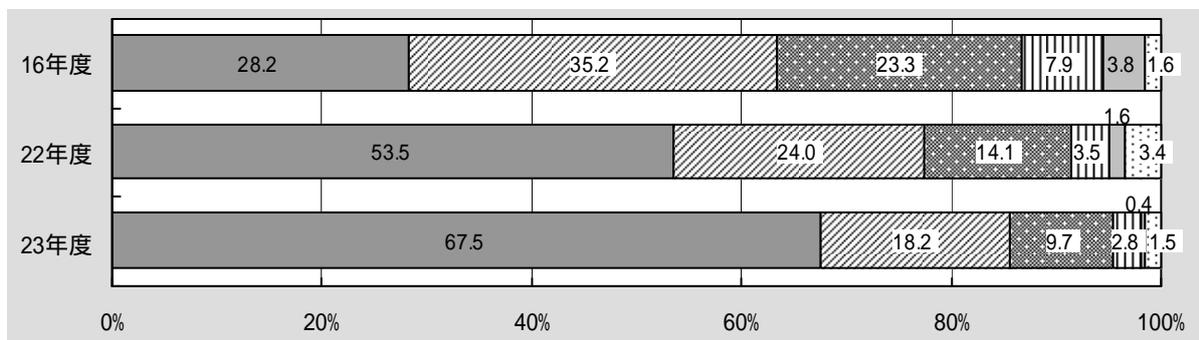


暖房・冷房は適切な温度調節を心がけている

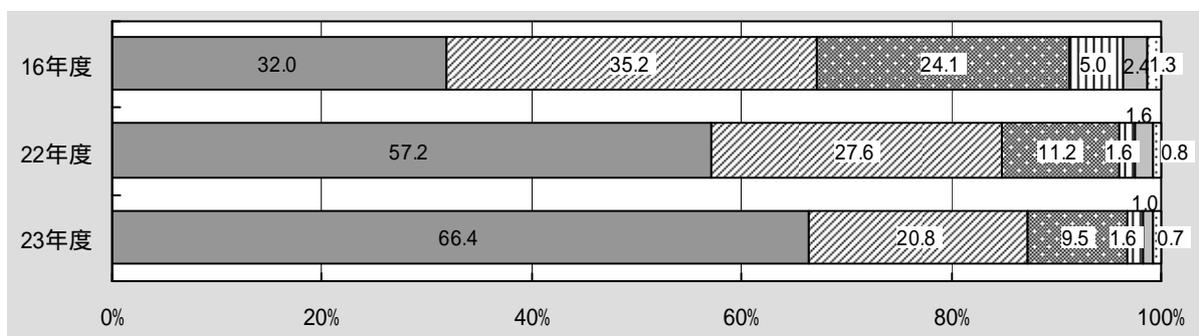




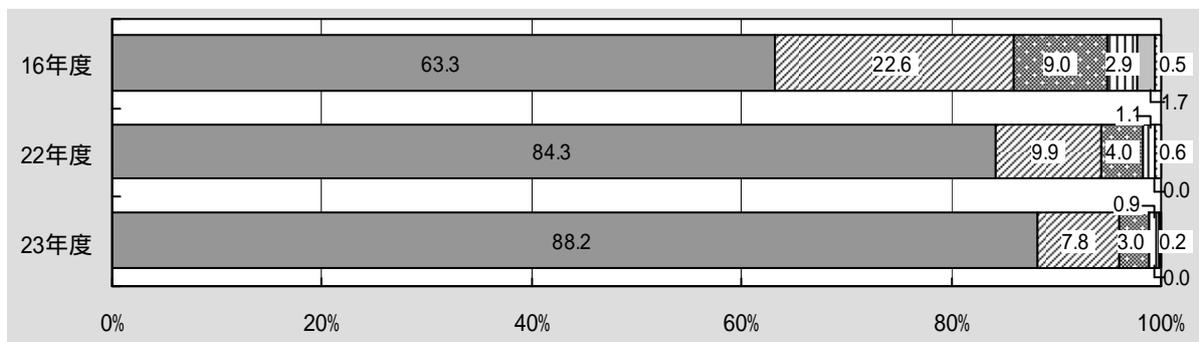
夏季にはブラインドを閉める等、室温の上昇を防ぐよう努めている



日常的な節水を心がけている



荷物の搬入・搬出以外ではエレベーターを使用しない



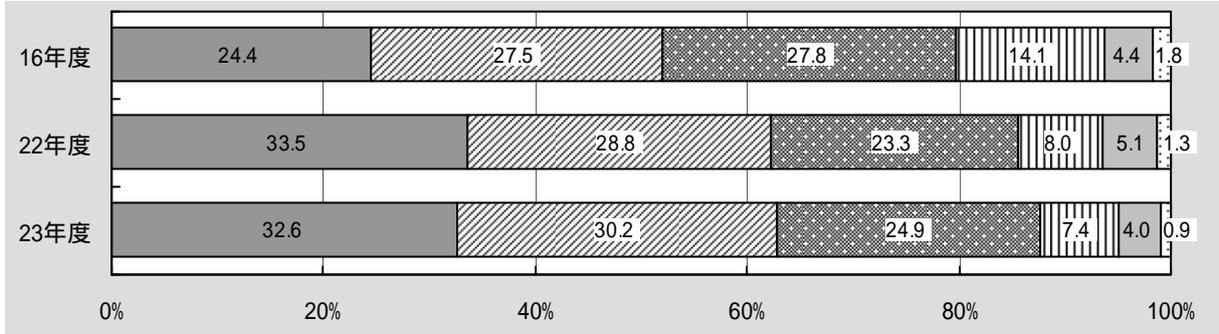
省エネルギー・省資源対策への取組みはいずれも定着しつつあり、特に「昼休みや不要箇所の消灯」、「トイレ・給湯室等の電源OFF」、「冷暖房の適切な温度調節」、「エレベーターの使用自粛」といった日常的な省エネの取組みは、庁内エコプランをはじめから年々向上しています。

今後は、比較的取組みが遅れている「ノー残業デーの実施」についても、積極的に推進していきます。

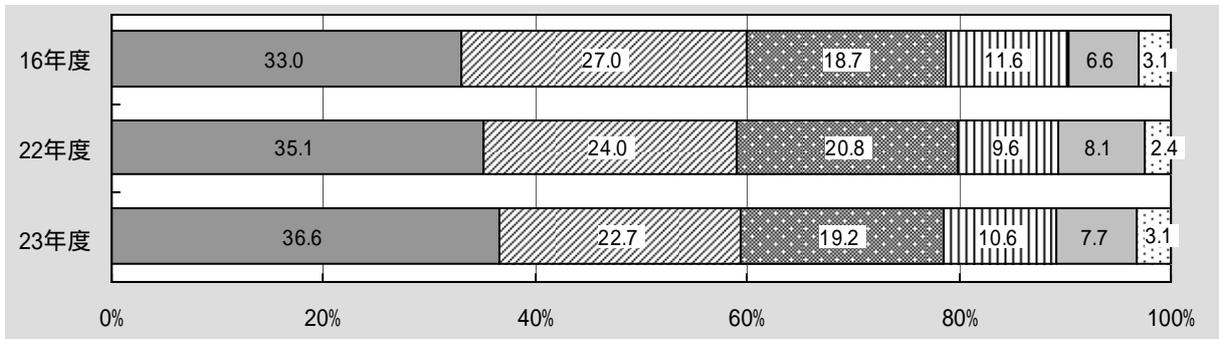


### 廃棄物の減量化・資源化の推進

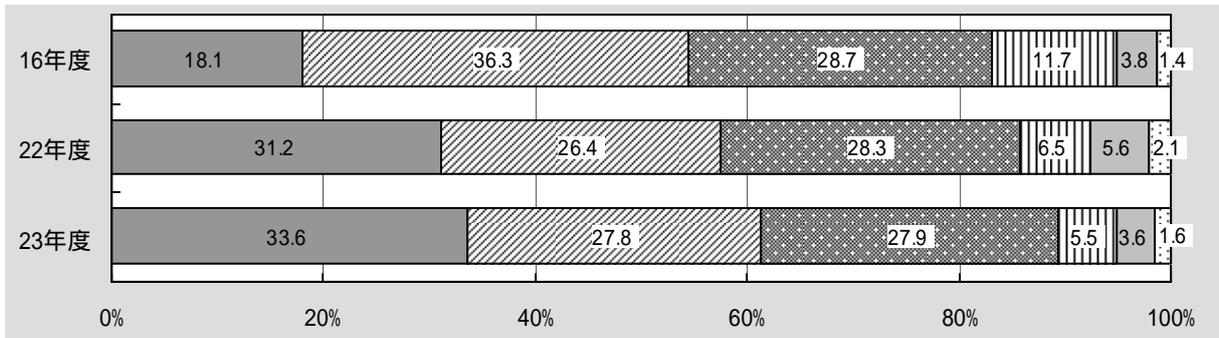
資料等は両面コピーで作成している



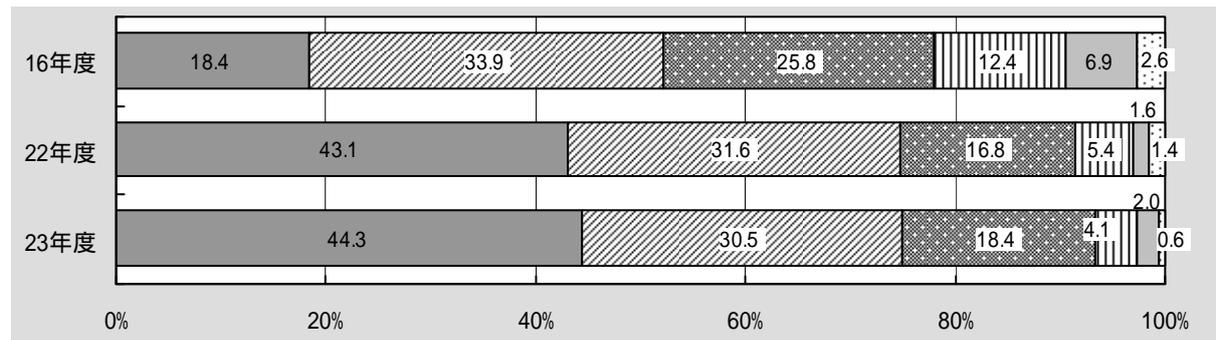
片面使用済み用紙の裏面をコピー用紙等として活用している

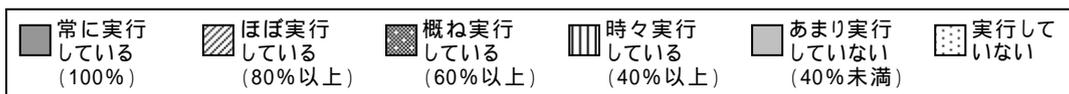


庁内情報システムを利用し、ペーパーレス化に努めている

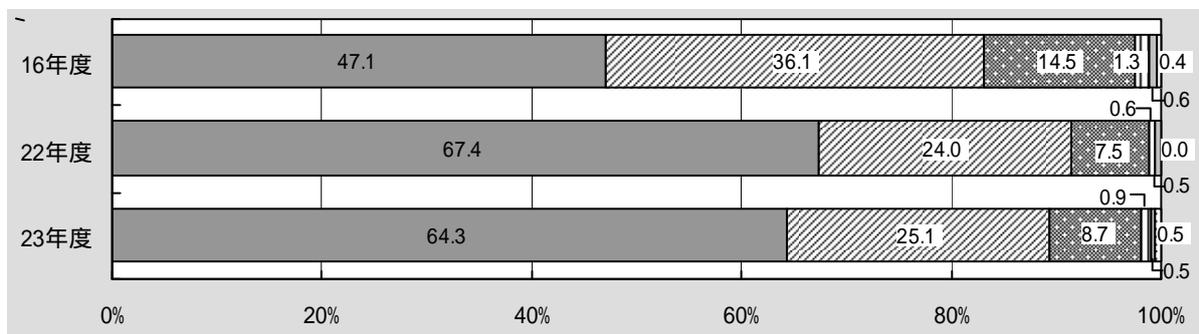


外部機関との事務連絡はできる限り電子メールを利用している

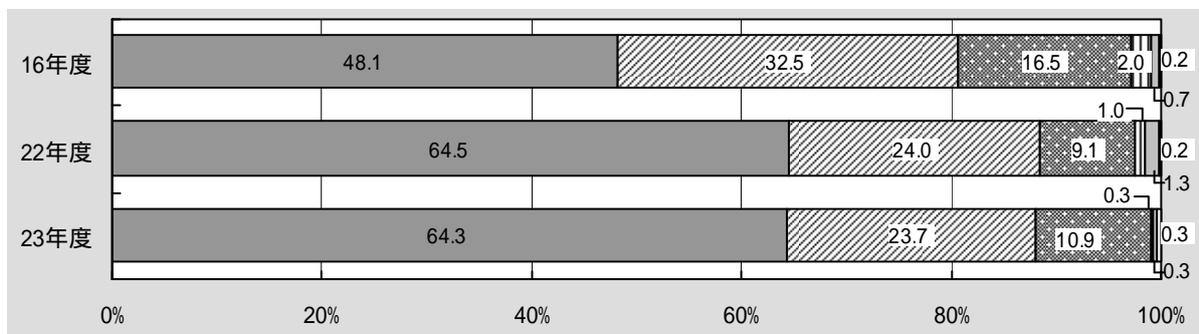




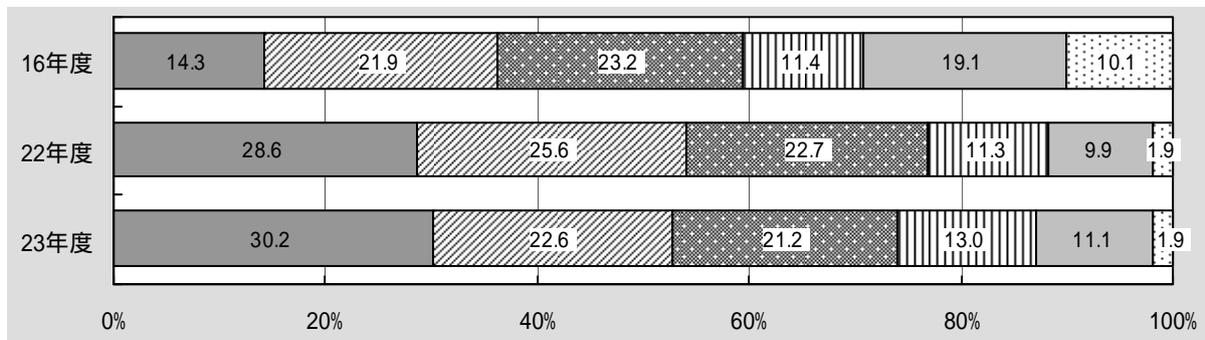
ごみの分別を徹底している



シュレッダーは秘密文書に限り使用している



割り箸、紙コップ等の使い捨て商品を使用していない



紙使用量の抑制やごみ分別に関する取組みは概ね向上傾向にありますが、「割り箸や紙コップ等の使い捨て商品の使用自粛」や「庁内情報システムを利用し、ペーパーレス化に努める」など取組みが遅れているものもあり、ごみの発生抑制に対する意識の向上が求められます。



# 資料編



# 1 環境に関する統計データ

## 大気

一般環境大気測定局（印西高花測定局）

項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
二酸化窒素 【日平均値の年間98%値】	ppm	0.035	0.029	0.031	0.028	0.032	0.060以下 (環境基準) 0.040以下 (千葉県環境目標)
二酸化硫黄 【日平均値の2%除外値】	ppm	0.007	0.005	0.005	0.007	0.007	0.040以下
浮遊粒子状物質 【日平均値の2%除外値】	mg/m <sup>3</sup>	0.073	0.062	0.053	0.060	0.064	0.100以下
光化学オキシダント(光化学スモッグ) 【昼間の1時間値が0.06ppm以上の日数】	日	71	65	52	85	37	0.06ppm以下
光化学オキシダント (光化学スモッグ)緊急時発令回数	回	3	0	2	4	2	備考参照

備考) 光化学オキシダント(光化学スモッグ)緊急時発令

注意報:0.12ppm以上、警報:0.24ppm以上、重大緊急報:0.40ppm以上

資料:千葉県「平成23年度大気環境常時測定結果」

## 水質

河川（手賀沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
亀成川 (亀成橋) [B類型]	水素イオン濃度	-	7.7	7.6	7.5	7.6	7.5	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.3	1.3	1.7	1.8	1.5	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	8.6	11	9.5	8.8	7.6	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	10	6	10	11	4	25以下
	全窒素	mg/l	2.2	2.6	2.6	2.67	1.99	-
	全りん	mg/l	0.11	0.091	0.098	0.078	0.045	-
弁天川 (中央公民館前)	水素イオン濃度	-	8.5	8.7	8.7	8.2	8.3	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	4.3	4.4	3.8	4.5	4.9	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	8.7	11	10	10.6	8.9	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	35	25	33	32	22	25以下
	全窒素	mg/l	2.1	2.0	1.8	2.15	1.57	-
	全りん	mg/l	0.18	0.17	0.19	0.182	0.129	-
浦部川 (松山橋)	水素イオン濃度	-	7.9	7.7	8.0	7.8	7.7	6.5～8.5
	生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2.5	1.9	1.9	1.8	2.1	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	9.3	11	12	10.2	9.4	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	35	11	16	23	12	25以下
	全窒素	mg/l	3.7	4.3	4.8	4.43	3.27	-
	全りん	mg/l	0.14	0.11	0.10	0.129	0.079	-

備考) 弁天川、浦部川は類型指定がされていないため、参考値としてB類型の基準と比較した。

資料:環境保全課

河川（印旛沼水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
神崎川 (大正橋) [A 類型]	水素イオン濃度	-	7.7	7.5	7.6	7.5	7.5	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.2	1.7	0.9	1.1	1.4	2 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	8.4	8.5	9.4	9.1	8.5	7.5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	15	21	24	18	11	25 以下
	全窒素	mg/l	1.6	2.0	1.8	1.84	1.41	-
	全りん	mg/l	0.11	0.11	0.094	0.078	0.066	-
師戸川 (草深) [B 類型]	水素イオン濃度	-	7.0	6.8	6.9	7.0	7.0	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	1.6	2.7	2.2	3.0	4.9	3 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	5.7	4.5	6.1	4.9	6.3	5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	7	15	14	14	12	25 以下
	全窒素	mg/l	1.8	2.8	2.5	2.63	3.73	-
	全りん	mg/l	0.095	0.19	0.16	0.163	0.386	-
戸神川 (武西橋)	水素イオン濃度	-	8.0	7.7	8.1	7.9	7.8	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	2.0	2.3	2.1	2.1	2.1	3 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	9.3	9.0	10	10.3	9.4	5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	14	20	13	16	12	25 以下
	全窒素	mg/l	1.7	2.1	2.3	2.79	1.99	-
	全りん	mg/l	0.11	0.089	0.11	0.108	0.099	-
松虫川 (境田橋)	水素イオン濃度	-	-	-	-	-	8.3	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	-	-	-	-	3.7	3 以下
	溶存酸素量 (DO)	mg/l	-	-	-	-	11.2	5 以上
	浮遊物質 (SS)	mg/l	-	-	-	-	28	25 以下
	全窒素	mg/l	-	-	-	-	1.72	-
	全りん	mg/l	-	-	-	-	0.146	-

備考) 戸神川、松虫川は類型指定がされていないため、参考値として B 類型の基準と比較した。

資料: 環境保全課

## 河川（利根川水系）

河川名 (地点名)	分析項目	単位	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
将監川 (平岡 213-19 付近)	水素イオン濃度	-	7.8	7.7	8.0	7.8	7.6	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	4.3	7.8	7.8	4.9	5.5	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	11	9.6	11	11.3	9.6	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	11	14	15	13	13	25以下
	全窒素	mg/l	1.2	1.5	0.98	1.16	0.97	-
	全りん	mg/l	0.10	0.12	0.13	0.104	0.089	-
長門川 (埜原機 場脇)	水素イオン濃度	-	-	-	-	-	8.0	6.5～8.5
	生物化学的酸素要求量(BOD)	mg/l	-	-	-	-	4.9	3以下
	溶存酸素量(DO)	mg/l	-	-	-	-	9.2	5以上
	浮遊物質(SS)	mg/l	-	-	-	-	25	25以下
	全窒素	mg/l	-	-	-	-	1.08	-
	全りん	mg/l	-	-	-	-	0.112	-

備考) 将監川、長門川は類型指定がされていないため、参考値としてB類型の基準と比較した。

資料: 環境保全課

## 湖沼

単位: mg/l

湖沼名	分析項目	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
印旛沼 (上水道取 水口下)	化学的酸素要求量(COD) 【年間75%値】	12	9.6	9.8	10	13	3以下
	全窒素 【年平均値】	2.4	2.6	2.7	2.9	2.4	0.4以下
	全りん 【年平均値】	0.14	0.11	0.11	0.14	0.13	0.03以下
手賀沼 (手賀沼 中央)	化学的酸素要求量(COD) 【年間75%値】	9.7	9.1	10	9.6	10	5以下
	全窒素 【年平均値】	2.5	2.6	2.4	2.5	2.3	1以下
	全りん 【年平均値】	0.16	0.15	0.14	0.16	0.16	0.1以下

資料: 千葉県「平成23年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」

地下水汚染

民家井戸

地 区	基準超過井戸数					汚染確認 年度
	汚染確認当初	H20	H21	H22	H23	
浦部地区	3	0	0	0	0	H5
小林地区	1	0	0	0	0	H9

資料：環境保全課

浦部地区地下水汚染浄化対策経年変化

単位：mg/l

浄化対策 用井戸	項 目	H19	H20	H21	H22	H23	環境基準
No.4-3 浄化開始 H13年6月	テトラクロロエチレン	0.0180	0.0097	0.01	0.010	0.010	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.007	0.005	0.004	0.004	0.003	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.054	0.024	0.035	0.04	0.039	0.04 以下
No.1-3 浄化開始 H16年6月	テトラクロロエチレン	0.0020	0.0005	0.0056	0.0026	0.0017	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.002 未満	0.03 以下				
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.120	0.025	0.015	0.20	0.38	0.04 以下
No.2-3 浄化開始 H16年6月	テトラクロロエチレン	0.0058	0.0082	0.0069	0.0066	0.0005 未満	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.002	0.002	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.048	0.052	0.042	0.036	0.004 未満	0.04 以下
No.2-4 浄化開始 H16年6月	テトラクロロエチレン	0.0081	0.0081	0.0065	0.0051	0.0058	0.01 以下
	トリクロロエチレン	0.006	0.006	0.004	0.003	0.003	0.03 以下
	シス 1,2 ジクロロエチレン	0.020	0.016	0.009	0.009	0.009	0.04 以下

備考) 公定分析結果を記載

資料：環境保全課

## 地盤沈下

単位:mm/年

標石 番号	所 在	変動量				
		H19	H20	H21	H22	H23
10878	大森 3968-1	+8.5	-8.0	+2.6	-2.9	-6.8
10879	大森 3178 (道路脇)	+9.9	-7.1	+2.0	-2.7	-6.2
10880	浦部 374-1 (駐在所)	+9.0	-6.6	+2.5	-3.2	-5.0
2985	木下 1483 (道路脇)	+7.9	-6.8	+1.8	-3.1	-7.2
2986	平岡 218 (重量検問所)	+9.5	-7.0	+1.1	-2.4	-6.7
2987	小林 68 (小林工業前)	+8.5	-5.5	-0.3	-2.1	-5.3
IM-2	瀬戸 1844-2 (老人ホーム)	+7.4	-2.8	-5.2	-1.2	-7.0
IM-3	瀬戸 554-1 (印旛村保健センター)	+7.3	-3.7	-6.9	-0.5	-10.5
IM-4	松虫 516 (めぐみ幼稚園)	+8.9	-5.1	-6.3	-1.0	-7.6
IZ-1	大森 2364-2 (印西市役所)	+7.2	-	-8.5	-2.2	-8.5
IZ-2	大森 425 (古新田青年館)	+7.0	-	-9.2	-1.2	-6.2
IZ-3	大森7 (習志野カントリー)	+8.8	-	-8.0	-2.4	-4.6
IZ-4	船尾 1449 (船穂中学校)	+8.0	-	-8.3	-0.6	-4.4
IZ-5	船尾 1292 (船穂小学校)	+7.3	-	-9.1	+0.2	-4.5
IZ-10	武西 148-1 (安養寺隣火の見下)	+6.8	-	-7.3	+0.3	-4.9
Mo-1	中田切 1745 (給食センター)	+10.7	-5.8	-1.9	-1.6	-3.6
Mo-2	笠神 781 (消防小屋)	+10.3	-5.7	-2.0	-0.2	-4.7
Mo-3	中根 855-2 (本埜公民館)	+10.9	-7.1	-4.4	-1.2	-6.6
Mo-4	安食ト杭 196-1 (安食ト杭青年館)	+10.4	-8.4	+0.4	-2.7	-5.1

備考 1) 変動量の値は前年値からの変動量を記載

資料:千葉県「水準測量成果表」

備考 2) IZ-1～10 は H20 年が欠測のため、H21 の値は H19 年から H21 年の変動量を記載

## 騒音・振動

### 道路交通騒音

単位: dB

測定年度	地点名	騒音レベル		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H19	国道 464 号 原山二丁目地内 [A 地域]	74	71	70	65
H20	県道千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地内 [A 地域]	69	66	70	65
H21	市道 00-005 号 小林浅間三丁目地内 [B 地域]	70	63	65	60
H22	県道千葉竜ヶ崎線 木下 1401 - 45 付近 [B 地域]	73	73	70	65
H23	県道千葉ニュータウン南環状線 高花 2 丁目 6 地先 [A 地域]	66	59	70	65

備考 1) 平成 19～20 年度及び平成 22～23 年度は、測定地点が県道及び国道のため、幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準と比較した。

幹線交通を担う道路に近接する空間における特例基準は、高速自動車国道、一般国道、県道及び市道(市道に当たっては4車線以上の区間に限る。)に適用する。

備考 2) 道路交通騒音に係る環境基準の地域類型

A 地域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域

B 地域: 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

C 地域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

資料: 環境保全課

### 道路交通振動

単位: dB

測定年度	地点名	振動レベル		要請限度	
		昼間	夜間	昼間	夜間
H19	国道 464 号 原山二丁目地内 [第 1 種区域]	50	46	65	60
H20	千葉竜ヶ崎線 高花一丁目地内 [第 1 種区域]	45	39	65	60
H21	市道 00-005 号 小林浅間三丁目地内 [第 1 種区域]	34	27	65	60
H22	千葉竜ヶ崎線 木下 1401 - 45 付近 [第 1 種区域]	53	45	65	60
H23	県道千葉ニュータウン南環状線 高花 2 丁目 6 地先 [第 1 種区域]	35	26	65	60

備考) 道路交通振動に係る要請限度の区域

第 1 種区域: 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域

第 2 種区域: 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

資料: 環境保全課

## ダイオキシン類

## 大気

単位:pg-TEQ/m<sup>3</sup>

地点名	毒性等量 年平均値					環境基準
	H19	H20	H21	H22	H23	
印西市役所屋上	0.058	0.054	0.046	0.027	0.058	0.60 以下
印西高花測定局	0.044	0.056	0.051	0.036	0.040	

資料:環境保全課

## 地下水

単位:pg-TEQ/l

測定年度	地点名	毒性等量	環境基準
H19	木下小学校	0.069	1 以下
H20	東京電機大学	0.21	
H21	小林新田青年館	0.016	
H22	印西市大森	0.046	
H23	-	-	

資料:千葉県 ダイオキシン類に係る常時監視結果

## 土壌

単位:pg-TEQ/g

測定年度	地点名	毒性等量	環境基準
H19	木下小学校	0.0025	1,000 以下
H20	印西地区環境整備事業組合	6.6	
H21	牧の原公園	0.47	
H22	平賀地区構造改善センター	0.91	
H23	滝野公園	0.84	

資料:千葉県 ダイオキシン類に係る常時監視結果

## クリーンセンターの排気口

単位:ng-TEQ/m<sup>3</sup>N

地点名	毒性等量					排出基準
	H19 平均値	H20 平均値	H21 平均値	H22 平均値	H23 平均値	
印西クリーンセンター1号炉	0.056	0.063	0.14	0.17	0.11	1 以下
" 2号炉	0.069	0.064	0.029	0.057	0.035	
" 3号炉	0.021	0.0039	0.027	0.044	0.017	

備考) なお、3号炉については「印西クリーンセンターの操業と公害防止に関する協定書」により、排出ガスの基準が0.5ng-TEQ/N m<sup>3</sup>と定められている。

資料:印西地区環境整備事業組合

### 苦情受付件数

単位:件

	典型7公害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
H19	17	3	1	6	1	0	9	6	43
H20	12	1	0	4	2	0	6	2	27
H21	9	2	0	5	1	0	6	2	25
H22	22	0	0	8	1	0	5	0	36
H23	56	6	0	24	0	0	11	59	156

資料:環境保全課

### 廃棄物

	単位	H19	H20	H21	H22	H23	印西市ごみ減量化 計画目標値
一人1日当たりのごみの排出量	g	1,001	952	870	809	829	866
市資源化率	%	18	18	18	17	16	21
総資源化率	%	25	24	24	23	21	28

資料:クリーン推進課

### ごみ処理の状況

		単位	H19	H20	H21	H22	H23	
平均人口		人	61,981	63,891	65,896	90,529	91,196	
排出量	一般家庭	可燃	t	11,134	11,341	11,648	15,428	15,733
		不燃	t	376	367	383	753	719
		粗大	t	800	801	897	1,123	1,276
		資源	t	4,106	3,907	3,720	4,425	4,282
		計	t	16,416	16,416	16,648	21,729	22,010
	事業系ごみ	t	6,229	5,787	4,270	5,009	5,673	
	合計	t	22,645	22,203	20,918	26,738	27,683	
一人1日当たりの排出量		g	1,001	952	870	809	829	

資料:クリーン推進課

## し尿処理の状況

項目	年度	単位	H19	H20	H21	H22	H23
生し尿		kl	718.91	697.75	684.19	1,456.78	1,320.72
浄化槽汚泥		kl	2,666.48	2,668.01	2,889.19	5,560.80	5,933.74
総収集量		kl	3,385.39	3,365.76	3,573.38	7,017.58	7,254.46
非水洗化世帯数		世帯	3,193	3,256	3,198	6,172	6,232
非水洗化人口		人	9,600	9,577	9,246	18,147	18,034

資料:クリーン推進課 環境保全課

## 不法投棄の発生件数

単位:件

廃棄物の種類	不法投棄の発生件数				
	H19	H20	H21	H22	H23
家具	2	4	7	16	36
家電製品	1	13	12	42	163
引越ごみ	2	2	3	13	15
建設廃材	0	2	4	11	17
家屋廃材	2	0	0	10	16
家庭ごみ	5	11	15	85	144
自動車	1	0	0	1	0
自動車部品	0	1	1	4	8
タイヤ	1	4	1	11	18
残土	3	0	0	2	4
ガラ類	3	3	2	5	14
タタミ	0	1	0	3	1
草木類	0	1	0	6	5
塗料缶類	0	0	1	7	13
廃プラ類	0	1	0	0	5
その他	2	5	8	12	39
合計	21	48	54	228	498

資料:クリーン推進課

## 放射線量測定結果

単位:  $\mu\text{Sv/h}$ 

No.	施設名	平成 23 年 6 月 14 日 ~ 6 月 15 日				平成 24 年 3 月 19 ~ 29 日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
1	木下小学校	H23.06.15	0.264	0.246	0.251	H24.03.27	0.254	0.189	0.172
2	小林小学校	H23.06.15	0.511	0.401	0.425	H24.03.26	0.223	0.268	0.268
3	大森小学校	H23.06.14	0.232	0.228	0.234	H24.03.29	0.137	0.143	0.164
4	船穂小学校	H23.06.14	0.265	0.265	0.269	H24.03.28	0.167	0.170	0.165
5	永治小学校	H23.06.14	0.388	0.340	0.364	H24.03.26	0.094	0.107	0.111
6	木刈小学校	H23.06.14	0.325	0.316	0.338	H24.03.23	0.241	0.234	0.210
7	内野小学校	H23.06.14	0.171	0.160	0.160	H24.03.29	0.123	0.114	0.128
8	原山小学校	H23.06.14	0.209	0.213	0.217	H24.03.29	0.179	0.183	0.226
9	小林北小学校	H23.06.15	0.294	0.366	0.343	H24.03.28	0.086	0.073	0.068
10	小倉台小学校	H23.06.14	0.500	0.431	0.386	H24.03.26	0.369	0.287	0.255
11	高花小学校	H23.06.14	0.225	0.224	0.224	H24.03.28	0.174	0.166	0.164
12	西の原小学校	H23.06.14	0.221	0.192	0.191	H24.03.22	0.097	0.100	0.103
13	原小学校	H23.06.14	0.239	0.242	0.268	H24.03.22	0.177	0.175	0.164
14	六合小学校	H23.06.15	0.424	0.392	0.371	H24.03.19	0.337	0.306	0.288
15	宗像小学校	H23.06.15	0.142	0.132	0.130	H24.03.19	0.099	0.105	0.093
16	平賀小学校	H23.06.15	0.180	0.192	0.176	H24.03.19	0.159	0.140	0.137
17	いには野小学校	H23.06.15	0.151	0.128	0.138	H24.03.22	0.085	0.084	0.095
18	本埜第一小学校	H23.06.15	0.449	0.315	0.284	H24.03.19	0.253	0.230	0.198
19	本埜第二小学校	H23.06.15	0.185	0.241	0.267	H24.03.19	0.164	0.206	0.209
20	滝野小学校	H23.06.15	0.199	0.207	0.195	H24.03.22	0.121	0.118	0.099
21	印西中学校	H23.06.14	0.280	0.319	0.358	H24.03.28	0.485	0.461	0.406
22	船穂中学校	H23.06.14	0.304	0.274	0.272	H24.03.27	0.191	0.177	0.178
23	木刈中学校	H23.06.14	0.329	0.302	0.275	H24.03.26	0.262	0.240	0.222
24	小林中学校	H23.06.15	0.367	0.371	0.340	H24.03.26	0.273	0.252	0.245
25	原山中学校	H23.06.14	0.286	0.248	0.253	H24.03.29	0.148	0.161	0.151
26	西の原中学校	H23.06.14	0.253	0.285	0.284	H24.03.22	0.142	0.161	0.147
27	印旛中学校	H23.06.15	0.186	0.189	0.222	H24.03.22	0.252	0.194	0.176
28	本埜中学校	H23.06.15	0.285	0.326	0.326	H24.03.22	0.272	0.264	0.248
29	滝野中学校	H23.06.15	0.227	0.230	0.214	H24.03.22	0.161	0.139	0.139

備考 1) 小学校及び中学校は校庭における表面からの高さ別の測定値を掲載しています。

備考 2) 測定機器は HORIBA PA-1000Radi(ラディ)を使用しています。

資料: 環境保全課

単位:  $\mu\text{Sv/h}$ 

No.	施設名	平成 23 年 6 月 13 日 ~ 6 月 16 日				平成 24 年 3 月 19 ~ 29 日			
		測定日	5 cm	50 cm	100 cm	測定日	5 cm	50 cm	100 cm
30	大森幼稚園	H23.06.14	0.467	0.364	0.359	H24.03.29	0.104	0.144	0.133
31	瀬戸幼稚園	H23.06.15	0.142	0.159	0.168	H24.03.19	0.200	0.160	0.150
32	もとの幼稚園	H23.06.15	0.452	0.431	0.422	H24.03.22	0.112	0.108	0.108
33	木下保育園	H23.06.13	0.205	0.234	0.217	H24.03.27	0.164	0.158	0.155
34	大森保育園	H23.06.13	0.172	0.202	0.192	H24.03.29	0.160	0.150	0.142
35	内野保育園	H23.06.13	0.123	0.121	0.125	H24.03.29	0.076	0.115	0.096
36	木刈保育園	H23.06.13	0.251	0.235	0.213	H24.03.26	0.132	0.147	0.124
37	高花保育園	H23.06.13	0.431	0.342	0.311	H2403.27	0.169	0.158	0.178
38	西の原保育園	H23.06.13	0.277	0.211	0.187	H24.03.22	0.110	0.125	0.117
39	もとの保育園	H23.06.13	0.300	0.270	0.224	H24.03.23	0.192	0.185	0.172
40	印西市役所	H23.06.16	0.342	0.302	0.275	H24.03.29	0.160	0.162	0.142
41	印旛支所	H23.06.13	0.297	0.250	0.232	H24.03.22	0.149	0.205	0.177
42	本埜支所	H23.06.13	0.418	0.322	0.283	H24.03.22	0.282	0.253	0.271
43	大塚前公園	H23.06.16	0.585	0.466	0.455	H24.03.27	0.435	0.438	0.381
44	印旛中央公園	H23.06.16	0.287	0.301	0.328	H24.03.23	0.255	0.243	0.276
45	大門下児童公園	H23.06.16	0.473	0.417	0.384	H24.03.26	0.370	0.301	0.288
46	松山下公園	H23.06.16	0.355	0.361	0.380	H24.03.26	0.387	0.333	0.299
47	草深公園	H23.06.16	0.345	0.300	0.309	H24.03.21	0.274	0.265	0.268
48	滝野公園	H23.06.16	0.304	0.282	0.282	H24.03.22	0.218	0.247	0.209

備考 1) 幼稚園及び保育園は園庭、市役所及び支所は駐車場における表面からの高さ別の測定値を掲載しています。

備考 2) 測定機器は HORIBA PA-1000Radi(ラディ)を使用しています。

資料: 環境保全課

## 町営塵芥焼却場跡地の環境調査 調査結果

### 臭気及び湧出ガス

項目	地点名	単位	H19				基準		
			No.3	No.6	No.8	No.9	臭気指数 <sup>*1</sup>	特定悪臭物質規制基準 <sup>*2</sup>	安衛法管理濃度 <sup>*3</sup>
臭気	臭気指数	-	14 <sup>*10</sup>	16 <sup>*10</sup>	14 <sup>*10</sup>	12	14～20 (10～21)	-	-
	臭気濃度	-	23	41	23	17	-	-	-
湧出ガス	硫化水素	ppm	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	-	0.02～0.2	10以下
	アンモニア	ppm	<1	<1	<1	<1	-	1～5	-
	メタン (可燃性ガス)	% <sup>*11</sup>	<0.05	0.15	1.5	<0.05	-	-	-
%LEL <sup>*12</sup>		<1	3	30	<1	-	-	-	

調査地点 は、観測井 と同地点。

備考 (\*1) 「悪臭防止法の一部を改正する法律の施行について(平成7年9月 環大企第 286 号)」別表2に示されている廃棄物最終処分場の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲。カッコ内の数値は、おおむね全ての業種を網羅した場合の臭気強度 2.5～3.5 に対応する臭気指数の範囲であり、「悪臭防止法施行規則(昭和47年5月 総理府令第39号)」に定める敷地境界線における臭気指数に係る規制基準の範囲である。

(\*2) 「悪臭防止法施行規則(昭和47年5月 総理府令第39号)」に示されている敷地境界線における特定悪臭物質の濃度に係る規則基準の範囲。

(\*3) 「労働安全衛生法(昭和47年6月 法律第57号)」に基づく「作業環境評価基準(昭和63年 労働省告示第79号)」に示されている管理濃度。

(\*4) 「許容濃度等の勧告(1997)(日本産業衛生学会)」、産業医学、39、第4、129(1997)  
労働者が1日8時間、週間40時間程度、肉体的に厳しくない労働強度で有害物質に暴露される場合に、当該有害物質の平均暴露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断される濃度である。

\*ただし、勧告は毎年更新される。

(\*5) アメリカ産業衛生専門家会議(ACGIH)の勧告する時間加重平均濃度(TLV - TWA)  
1日8時間、1週40時間の時間加重平均濃度。この濃度ではほとんど全ての労働者は毎日繰り返し暴露しても健康に悪影響を受けない。

(\*6) アメリカ産業衛生専門家会議(ACGIH)の勧告する短時間暴露限度(TLV - STEL)  
連続した暴露が1回15分以内、1日4回を超えないこと、また暴露の間隔は60分以上である場合で被害を被らない濃度。この濃度はどの15分間の時にも超えてはならない。

(\*7) 「労働安全衛生規則(昭和47年9月 労働省令第32号)」に示されている“地下作業場等の可燃性ガス濃度”及び“坑内の炭酸ガス濃度”

(\*8) 「酸素欠乏症等防止規則(昭和47年9月 労働省令第42号)」に示されている“換気を必要とする濃度”

(\*9) 爆発限界:可燃気体と空気の混合気体が爆発する低極限と高極限の範囲。

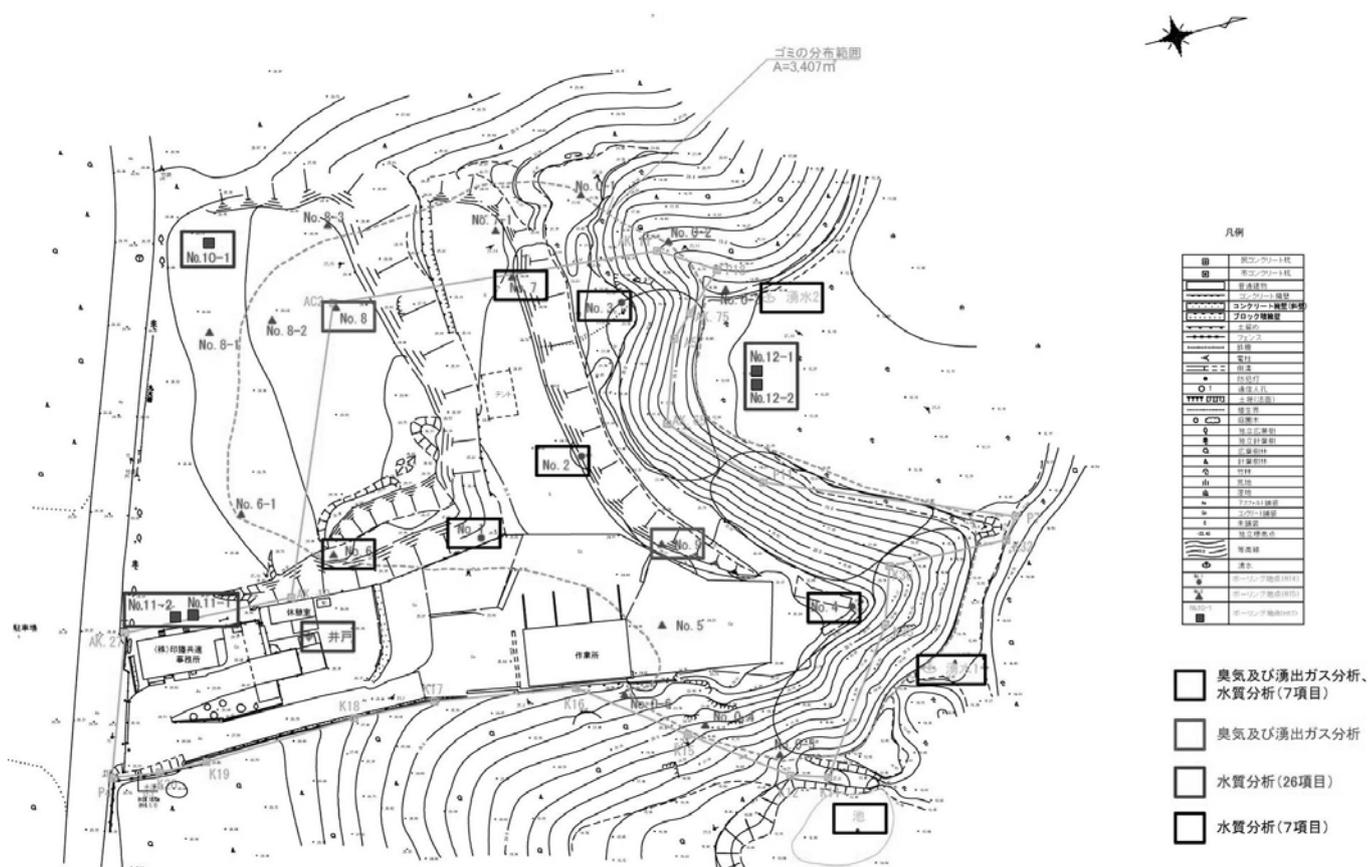
(\*10) 基準を超過した項目(14以上～20未満)

(\*11) 爆発下限界濃度

(\*12) メタン(可燃性ガス)の値(%)は、携帯式ガス検知器での爆発下限界濃度の測定値(%LEL)から換算した。

基準						定量 下限値	分析の方法
日本産業 衛生学会 許容濃度*4	ACGIH TLV- TWA*5	ACGIH TLV- STEL*6	労働 安全衛生 規則*7	酸素欠乏 症等防止 規則*8	爆発限界*9		
-	-	-	-	-	-	10	環告第 63 号(平成 7 年) 三点比較式臭袋法
-	-	-	-	-	-	10	環告第 63 号(平成 7 年) 三点比較式臭袋法
10 以下	10 以下	15 以下	-	10 以下	4.0 ~ 46.0%	0.1	携帯式ガス検知器
25 以下	25 以下	35 以下	-	-	16.0 ~ 25.0%	1	検知管法
-	-	-	1.5 以下	-	5 ~ 15	-	-
-	-	-	30 以下	-	100 ~ 300	1	携帯式ガス検知器

資料:平成 23 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書



町営塵芥焼却場跡地の環境調査における調査地点位置図

水質

観測井 No.1 ~ No.9

計量の対象	地点名	1	2	3	4
	調査実施日	H23.8.29			
カドミウム		-	-	-	-
全シアン		-	-	-	-
鉛		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六価クロム		-	-	-	-
砒素		< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.003
総水銀		-	-	-	-
アルキル水銀		-	-	-	-
PCB		-	-	-	-
ジクロロメタン		-	-	-	-
四塩化炭素		-	-	-	-
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	-
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	-
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	-
トリクロロエチレン		-	-	-	-
テトラクロロエチレン		-	-	-	-
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	-
チウラム		-	-	-	-
シマジン		-	-	-	-
チオベンカルブ		-	-	-	-
ベンゼン		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン		-	-	-	-
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		0.1	0.3	< 0.1	< 0.1
ふっ素		0.15	0.11	0.13	0.05
ほう素		0.1	0.1	0.7	0.2

備考 1) 基準は、平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成 24 年 5 月 23 日環境省告示第 85 号改正)

調査地点位置図は資料編 P.13 参照

■: 基準を超過した項目

備考 2) No.5、No.8、No.9 は観測井に浸出水が貯留していないため、採水は不可である。

単位:mg/l

6	7	基準	定量下限値
H23.8.29			
-	-	0.003 以下	0.001
-	-	検出されないこと	0.05
< 0.005	< 0.005	0.01 以下	0.005
-	-	0.05 以下	0.01
0.002	< 0.001	0.01 以下	0.001
-	-	0.0005 以下	0.0005
-	-	検出されないこと	0.0005
-	-	検出されないこと	0.0005
-	-	0.02 以下	0.002
-	-	0.002 以下	0.0002
-	-	0.004 以下	0.0004
-	-	0.1 以下	0.002
< 0.004	< 0.004	0.04 以下	0.004
-	-	1 以下	0.1
-	-	0.006 以下	0.0006
-	-	0.03 以下	0.003
-	-	0.01 以下	0.001
-	-	0.002 以下	0.0002
-	-	0.006 以下	0.0006
-	-	0.003 以下	0.0003
-	-	0.02 以下	0.002
< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
-	-	0.01 以下	0.001
< 0.1	7.4	10 以下	0.1
0.33	0.13	0.8 以下	0.05
0.3	1.3	1 以下	0.1

資料:平成 23 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

水質

観測井 No.10-1 ~ No.12-2

計量の対象	地点名	10-1		11-1		11-2
	調査実施日	H23.8.29	H23.12.12	H23.8.29	H23.12.12	H23.8.29
カドミウム		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
全シアン		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
鉛		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005
六価クロム		< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01
砒素		0.001	0.001	0.002	0.003	< 0.001
総水銀		< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005
アルキル水銀		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
PCB		不検出	不検出	不検出	不検出	不検出
ジクロロメタン		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
四塩化炭素		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,2-ジクロロエタン		< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004
1,1-ジクロロエチレン		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004
1,1,1-トリクロロエタン		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
1,1,2-トリクロロエタン		< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
トリクロロエチレン		< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003
テトラクロロエチレン		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
1,3-ジクロロプロペン		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
チウラム		< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006
シマジン		< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003
チオベンカルブ		< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002
ベンゼン		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
セレン		< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		< 0.1	< 0.1	0.3	0.1	0.3
ふっ素		0.05	< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.05
ほう素		< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1
塩化ビニルモノマー		< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002
1,3-ジオキサン		< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005

備考) 基準は、平成9年3月13日環境庁告示第10号「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成24年5月23日環境省告示第85号改正)

調査地点位置図は資料編 P.13 参照

単位:mg/l

11-2	12-1		12-2		基準	定量下限値
	H23.12.12	H23.8.29	H23.12.12	H23.8.29		
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.003 以下	0.001
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.05
< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下	0.005
< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	< 0.01	0.05 以下	0.01
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	< 0.0005	0.0005 以下	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと	0.0005
< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下	0.002
< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下	0.0002
< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	< 0.0004	0.004 以下	0.0004
< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.1 以下	0.002
< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下	0.004
< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	< 0.1	1 以下	0.1
< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下	0.0006
< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	< 0.003	0.03 以下	0.003
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下	0.0002
< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	< 0.0006	0.006 以下	0.0006
< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	< 0.0003	0.003 以下	0.0003
< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	< 0.002	0.02 以下	0.002
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
0.6	0.1	< 0.1	0.4	0.7	10 以下	0.1
0.05	< 0.05	0.08	0.06	0.11	0.8 以下	0.05
< 0.1	0.3	0.3	0.4	0.4	1 以下	0.1
< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	< 0.0002	0.002 以下	0.0002
< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.05 以下	0.005

資料:平成 23 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書

水質

湧水 No.1 ~ 井戸

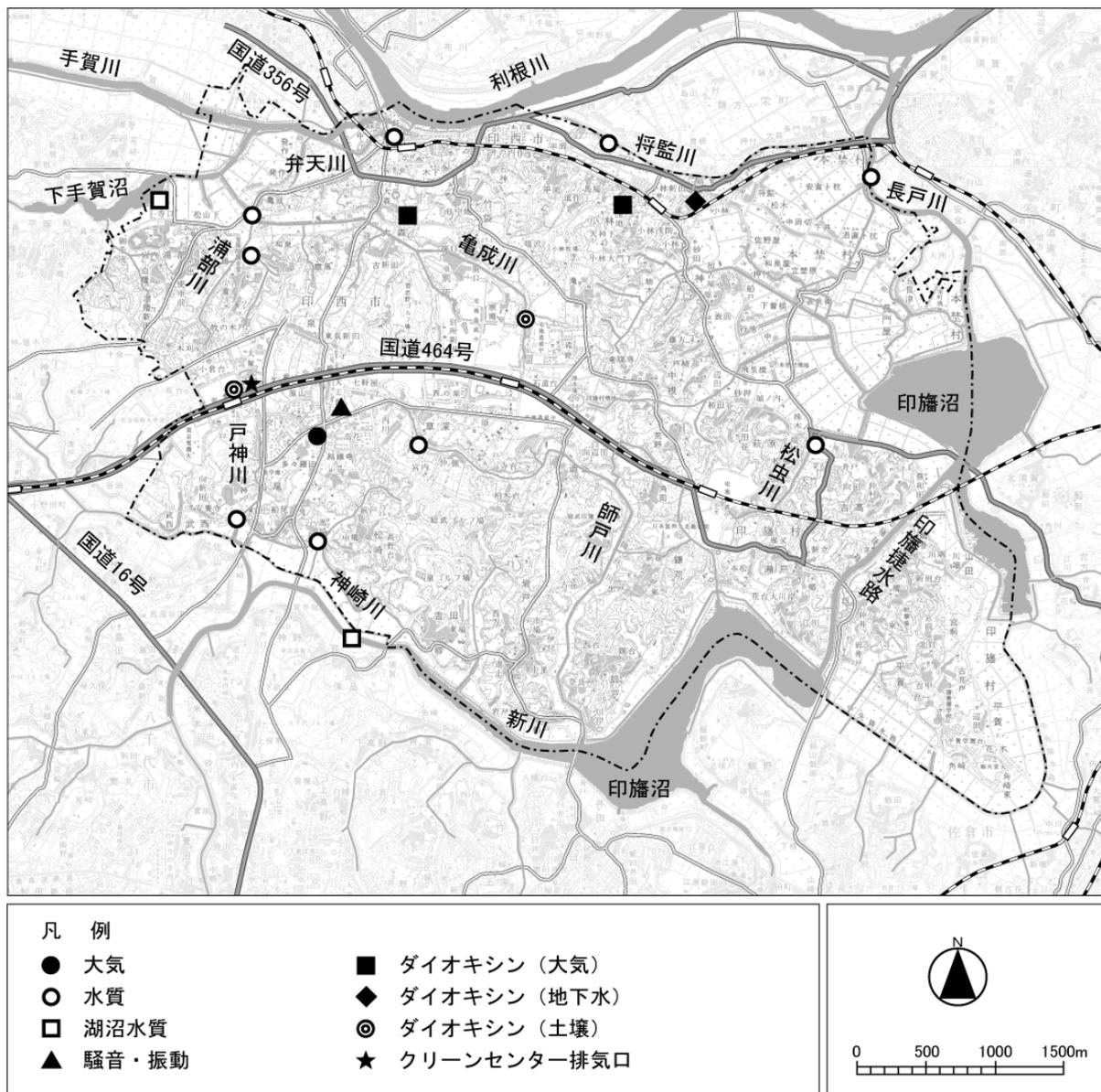
単位:mg/l

計量の対象	地点名	湧水 1	湧水 2	池	基準	定量下限値
	調査実施日	H23.8.29				
カドミウム		-	-	-	0.003 以下	0.001
全シアン		-	-	-	検出されないこと	0.05
鉛		< 0.005	< 0.005	< 0.005	0.01 以下	0.005
六価クロム		-	-	-	0.05 以下	0.01
砒素		< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
総水銀		-	-	-	0.0005 以下	0.0005
アルキル水銀		-	-	-	検出されないこと	0.0005
PCB		-	-	-	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン		-	-	-	0.02 以下	0.002
四塩化炭素		-	-	-	0.002 以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン		-	-	-	0.004 以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン		-	-	-	0.1 以下	0.002
シス-1,2-ジクロロエチレン		< 0.004	< 0.004	< 0.004	0.04 以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン		-	-	-	1 以下	0.1
1,1,2-トリクロロエタン		-	-	-	0.006 以下	0.0006
トリクロロエチレン		-	-	-	0.03 以下	0.003
テトラクロロエチレン		-	-	-	0.01 以下	0.001
1,3-ジクロロプロペン		-	-	-	0.002 以下	0.0002
チウラム		-	-	-	0.006 以下	0.0006
シマジン		-	-	-	0.003 以下	0.0003
チオベンカルブ		-	-	-	0.02 以下	0.002
ベンゼン		< 0.001	< 0.001	< 0.001	0.01 以下	0.001
セレン		-	-	-	0.01 以下	0.001
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		1.4	0.6	1.8	10 以下	0.1
ふっ素		< 0.05	< 0.05	< 0.05	0.8 以下	0.05
ほう素		< 0.1	< 0.1	< 0.1	1 以下	0.1

備考) 基準は、平成 9 年 3 月 13 日環境庁告示第 10 号「地下水の水質汚濁に係る環境基準」(平成 24 年 5 月 23 日環境省告示第 85 号改正)

調査地点位置図は資料編 P.13 参照

資料:平成 23 年度 竹袋焼却場跡地環境調査業務委託 報告書



環境指標の進捗状況(基本目標 )に伴う調査の調査地点位置図

## 2 環境施策進捗状況調査結果

### 基本目標 1 自然を身近に感じられる“まちづくり”

個別目標 樹林地や農地を守り、育てる  
樹林地・草地などの保全

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
樹林地の保全に市民などが参加できるしくみづくりを進めます。	農政課	地権者や市民を募集し竹林の伐採・枯れ木の除去などのボランティア作業を実施。あわせて草深の森の探索を行った。50名が参加。	地権者をはじめ、草深の森に関心を持つ人々に協力を仰ぎ、作業を通じ広く意見を聴取できた。
樹林地の減少につながる開発等の抑制を呼びかけます。	農政課	伐採等の面積の抑制や、植林の指導を行った。また、広報による周知を1回実施した。	適切な指導を行ってきたが、伐採等の面積が増えている。
緑地保全地区の指定による樹林地の保全を検討します。	都市整備課	平成23年度は、当初より事業計画なし。	現状では、市街地周辺の樹林地が多く残っており、ここが開発により失われる情勢ではないため、保全の検討には至っていない。
里山の保全・活用のしくみづくりを検討します。	環境保全課	具体的な里山の保全・活用のしくみづくりはできなかった。	里山の保全・活用のしくみについては、引き続き地域の意向を踏まえた仕組みづくりを検討していく。

### 農地の保全

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
農地の保全を図るため、必要な制度や体制づくりを進めます。	農政課	地域住民による農地、農業施設、景観形成等の保全活動の支援を行った。	農地・水・環境保全向上対策の活動組織への支援を行うことにより、農地や農業施設の保全及び環境保全を図った。
地場農産物の品質向上など、地域の農業振興を支援します。	農政課	市内農産物のブランド化を、印西市農産物ブランド化推進補助金による推進を図った。	印西市農産物ブランド化推進補助金により市内農産物のブランド化を推進した。
農業後継者の育成、新規就農者に対する支援を進めます。	農政課	農業従事希望者に基礎的な農業知識を習得させるために農業研修を行い、農業版ハローワーク求職登録者の推進を図った。 農業研修:1回実施 研修受講者:11名	農業版ハローワーク求職登録者の推進を図ることにより、農家の労働力不足の解消や労働力の確保が図られた。
農産物の地産地消を推進し、産地直売による販路の拡大を図ります。	農政課	地産地消を推進するために印西市地産地消推進計画を策定した。	印西市地産地消推進計画を策定した。
農用地区域の指定を継続します。	農政課	農業振興地域整備計画の管理を行い、農地の有効利用及び保全を推進した。	農業振興地域整備計画の管理を行うことにより、農地の有効利用及び保全を図った。
生産緑地地区の指定を継続します。	都市整備課	生産緑地指定面積約2.58ヘクタール。	生産緑地指定面積約2.58ヘクタール。
市内の遊休農地対策を進めます。	農政課	遊休農地再生対策協議会が耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱に基づく耕作放棄地再生利用事業を実施し、250aの耕作放棄地を解消した。	遊休農地再生対策協議会が耕作放棄地を再生し、解消を図った。

## 樹林地や農地とのふれあいの場の創出

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
市民が森の中で遊び、森林浴や休養することのできる、「市民の森」の充実を図ります。	農政課	草深の森内全面積を対象に、草刈、間伐、枝打ちを行った。	草深の森内全面積を対象に、草刈、間伐、枝打ちを行い、適正な森の管理に努めた。
地域森林計画対象民有林などによる、市民などに樹林の大切さを啓発するための事業を進めます。	農政課	下刈、枝打ち約 15,000 m <sup>2</sup>	森林の保全・育成ができた。
消費者の農業理解を図るため、農業イベントや交流会などを開催・支援します。	農政課	産業まつりを牧の原駅圏(BIG HOP 駐車場内)開催した。 来場者数: 30,000 人	産業まつりを実施し、生産者と消費者の交流を行い、安全・安心な顔の見える農業を推進した。
土や自然に親しみ、市民と農業のふれあいの場となっている「ふるさと農園」の充実を図ります。	農政課	ふるさと農園を 193 人の方が利用した。	農業にふれあうことにより農業を身近に感じていただき、環境保全に対する意識の高揚を図った。

個別目標 さまざまな生き物を守る  
生き物の生育・生息環境の保全・創出

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
公共施設などの整備に関する計画策定やほ場整備事業実施にあたっては、多自然型工法の採用など、自然環境への配慮を充分行います。	関係各課	事業実施なし	事業実施なし
県や関係市町村と協力し、手賀沼、印旛沼流域の水生植物の再生事業を進めます。	環境保全課	手賀沼水環境保全協議会に水生植物再生活用検討委員会を設置し、ガシャモク等の保存・活用の検討及びイベントによる啓発活動を実施。	協議会による 11 種の水生植物の保存及びイベント実施による啓発を行うことができた。
希少な野生生物の生育・生息環境の調査を実施し、保護方法を検討します。	環境保全課	植物 803 種 注目種 36 種 特定外来生物 4 種 哺乳類 9 種 注目種 1 種 特定外来生物 1 種 鳥類 102 種 注目種 53 種 特定外来生物 0 種 爬虫類 11 種 注目種 10 種 特定外来生物 0 種 両生類 6 種 注目種 4 種 特定外来生物 1 種 昆虫類 387 種 注目種 29 種 特定外来生物 0 種 魚類 24 種 注目種 10 種 特定外来生物 4 種	新市となって初めての自然環境調査を実施し、市内に生育・生息する植物及び動物の概況と自然環境の変化を把握できた。
生き物の密猟や本来の生態系を侵食する外来種の移入などに対し、監視を行うとともに、市民等への普及啓発を図ります。	環境保全課	外来生物に関する情報を広報等で掲載し普及啓発を実施。 カミツキガメの捕獲。 アライグマの防除。	外来生物の情報を広報及びホームページにより周知するとともに下記の外来生物を捕獲できた。 ・カミツキガメの捕獲 3 匹 ・アライグマの捕獲 12 匹

### 調査・観察会などの継続実施

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
野生動植物の生育、生息環境の保全に関する意識啓発を図ります。	環境保全課	自然探検隊を4回実施。 参加者延べ44人。	環境学習を通じ、市民に印西市に残された自然環境とそこに生息する生物の実態を確認し、市民の環境保全に対する意識の高揚が図られた。
市民参加による生き物のモニタリング調査を継続します。	環境保全課	平成24年度に小学生の親子を対象に「生き物調べ」を実施することを検討した。	平成24年度に小学生の親子を対象に「生き物調べ」を実施することを市民会議委員とともに検討し、実施に向けて準備することができた。
自然探検隊等の観察会を通じて、さまざまな動植物が生育・生息する環境の保全意識の高揚を図ります。	環境保全課	自然探検隊を4回実施。 参加者延べ44人。	環境学習を通じ、市民に印西市に残された自然環境とそこに生息する生物の実態を確認し、市民の環境保全に対する意識の高揚が図られた。

### 個別目標 親しみのある水辺をつくる 水辺環境の保全

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
自然環境や周辺の景観と調和した水辺空間の形成を関係機関へ要請します。	土木管理課	草刈業務 6,346㎡(年2回) 人力伐根除草 618㎡(年2回)	企画提案型協働事業を通じ、NPOに対し水辺環境の維持・管理にかかる委託支援を行った。
市民などによる水辺環境の維持・管理を支援します。			
市内に存在する湧水の数と位置を把握した上で、水量や水質について現地調査を実施します。	環境保全課	手賀沼水環境保全協議会において手賀沼流域の湧水調査を市民とともに実施。	手賀沼協働調査を市民と実施することができた。
多自然型工法を用いた河川、農業用水路の整備を要請します。	環境保全課	亀成川上流部の河川改修工事が開始され、工法においては多自然工法が取り入れられた。	亀成川上流部の河川改修工事が開始され、工法においては多自然工法が取り入れられた。

### 水辺とのふれあいの場の創出

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
調整池などの整備を進め、野鳥、植物、昆虫等の自然観察のできる場所の設置を検討します。	都市整備課	調整池等の整備は実施していないが、企画提案型協働事業として竹袋調整池と周辺地域の維持管理事業を実施した。	いつもきれいで気持ちよく利用できる水辺の憩いの場を市民に提供できた。
水辺に近づけない調整池では、外周部から野鳥や植生を見て楽しむことができるような観察会を開催します。	環境保全課	自然探検隊を4回実施。 参加者延べ44人。	環境学習を通じ、市民に印西市に残された自然環境とそこに生息する生物の実態を確認し、市民の環境保全に対する意識の高揚が図られた。

個別目標 まちの緑を増やす  
 公用地内の緑化

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
市民の日常生活に密着した、身近な公園及び運動などのための総合公園を計画的に整備します。	都市整備課	松山下公園内の下水道整備の設計及び工事を実施した。	陸上競技場の下水道整備が完了した。
公園や公共施設の整備に際し、「環境木」の情報を提供するとともに、植栽を依頼します。	環境保全課	環境木に関する情報を収集し、関係各課に情報を提供した。	環境木に関する情報を収集し、関係各課に情報を提供し依頼した。
市民参加による公園や緑地の管理を支援します。	都市整備課	市民参加により公園等の散乱ゴミ等が減少するとともに環境美化が保たれた。 (美化活動協定締結数 19 団体)	市民参加により公園等の散乱ゴミ等が減少するとともに環境美化が保たれた。

民有地内の緑化

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
住宅地の緑の創出を図るため、緑化を要請します。	都市整備課	印西市開発行為等指導要綱に基づき、戸建住宅へ開発する際、各区画に生垣等の植栽を積極的に行うよう要請した。	印西市開発行為等指導要綱に基づき、戸建住宅へ開発する際、各区画に生垣等の植栽を積極的に行うよう要請した。
事業所、商業施設の敷地、駐車場の緑化を要請します。	都市整備課	開発行為の指導により開発面積の5%以上の緑地の確保を要請した。	開発行為の指導により開発面積の5%以上の緑地の確保を要請した。

緑化推進のための人づくりと情報発信

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
広報紙、パンフレット、インターネットなどにより、花や緑に関する情報提供やイベントの普及を図ります。	都市整備課	広報等により県立北総花の丘公園の情報を提供し、緑化の推進を図った。	広報等により県立北総花の丘公園の情報を提供し、緑化の推進を図った。

個別目標 歴史や文化を大切にする  
歴史文化財の保存

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
「木下貝層」、「宝珠院観音堂」など文化財指定地の保護・保存を図ります。	生涯学習課	管理者・地域住民の協力を得て、史跡の清掃・管理を行った。	文化財指定地の保護・保全により、環境保全を行った。
文化財の調査研究を推進します。	生涯学習課	市内仏像調査、石造物調査を実施した。 無形民俗文化財及び埴輪資料について13件の資料調査を実施した。	当初の目標を達成できた。 無形民俗文化財については印西地区と本埜地区、埴輪資料については印旛地区出土資料に重点を置いて実施した。

巨樹・巨木林などの保全

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
巨樹・巨木林の位置を把握したうえで、生育状況について実態調査を実施します。	環境保全課	平成22年度に実施した「巨樹・巨木林等調査」の結果に基づき、養生の検討が必要な樹木14本について専門家の診断を実施した。	危険度の判定、保存上の必要事項を踏まえた総合判定を把握できた。

歴史的文化的環境とのふれあい創出

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
ガイドマップなどにより、歴史や文化についての普及啓発を図ります。	生涯学習課	ふるさと案内人協会事業の後援等を通じ、市内の文化財、自然環境に触れる機会の提供を側面から支援した。 歴史民俗資料の調査報告書について未実施。	歴史、文化の諸事業を通じて普及・啓発を行った。 調査資料の整理や内容精査などの刊行準備作業を実施し、刊行には至らなかった。

## 基本目標 2 安心して生活できる“暮らしづくり”

個別目標 空気をきれいにする  
大気汚染対策

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
公用車等に低公害車を導入します。	管財課	リース車両 2 台を返却。その他、本事業以外の予算において 9 台処分、6 台購入。	公用車管理においては、本事業及び他事業の合計で5台(返却2台、処分9台、購入6台)の削減となったため、大気汚染の軽減に努めることができた。
低公害車や公共交通機関の利用促進に向けた呼びかけを行います。	環境保全課	庁内エコプラン(市)、環境行動指針(市民等)等により、エコドライブの推進を図った。 平成 23 年 11 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日までの期間、「アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画」を実施し、HP 等に掲載することにより市民への普及啓発を図った。	市民意識調査の結果では、約 6 割の方が、エコドライブを実施しており意識の高揚が見られた。
アイドリングストップなど、環境にやさしい運転の普及啓発を図ります。			
工場・事業場などからの排出ガス抑制、焼却炉の適正使用に関する普及啓発と指導を行います。	環境保全課	年 2 回広報により、基準外焼却炉を使用している焼却行為の禁止を周知した。	基準外焼却炉を使用している焼却の確認はされていないため、大気汚染の防止が図られている。
焼却炉の適正使用を含め、野焼き防止の普及啓発と指導を行います。			
公園や公共施設の整備に際し、「環境木」の情報を提供するとともに、植栽を依頼します。(再掲)	環境保全課	環境木に関する情報を収集し、関係各課に情報を提供した。	環境木に関する情報を収集し、関係各課に情報を提供し依頼した。

## 悪臭防止対策

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
悪臭を放つおそれのある施設及び物質について、管理者への指導を行うとともに、必要に応じて現地調査を実施します。	環境保全課	悪臭を発生させた管理者に対し、対処するよう指導を行った。	特定施設や特定作業以外での悪臭があったが、法的根拠がないため指導には限界があった。

## 監視・測定の実施

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
県や周辺市町村と連携して大気汚染対策を進めるとともに、大気調査を実施します。	環境保全課	大気ダイオキシン類環境調査を実施、測定結果を県に報告した。 夏冬 2 回 2 地点	継続して大気ダイオキシン類環境調査を実施しているので、大気状況が把握できている。
情報を共有するなど、周辺市町村と連携して、悪臭防止対策を進めます。	環境保全課	関係課と協力し、定期的に畜産業の立入り等を実施した。	把握している事業所のほか新たな問題等は発生していない。

個別目標 水や土をきれいにする  
排水対策

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
生活排水の環境負荷軽減に関する普及啓発を図るとともに、市民の活動を支援します。	環境保全課	手賀沼水環境保全協議会、印旛沼水質保全協議会で実施する各事業に協力した。 市民団体が主催する手賀沼流域フォーラムイベントに協力した。	流域市町村と連携をとりながら、水質保全に対する意識啓発を実施することができた。また、市民が実施するイベントに協力することができた。
工場・事業場などからの排水に対する指導を行います。	環境保全課	特定施設への立入等は実施しなかった。	立入等を行い、特定施設の適正管理を促していきたい。
公共下水道の整備を推進します。	下水道課	岩戸地区特定管渠公共下水道工事 A = 2.41ha	岩戸地区特定管渠公共下水道工事 A = 2.41ha 計画的に整備が進められた。
合併処理浄化槽の設置を推進します。	環境保全課	合併処理浄化槽の設置補助の継続実施及び設置推進のための啓発活動を実施 合併処理浄化槽補助 142 基 転換補助 85 基	生活排水対策のための補助及び設置推進のための普及啓発が図られた。
公共下水道の接続率(水洗化率)の向上のためのPRに努めます。	下水道課	下水道の日(9月10日)を中心として啓発物資(ティッシュ等)の配布。	予算額及び活動内容から考えても接続率の向上の効果があまりないように思われる。
廃食用油の回収を進めます。	クリーン推進課	廃食用油の拠点回収について、ホームページや広報誌への掲載により 5,460kgの廃食用油を回収した。	平成23年度から処理方法の見直しを行い、拠点回収のPRを行うことで事業の充実が図られた。

## 土壌汚染・地下水対策

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します。	農政課	環境保全型農業直接支援対策事業補助金により推進を図った。	環境保全型農業直接支援対策事業補助金を交付した。
産業廃棄物の不法投棄や不法な残土の埋立てなどの防止のため、監視体制の強化・普及啓発を図ります。	クリーン推進課	職員パトロール回数 25回 委託パトロール回数 160回 不法投棄監視委員 月4回  固定式監視カメラ運用台数 11台 (うち2台は年度内1回移設) 移動式監視カメラ運用台数 10台  広報掲載回数 3回 ホームページ掲載 随時 協働撤去 10現場 警察通報 1件 印旛地域振興事務所通報 1件 行為者の特定 1件	各パトロール業務については、巡回と併せ、不法投棄多発地区におけるピンポイントの定点監視を効果的に実施した。  地元町内会等と十分に検討し設置した固定式監視カメラのほか移動式監視カメラを設置したこと及び啓発業務を継続実施したことで、効果的な不法投棄の防止を図ることができた。  既存現場の実態を把握したことから、当該現場の不法投棄物を計画的に撤去することができた。 民有地における大規模な不法投棄現場を町内会等との協働により撤去し、再発防止策として竹柵を設置したことで、不法投棄の抑制を推進した。
工場・事業場・建設作業における汚染防止のための指導を行います。	環境保全課	周囲に影響を及ぼすような汚染の発生はなかった。	周囲に影響を及ぼすような汚染の発生はなく、事業所等の適正管理が行われていると思われる。
雨水浸透施設の普及を進めます。	関係各課	開発行為申請者より事前協議があった際には、雨水浸透施設及び透水性舗装など環境に配慮するよう協力を要請した。	開発行為申請者より事前協議があった際には、雨水浸透施設及び透水性舗装など環境に配慮するよう協力を要請した。
地下水の適切な利用について、指導・普及啓発を行います。	環境保全課	揚水施設廃止任意立会い 2件	揚水施設の規制についても、必要最小限とし、他水源のある未規制口径の揚水機についても、任意で立会いを行ったことにより、地下水の適正利用が図られた。
町営塵芥焼却場跡地の環境調査を実施します。	環境保全課	継続してモニタリング調査を実施した。	モニタリング調査の結果からは、特に汚染物質の流出はない。
歩道改良工事の際には、透水性舗装等の環境に配慮した整備を推進します。	建設課	歩道改良工事を実施しなかった。	歩道改良工事を実施しなかった。

## 監視・測定の実施

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
河川水、地下水(地下水位を含む)、工場排水などの定期監視体制を充実します。	環境保全課	異常水質による通報 1件	水質事故が起きたときのため、連絡体制は整えておく。
県や周辺市町村と連携して水質汚濁の防止対策を進めます。	環境保全課	手賀沼・印旛沼の水質改善のため、県・周辺市町村と連携して、普及啓発及び浄化対策事業を実施した。 合併処理浄化槽の設置補助の継続実施及び設置推進のための啓発活動を実施した。	手賀沼・印旛沼の水質改善のための普及啓発及び浄化対策を進めることができた。 合併処理浄化槽の設置補助の継続して実施したことにより生活排水対策が進んだ。
市民などが実施する水質調査を支援します。	環境保全課	市民団体が主催する手賀沼のイベントの際にバックテストを貸し出した。 手賀沼水環境保全協議会で実施している河川・湧水の協働調査に市民に参加いただいた。	市民に水質保全に対する意識の高揚を図っていただくことができた。

個別目標 騒音や振動などを低減する

自動車の騒音・振動対策

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
アイドリングストップなど、環境にやさしい運転の普及啓発を図ります。(再掲)	環境保全課	庁内エコプラン(市)、環境行動指針(市民等)等により、エコドライブの推進を図った。 平成23年11月1日～平成24年1月31日までの期間、「アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画」を実施し、HP等に掲載することにより市民への普及啓発を図った。	市民意識調査の結果では、約6割の方が、エコドライブを実施しており意識の高揚が見られた。
道路の適正な維持・管理に努めます。	土木管理課	道路維持工事6箇所 道路補修工事(市内全域)	道路の適正な維持・管理に努めた
騒音・振動の実態調査を継続的に実施します。	環境保全課	県道千葉ニュータウン南環状線において、自動車騒音、道路交通振動の測定を行った。 共に、環境基準値以下。	環境基準値以下であり、路線の評価をすることができた。
県や関係機関に対して騒音・振動対策の充実・強化を働きかけます。	環境保全課	道路管理者に測定結果を送付した。	道路付近の居住者の騒音振動の状況を伝えることができた。

工場・事業場などからの騒音・振動対策

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
事業所・商業施設、建設作業における騒音・振動防止のための指導を行います。	環境保全課	特定施設、特定建設作業、特定作業の届出を受理した。	届出の中で適正化を図った。
生活騒音についての知識やモラルの普及啓発を図ります。	環境保全課	ポスターを環境保全課窓口に掲示した。	ポスター掲示により生活騒音の問題について周知を図ることができた。

光害対策

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
住民や動植物等への影響を考慮し、ネオンサインなど屋外照明の適正化を指導します。	環境保全課	屋外照明の使用のおそれがある施設に対し、適正使用を呼びかけた。	適正使用を呼びかけたことにより、影響の防止を図れた。
道路照明などは周辺環境を踏まえた上で適切に設置します。	関係各課	警察協議の中で、必要だと思われる個所に照明を設置した。	警察協議の中で、必要だと思われる個所に照明を設置した。

## 個別目標 有害化学物質による汚染を防ぐ

## 有害化学物質の排出防止対策

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
焼却炉の適正使用を含め、野焼き防止の普及啓発と指導を行います。(再掲)	環境保全課	年2回広報により、基準外焼却炉を使用している焼却行為の禁止を周知した。	基準外焼却炉を使用している焼却の確認はされていないため、大気汚染の防止が図られている。
広報やホームページ等で有害化学物質に関する情報を提供し、有害化学物質の適正処理・管理を周知します。	環境保全課	汚染の確認はなかった。	汚染の確認はなかったが、情報収集を含め監視の強化を図りたい。
公共施設内の緑の維持管理には、除草剤・殺虫剤・殺菌剤を必要以上に使用しません。	関係各課	公共施設内の敷地において、害虫が発生した場合は基本的に手作業での対応とし、除草剤、殺虫剤の使用は最低限とした。	公共施設内の敷地において、害虫が発生した場合は基本的に手作業での対応とし、除草剤、殺虫剤の使用は最低限とした。
有害化学物質汚染が確認された場合、原因究明とその再発防止の指導を行います。	環境保全課	汚染の確認はなかった。	汚染の確認はなかったが、情報収集を含め監視の強化を図りたい。
県や周辺市町村、印西クリーンセンターなどと連携して、ダイオキシン類等の有害化学物質対策を継続して進めます。	環境保全課	市内2箇所で大気ダイオキシン類の測定を実施し、測定結果は、環境基準内であった。	ダイオキシンの発生の抑制や焼却施設の適正管理が図られている。

## 有害化学物質に関する情報の収集・提供

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
県や周辺市町村とも連携して、有害化学物質の情報収集に努め、市民・事業者に分かりやすく情報を提供します。	環境保全課	監視している中で、特に悪化の恐れがある有害物質はなかった。	特に悪化の恐れがある有害物質はなかったが、情報収集を含め、監視体制の強化を図りたい。
有害化学物質等に対する新たな取組みについて、市民・事業者へ情報提供します。	環境保全課	新たな取組みなどはなかった。	取組みなどはなかったが、継続して情報収集を図りたい。

個別目標 エネルギーを有効に利用する  
省資源・省エネルギーの推進

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
公用車等に低公害車を導入します。(再掲)	管財課	リース車両 2 台を返却。その他、本事業以外の予算において 9 台処分、6 台購入。	公用車管理においては、本事業及び他事業の合計で5台(返却2台、処分9台、購入6台)の削減となったため、大気汚染の軽減に努めることができた。
低公害車や公共交通機関の利用促進に向けた呼びかけを行います。(再掲)	環境保全課	庁内エコプラン(市)、環境行動指針(市民等)等により、エコドライブの推進を図った。 平成 23 年 11 月 1 日～平成 24 年 1 月 31 日までの期間、「アイドリングストップ等による大気汚染物質削減計画」を実施し、HP 等に掲載することにより市民への普及啓発を図った。	市民意識調査の結果では、約 6 割の方が、エコドライブを実施しており意識の高揚が見られた。
省資源・省エネルギーに関する取組みを市民などにわかりやすく情報提供するとともに、環境家計簿の記入を呼びかけます。	環境保全課	イベント等において環境行動指針の普及促進。 環境家計簿 81 枚提出	環境家計簿の普及(81 枚提出)とともに省エネルギー行動の普及啓発を図ることができた。
公共施設での省エネルギーを推進します。	環境保全課	庁内エコプランによる市庁舎等での省エネルギーを推進。 また、グリーンカーテンを 86 施設で実施し、約 1000mのカーテンを設置した。	庁内エコプランの推進により、公共施設での省エネルギーの推進を図ることができた。 グリーンカーテンの設置により、夏季の電力使用量約 31%減になった。
公共施設の改修の際には、エネルギーを有効に利用できる設備の導入を検討します。	関係各課	公共施設の改修の際には、エネルギーを有効に利用できる設備の導入を検討した。	公共施設の改修の際には、エネルギーを有効に利用できる設備の導入を検討した。
「(仮称)地球温暖化対策地域推進計画」の策定を検討します。	環境保全課	引き続き策定を検討。	県内においても、まだ計画の策定をしている市町村も少なく、あまり情報を得ることはできなかった。

新しいエネルギーの利用促進

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
公共施設の改修の際には、太陽光発電等の自然エネルギー設備の導入を検討します。	関係各課	公共施設の改修の際には、太陽光発電等の自然エネルギー設備の導入を検討した。	公共施設の改修の際には、太陽光発電等の自然エネルギー設備の導入を検討した。
自然エネルギーの導入について、市民等に情報提供、普及啓発を図ります。	環境保全課	太陽光発電システム及び太陽熱利用温水器の設置補助について、ホームページ・広報等で市民に周知し、普及啓発を実施。	太陽光発電システム及び太陽熱利用温水器の設置補助を実施することにより、市民に自然エネルギーの普及及び省エネルギーについて啓発することができた。
太陽光発電システム等設置補助金を交付します。		補助実施件数 太陽光発電システム 181 基 太陽熱利用温水器 9 基	

個別目標 ごみの量を減らし、資源の循環を進める  
ごみの排出抑制(リデュース)

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
ごみの排出量、資源化状況、ごみの分け方・出し方などについての情報提供体制の拡充を図ります。	クリーン推進課	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布やホームページへの掲載及び公共施設や店頭において、ごみの分別による減量化、資源化の普及啓発を実施した。	公共施設や店頭での普及啓発を継続実施していることで、一人1日当たりのごみ排出量において、家庭系ごみで対前年度2g減の718gとなり、ごみ減量化、資源化の意識啓発が図られた。
マイバッグの利用を普及・促進し、レジ袋の削減を推進します。	クリーン推進課	マイバッグの推進とレジ袋削減のための意識啓発として、広報紙、ホームページの掲載及び、公共施設や店頭においてへ普及啓発等を行った。	公共施設や店頭での普及啓発を継続実施していることで、一人1日当たりのごみ排出量において、家庭系ごみで対前年度2g減の718gとなり、ごみ減量化、資源化の意識啓発が図られた。
ごみ問題に関して興味・関心を持てる機会をつくり、正しい理解を深めるとともに、市民などの自発的なごみ減量活動を支援します。	クリーン推進課	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布やホームページへの掲載及び公共施設や店頭において、ごみの分別による減量化、資源化の普及啓発や出前講座を実施し、体験型の学習機会を提供した。	出前講座等を継続実施していることで、一人1日当たりのごみ排出量において、家庭系ごみで対前年度2g減の718gとなり、ごみ減量化、資源化の意識啓発が図られた。
ごみの分別排出・適正排出の徹底を促進するとともに、ごみの発生抑制・減量意識を高めます。	クリーン推進課	「資源物とごみの分け方・出し方」の配布やホームページへの掲載、公共施設や店頭において、ごみの分別による減量化、資源化の普及啓発を実施した。	公共施設や店頭での普及啓発を継続実施していることで、一人1日当たりのごみ排出量において、家庭系ごみで対前年度2g減の718gとなり、ごみ減量化、資源化の意識啓発が図られた。
「環境にやさしい行動」を市民にエコモニターとして実践してもらい、広く紹介し、意識啓発を図ります。	環境保全課	イベント等において環境行動指針の普及促進。 環境家計簿81枚提出	環境家計簿の普及(81枚提出)とともに省エネルギー行動の普及啓発を図ることができた。
「生ごみ処理容器等購入費補助金制度」のPR強化による生ごみ処理容器・生ごみ処理機の普及促進などにより、生ごみの減量を推進します。	クリーン推進課	広報紙やホームページ掲載による周知及び販売店への補助制度の周知、啓発を行った。  補助金交付件数 72件	平成23年度も継続し、補助金制度が活用され、一人1日当たりのごみ排出量において、家庭系ごみで対前年度2g減の718gとなり、ごみ減量化、資源化の意識啓発が図られた。
ごみ有料化について、事業系ごみのみならず家庭系ごみについても段階的な取組みを検討していきます。	クリーン推進課	ごみ減量化、資源化の目標達成に向け、家庭ごみのうち粗大ごみ処理の有料化について検討し、第2次印西市ごみ減量計画の施策の1つとして位置付けた。	ごみ減量化、資源化の目標達成に向け、第2次印西市ごみ減量計画に位置付けることで、今後の取組みについて、明確化した。
農業用廃プラスチックのリサイクルを進めます。	農政課	塩化ビニール 16.41t ポチエチレン 9.27t の適正処理を図った。	印西市農業用廃プラスチック対策協議会へ農業用廃プラスチックの回収経費への補助金を交付した。

再利用(リユース)・資源化(リサイクル)の推進

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
資源物の拠点回収品目及び拠点回収場所を追加するなど、資源物収集体制の整備を進めます。	クリーン推進課	13 箇所の回収拠点を設け廃食油を回収した。	回収拠点を設け継続的な資源物収集体制を形成することで、再資源化が促進された。
自発的なリサイクルシステムの促進のため、「有価物集団回収事業」を広く周知し、資源回収の基盤となるよう一層の拡充に努めます。	クリーン推進課	ホームページ等で有価物集団回収事業のPRを継続した。 平成23年度末登録団体数 112 団体 回収量 2,034t	ホームページ等で有価物集団回収事業のPRを継続して行うことで、前年度と比較して登録団体数が1団体の増となり、自発的な資源物回収の推進が図られた。
「グリーン購入推進指針」に基づき、市役所や市出先機関などにおいて、リサイクル品の積極的な購入・使用などを率先して実行します。	環境保全課	取組み実施状況において、常に実行、ほぼ実行、概ね実行の割合が「エコマーク商品を優先的に購入している」は50.3%、「エネルギー効率の良いOA機器の導入を心がけている」69.5%となった。	年々、実行している割合は増えているが、まだ徹底されていないため、研修等を通じ指針の徹底を図る。
積極的な再使用を進めるため、不用品情報交換コーナーの利用促進を図ります。	クリーン推進課	広報、ホームページ等で不用品情報の掲載を実施し、31件の交渉が成立した。	広報、ホームページ等で不用品情報の掲載を実施することで、不用品情報が提供され、積極的な再使用が促進された。
市の事業や建設工事の際には、再生資材等の使用やリサイクルを推進します。	関係各課	法令等に基づき、再生資材の利用促進を推進した。	法令等に基づき、再生資材の利用促進を推進した。

個別目標 不法投棄やポイ捨てをなくす  
不法投棄・ポイ捨ての防止

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
不法投棄監視パトロール、通報制度の整備など監視体制の強化を図ります。	クリーン推進課	職員パトロール回数 25回 委託パトロール回数 160回 不法投棄監視委員 月4回  固定式監視カメラ運用台数 11台 (うち2台は年度内1回移設) 移動式監視カメラ運用台数 10台  広報掲載回数 3回 ホームページ掲載 随時 協働撤去 10現場 警察通報 1件 印旛地域振興事務所通報 1件 行為者の特定 1件	各パトロール業務については、巡回と併せ、不法投棄多発地区におけるピンポイントの定点監視を効果的に実施した。  地元町内会等と十分に検討し設置した固定式監視カメラのほか移動式監視カメラを設置したこと及び啓発業務を継続実施したことで、効果的な不法投棄の防止を図ることができた。  既存現場の実態を把握したことから、当該現場の不法投棄物を計画的に撤去することができた。 民有地における大規模な不法投棄現場を町内会等との協働により撤去し、再発防止策として竹柵を設置したことで、不法投棄の抑制を推進した。
不法投棄・ポイ捨てに関する意識啓発を図ります。	クリーン推進課	職員による重点区域での啓発や指導員によるパトロールの実施及び禁止行為の指導等を行った。また、広報等で不法投棄防止の情報提供を行った。	広報等を利用し、条例を周知するとともに、指導員によるパトロール等の実施及び啓発活動により市民に理解された。
土地の所有者への情報提供・意識啓発により、不法投棄の防止を図ります。	クリーン推進課	広報、ホームページ等にて不法投棄防止の情報提供を行った。 また、不法投棄防止のため、看板の貸与を実施した。 広報掲載回数 2回 看板貸与件数 20件	広報、ホームページ等を利用し、不法投棄に関する情報提供及び土地所有者への不法投棄防止対策を呼び掛け、意識啓発を図ることができた。

## 環境美化活動の推進

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
「ゴミゼロ運動」、「クリーン印西推進運動」を継続実施し、環境美化に対する意識啓発を図ります。 市民や各種団体などの環境美化活動を支援します。	クリーン推進課	下記の運動を実施した。 クリーン印西推進運動 参加者 28,994人 回収量 31,260kg 秋のゴミゼロ運動 参加者 9,122人 回収量 21,610kg 春のゴミゼロ運動雨天中止	雨天により春のゴミゼロ運動は中止となったが、クリーン印西推進運動及び秋のゴミゼロ運動を通じて、延べ 38,116人の参加をいただき、環境美化意識の向上を図ることができた。

### 基本目標 3 みんなで環境を育てる“しくみづくり”

#### 個別目標 環境情報のネットワークをつくる

#### 環境情報の収集・提供

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
「印西市環境マップ」を作成し、環境保全意識の啓発を図ります。	環境保全課	平成24年度に小学生の親子を対象に「生き物調べ」を実施することを検討した。	平成24年度に小学生の親子を対象に「生き物調べ」を実施することを市民会議委員とともに検討し、実施に向けて準備することができた。
ホームページや広報などで環境情報を提供します。	環境保全課	広報に情報を掲載するとともにホームページに情報を掲載した。	広報やホームページで様々な環境情報を提供することにより、市民に環境に対する意識啓発を図ることができた。
図書館では期間限定で環境に関する資料の紹介を行います。	図書館	小林図書館にて「エコライフ」をテーマに資料の展示や貸し出しを行った。	環境に良い生活について、図書館の来館者に認識してもらった。
学校図書館では環境コーナーの書籍を充実し、活用を進めます。	指導課(教育センター)	・市内全中学校では、学校図書館蔵書を日本十進分類法に従って配置し、生徒が自分でも環境関係の書籍を探しやすいようにした。 ・小学校でも環境コーナーの設置を推進するとともに、学習の時期に合わせて市立図書館の団体貸し出しを利用して、書籍の充実を図った。	・学校図書館蔵書のデータベース化を機会に、図書資料の配置を見直し、環境学習に関する書籍が同じ書棚に並ぶようにすることができた。 ・市内小中学校18校において、環境に関する書籍を新規に購入した。
学校教育のための環境に関する情報や教材を提供します。	環境保全課	環境白書など環境啓発物資を小・中学校に配布。 中央公民館事業「市民アカデミー」において環境学習の実施。	印西及び周辺の環境を知る上で必要な資料及び環境教育に必要な情報を提供できた。
「環境フェスタ」等の環境イベントへの参加・協力を呼びかけます。	環境保全課	環境フェスタ、環境関連施設の見学会を継続して実施した。 市民団体が主催する手賀沼流域フォーラムイベントの周知及び協力を実施した。	各種イベントの開催などにより市民に意識啓発を図ることができた。

#### 環境情報の共有化促進

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
環境家計簿の活用や水質等の簡易測定など、環境モニター制度を充実させ、市民・事業者との情報共有に努めます。	環境保全課	環境推進市民会議委員により環境家計簿の普及啓発を実施した。 簡易測定による水質調査を市民と協働で実施した。	環境家計簿の普及啓発ができた。 環境家計簿81枚提出。
「印西市環境白書」を作成し、市民・事業者等へ公開します。	環境保全課	環境白書の作成、公表。	内容等の充実を図り、市民等に見やすい環境白書が作成できた。

個別目標 環境について学び、理解する  
環境イベントなどの充実

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
環境関連施設の見学会や市民参加の環境調査など、環境に関するイベント等を企画・開催し、普及啓発を図ります。	環境保全課	環境フェスタ、環境関連施設の見学会を継続して実施した。 市民団体が主催する手賀沼流域フォーラムイベントの周知及び協力を実施した。	各種イベントの開催などにより市民に意識啓発を図ることができた。
環境に関する生涯学習を推進します。	生涯学習課	【中央公民館】 2 講座を開催し、「次世代」「水質」という視点からの講義を受けた。	各講座、開催の目標を達成できた。
		【中央駅前公民館】 主催事業「はつらつクラブ」の中で、「初秋の里山自然ウォーク」を実施しそうふけふれあいの里周辺の自然について学んだ。 参加者 15 名	そうふけふれあいの里周辺の自然の大切さを感じるとともに、自然を守ることを考えるきっかけづくりとなった。
		【小林公民館】 主催事業において、千葉県環境アドバイザーを講師として招き「エネルギー消費と地球環境」をテーマに公開講座を行った。	講座の中でエネルギーを作る実験を行うなど、エネルギーの大切さを考える機会を提供できた。
		【そうふけ公民館】 小学生 4～6 年生対象事業の筑波山登山で、自然環境についての啓発に努めた。	筑波山登山を通して、自然の大切さを実感してもらうことができた。
		【本埜公民館】 小学生とその保護者を対象に全4回の事業を実施。延べ22名の参加があった。	自然観察会を通じて、本埜地域には、まだ沢山の自然が残されているということで、自然を守る大切さを知ってもらうことができた。また、カブトムシやセミを捕まえられたので、貴重な体験ができた。
【歴史民俗資料館】 常設展示、企画展示(東日本大震災と資料館の取組み)、講座(木下せんべいの歴史と技術)を開催 開館日数 242 日 来館者数 886 人	各事業を通じて地域の歴史、自然環境等の周知を図ることができた。		
市民・事業者などが開催する環境に関する活動や観察会を支援します。	環境保全課	市民団体等が開催するイベントの周知等に協力した。	市民主体によるイベントが実施されることにより、市民間で環境に対する意識の高揚が図られた。

## 学習教材の充実、指導者の育成

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
環境学習パンフレット、教材を収集・整理し、提供します。	環境保全課	環境白書などを関係各機関に提供した。	学校などに環境関連資料を配布し、環境意識の普及啓発につなげることができた。
市職員の環境研修を実施し、環境に関する理解を深めます。	環境保全課	各課等に環境推進主任の設置し、庁内エコプランについての取組みの推進を依頼した。	庁内エコプランを継続して推進することにより職員の意識向上が図られた。
学校などの要請に応じて、適した指導者を派遣できるように、学校支援ボランティアリストを整理します。	指導課(教育センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校支援ボランティアリストに 581 名の登録があり、うち環境整備支援への登録者は 33 名、授業支援への登録者は 9 名である。環境整備支援では、未登録者も含めて 63 名が、のべ 218 日活動した。授業支援では、未登録者も含めて 14 名が、のべ 26 日活動した。</li> <li>・環境整備支援は学校園や花壇の整備作業、植木の剪定が主な活動であった。</li> <li>・環境学習に関する授業支援では、里山の自然観察や米作りの学習で、外部講師として活用した学校があった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境整備作業では、学校支援ボランティア以外に、親子環境整備美化作業やPTAの奉仕作業として実施する学校が多い。</li> <li>・授業支援者としてのボランティア登録は少ないが、ボランティア以外の外部講師を授業等で活用する学校があった。</li> </ul>
環境教育に携わる指導者を育成するしくみづくりを検討します。	環境保全課	県主催の環境講座を紹介し、市民参加を促した。	県等で主催する環境講座の紹介はできるが、市独自の環境講座の開催には至っていない状況である。

## 学校における環境教育・環境学習の推進

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時進捗(実施)状況	平成23年度事業の評価
体験学習を取り入れた環境教育・環境学習を推進します。	環境保全課	自然探検隊を 4 回実施。参加者延べ 44 人。	環境学習を通し、市民に印西市に残された自然環境とそこに生息する生物の実態を確認し、市民の環境保全に対する意識の高揚が図られる。
小・中学校での環境に関する学習内容の充実を図ります。	指導課(教育センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員向け夏季研修会において、森林インストラクターを講師に迎え、森林生態系や森林土壌の働き等について研修を行った。</li> <li>・教育センターで行われた里山観察会等について、教育センターホームページ等で実践事例を各校に示した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な学習、社会科、理科、技術・家庭科、特別活動等で積極的に環境学習が取り入れられている(ゴミのリサイクル、手賀沼の自然、印旛沼の自然、浦部川探検等)。また、外部人材を活用した授業は 18 校で行われており、学習への理解を深めるとともに自分の生活を見つめ直すきっかけともなった。</li> <li>・教育センターで行われた里山観察会等について、実践事例を各校へ広めることができた。</li> </ul>
こどもエコクラブの設立と情報提供などによる活動の支援を行います。	環境保全課	既存のエコクラブに対し、必要な情報及び資料等の提供の実施。	情報及び資料の提供はできたが、参加団体を増やすことはできなかった。

個別目標 環境活動を進める  
地域における環境活動の推進

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
「ゴミゼロ運動」、「クリーン印西推進運動」を継続実施し、環境美化に対する意識啓発を図ります。(再掲)	クリーン推進課	下記の運動を実施した。 クリーン印西推進運動 参加者 28,994 人 回収量 31,260 kg 秋のゴミゼロ運動 参加者 9,122 人 回収量 21,610 kg 春のゴミゼロ運動雨天中止	雨天により春のゴミゼロ運動は中止となったが、クリーン印西推進運動及び秋のゴミゼロ運動を通じて、延べ 38,116 人の参加をいただき、環境美化意識の向上を図ることができた。
町内会や自治会など市民が各地域で行う自主的な環境活動を支援します。	市民活動推進課	市民活動活性化助成金を各町内会等に交付し、活動の活性化に寄与した。	市民活動活性化助成金を 164 の町内会等に交付し、活動の活性化に寄与した。
「印西市環境行動指針」、「環境家計簿」の普及啓発を図ります。	環境保全課	環境推進市民会議委員により環境家計簿の普及啓発を実施。	環境家計簿の普及啓発ができた。 環境家計簿 81 枚提出
「庁内エコプラン」に基づいて、市の事務・事業における環境配慮を進めます。	環境保全課	各課等に環境推進主任を設置し、庁内エコプランについての取組みの推進を依頼。	庁内エコプランを継続して推進することにより職員の意識向上が図られた。
環境保全を図る活動等を行うNPOなどの市民活動団体や事業者に対する支援を行います。	市民活動推進課	公益信託印西市まちづくりファンドより資金を拠出し、市民活動を支援した。	公益信託印西市まちづくりファンドより環境関係団体 3 団体に助成を行った。

パートナーシップの構築

個別目標の達成に向けた取組み	担当課	平成23年度終了時 進捗(実施)状況	平成23年度 事業の評価
環境活動に関する情報提供・共有に努め、環境活動の組織づくり、人づくりを進めます。	環境保全課	環境推進市民会議・環境推進事業者会議を継続して開催するとともに、合同で会議を開催し、環境基本計画の進捗状況について意見を抽出するとともに意見交換を行った。	環境基本計画の進行管理に対する市民・事業者の意見を伺うことができた。
「印西市環境推進会議」と協働して、環境にやさしい行動を推進します。	環境保全課	環境推進市民会議委員により環境家計簿の普及啓発を実施。	環境家計簿の普及啓発ができた。 環境家計簿 81 枚提出
市民や事業者などと、環境活動の実施内容の報告や意見交換を図る場を設けます。	環境保全課	環境推進市民会議・環境推進事業者会議を継続して開催するとともに、合同で会議を開催し、環境基本計画の進捗状況について意見を抽出するとともに意見交換を行った。	環境基本計画の進行管理に対する市民・事業者の意見を伺うことができた。

### 3

## 環境に関する市民・事業者意識調査 集計結果

### 市民意識調査の結果

#### 1. アンケート概要

##### (1) 配布・回収状況

アンケートの配布・回収の状況は次のとおりでした。

配布数 : 2000 通

配布・回収方法 : 郵送法

配布・回収期間 : 6月中旬に配布、6月下旬までに回収

回収数 : 567 通 (回収率 28.4%)

##### (2) 設問内容

アンケートの設問内容は以下のとおりです。

#### 問1 回答者の属性

問1 - 1 回答者の性別

問1 - 2 回答者の年齢

問1 - 3 回答者の居住地区

#### 問2 環境に対する意識

問2 - 1 環境問題に関心があるか・市内の環境についてどのように感じているか

問2 - 2 問2 - 1で「環境に満足している」又は「環境に満足していない」と選択した理由・場所(記述式)

問2 - 3 市が早急に取組みを進めるべき環境課題

#### 問3 環境行動への取組み状況

問3 - 1 環境に配慮した行動について、普段行っている状況

#### 問4 環境づくりへの参加

問4 - 1 市民参加型の環境保全活動や環境関連イベント、学習会などに参加してみたいか

問4 - 2 問4 - 1で参加したいと思わない」と回答した理由

問4 - 3 様々な市民が環境づくりに参加するために、どのようなことを重点的に取組むべきか

問4 - 4 市の環境保全に関するイベントや活動などで今後取組みたいもの

問4 - 5 環境についてもっと関心を深めるためにどのような情報が必要か

#### 問5 市の環境行政のあり方

問5 - 1 市の環境を守り、改善していくための役割分担

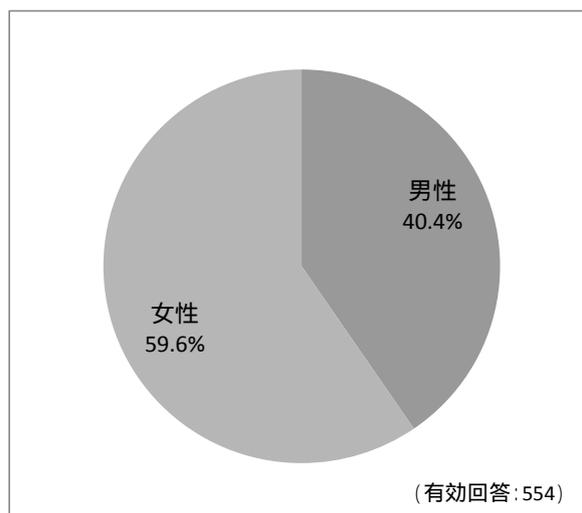
#### 問6 自由意見

問6 - 1 市の環境に関する意見、要望、取組みを進めるにあたってのアイデア(記述回答)

## 2. 属性

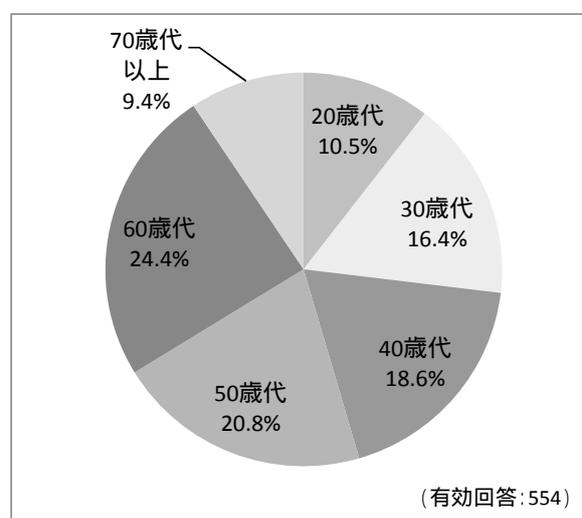
## (1) 性別

回答者の性別は、女性 59.6%、男性 40.4%と、女性が約 6 割を占めていました。



## (2) 年齢

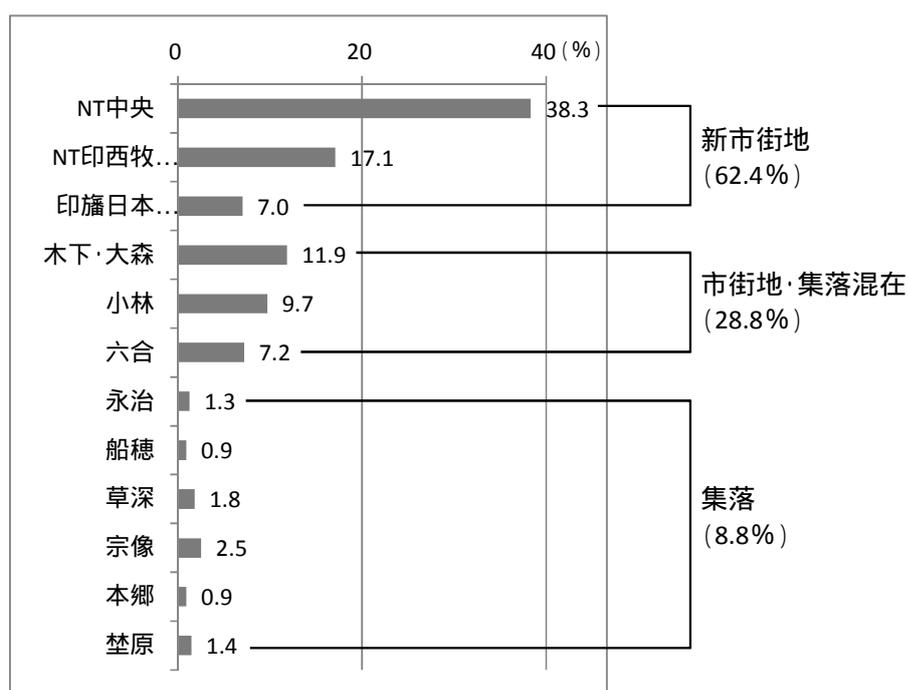
回答者の年齢は、60 歳代が 24.4%と最も多く、70 歳代以上が 9.4%と最も少なくなっており、各年齢層は、概ね 10 ~ 20%の範囲で分布していました。



## (3) 居住地区

居住地区は、NT中央が 38.3%と最も多く、船穂並びに本郷が 0.9%と最も少ない結果でした。

なお、居住地区別集計においては、本市の居住地区を、ニュータウンを主体とする「新市街地」、古くからの市街地とその周辺の農地・集落からなる「市街地・集落混在」、農地に集落が点在する「集落」の3地区に類型化し、地区類型ごとの回答の傾向を把握しました。



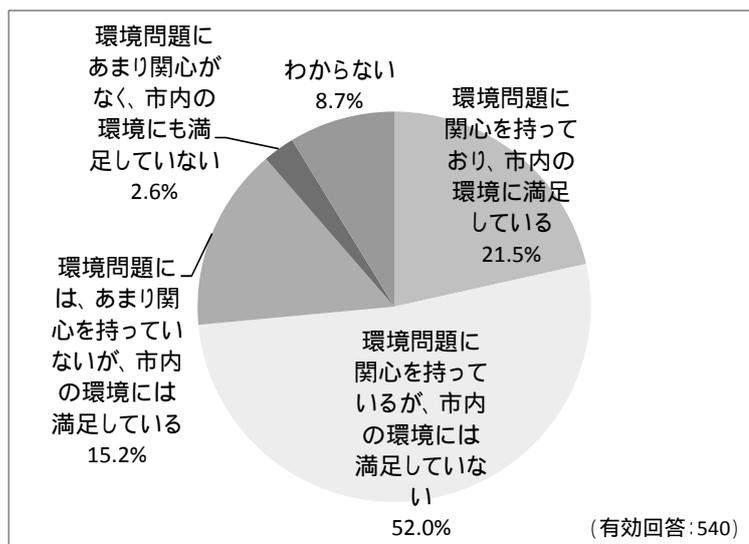
### 3. 環境に対する意識

#### (1) 環境問題に対する関心

##### 全体集計

環境問題に対する関心と、市の環境に対する満足度をみると、「環境問題に関心を持っているが、市内の環境には満足していない」が52.0%と最も多く、次いで「環境問題に関心を持っており、市内の環境に満足している」が21.5%、「環境問題には、あまり関心を持っていないが、市内の環境には満足している」が15.2%となっていました。

回答者の7割超が環境問題に関心を持っており、そのうち5/7の層は、市内の環境には満足していない結果でした。一方、環境問題に関心を持っていない回答者においては、大部分の層が市内の環境に満足を示していました。

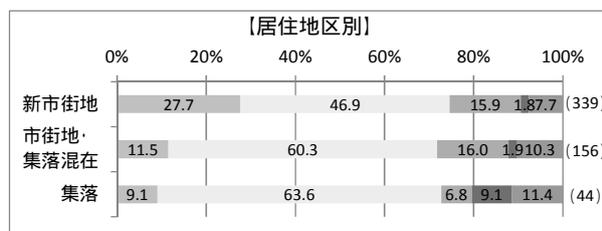
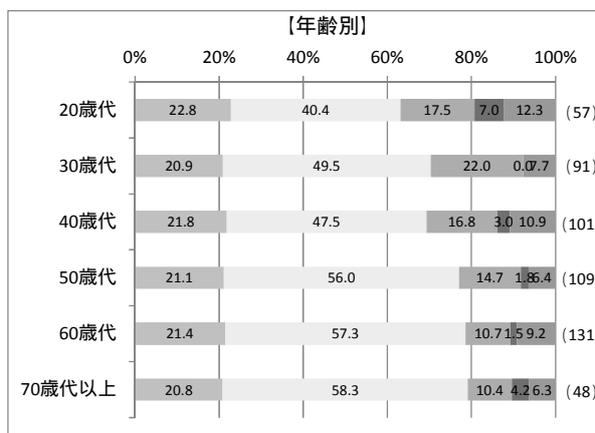
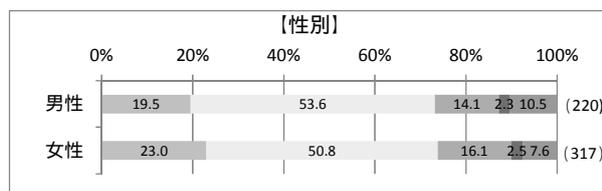


##### 性別・年齢別・居住地区別集計

性別集計では、男性、女性ともほぼ同等の回答傾向となっていました。

年齢別集計では、年齢が低い層において、環境問題への関心がやや低くなっていました。

居住地区別集計では、新市街地において、市内の環境に対する満足度が高く、市街地・集落混在、集落において、市内の環境に対する満足度が低くなっていました。



- 環境問題に関心を持っており、市内の環境に満足している
- 環境問題に関心を持っているが、市内の環境には満足していない
- 環境問題には、あまり関心を持っていないが、市内の環境には満足している
- 環境問題にあまり関心がなく、市内の環境にも満足していない
- わからない

( ): 有効回答

## (2) 市内の環境に満足している・満足していない理由(記述式)

	回答数	具体的な場所・内容
満足している理由	里山等の緑・自然が豊か	84 和泉、印旛、別所、滝野、草深、NT中央など
	公園が多く、充実	76 花の丘公園、大塚前公園、牧の原公園、滝野公園、草深公園など
	道路基盤が充実	23 主にNT内
	整備・管理された街並み・景観	20 主にNT内
	市民による環境づくり等	7 清掃ボランティア、花づくり
	閑静、のどかな環境	7
	空気がきれい	5
	生活利便施設・公共施設が充実	4
史跡が多い	1	
満足していない理由	道路・公園・空地の管理不足(雑草、舗装、清掃等)	67 国道・市道・農道等、公園、UR所有地等
	ポイ捨て・不法投棄	53 道路沿い、駅周辺、公園、樹林地等
	開発による自然喪失・環境悪化	41
	交通公害(安全面、渋滞、排気ガス、騒音等)	29 国道464、NT内、旧市街地等
	水質悪化	24 調整池、公園内の池、印旛沼、川等
	ごみ焼却施設(排煙、立地・移転場所)	22
	公園等機能・施設の不足(遊具、老朽化、設置数不足)	22 NT内、NT外
	放射能の不安(放射線が高い、除染の遅れ)	21
	道路整備の不足(幅員不足、歩道未整備)	20 主にNT外(小林駅、木下駅周辺など)
	生活利便施設の不足(商業、病院等)	16 主にNT外
	街路灯・防犯灯の不足	14
	迷惑行為・生活マナー不足	13 庭木はみ出し、ごみ焼却、夜遊び
	開発・活性化の遅れ	13 主にNT外(小林駅、木下駅周辺など)、UR未利用地、空き店舗
	ペット飼育のマナー(糞の放置、悪臭)	12 公園、路上
	里山の手入れ不足・植生	10
	街並み・景観整備の不足	9 電柱、パチンコ店等
	農作業・農業施設による環境悪化	9 畜舎の悪臭、野焼き等
	歩き煙草	8 駅周辺
	治安の悪化	8 暴走行為、盗難
	公共交通への不満	8 高額運賃、バス運行本数
	上下水道の不足	7 主にNT外
	違法駐車	6 NT中央駅、団地内等
	害虫の発生	5 街路樹、公園等
	耕作放棄地の増加	5
	防災対策の不足	4 避難体制、利根川(護岸・液状化)
	井戸・上水の汚染	3
	鳥害	3 カラス、カワウ
	ごみ処理体制の不足	3 分別徹底、最終処分、ごみ出しマナー
薬剤の散布(防虫剤、除草剤)	2	
鉄道高架化の遅れ、鉄道による地区分断	2	
総合的・先進的な環境施策の不足	2 市の総合施策、太陽光発電普及	
航空機騒音	1	
光化学スモッグ	1	

### (3)市が早急に取り組を進めるべき環境課題

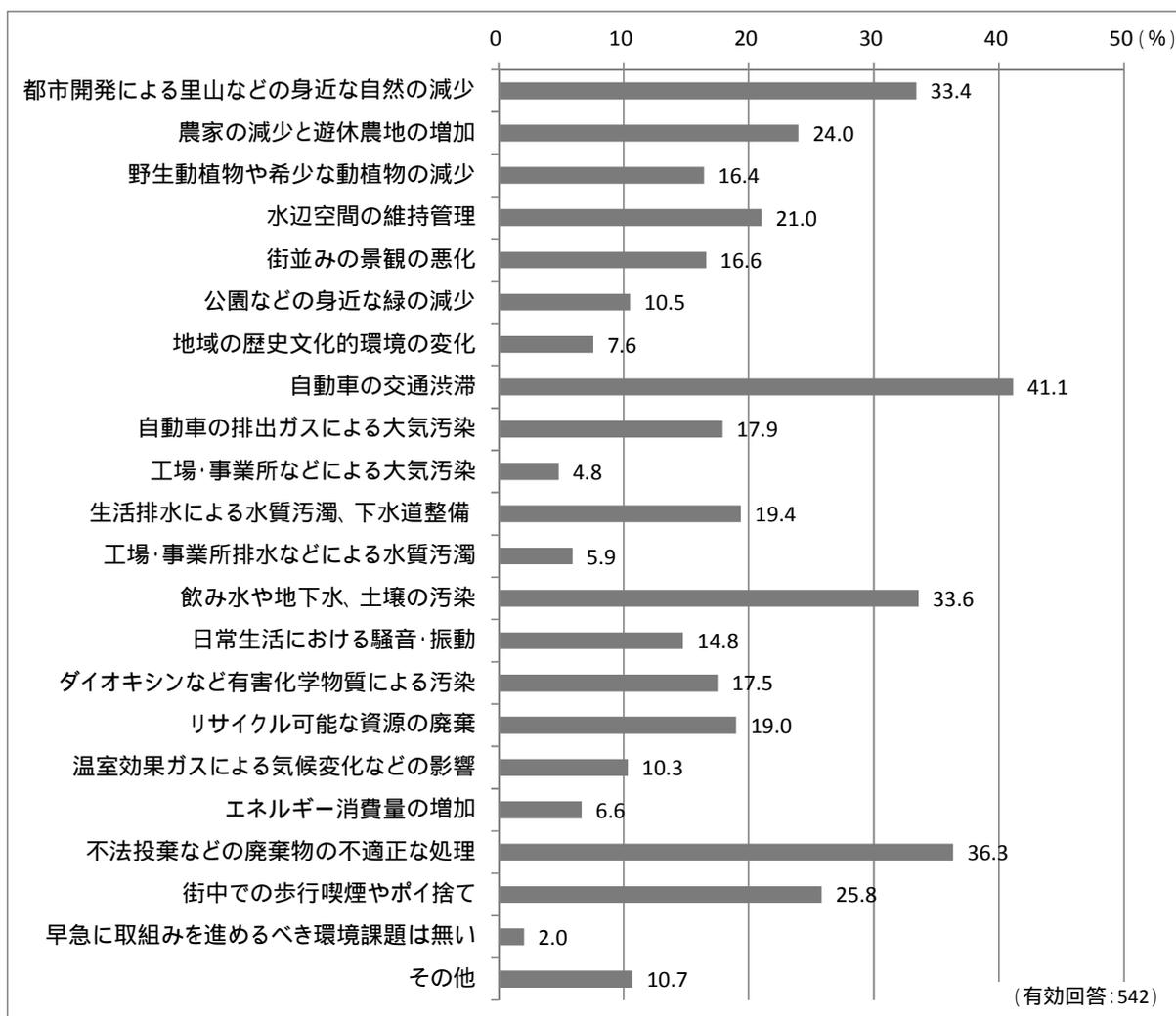
#### 全体集計

市が早急に取り組を進めるべき環境課題については、「自動車の交通渋滞」が41.1%と最も多く、次いで「不法投棄などの廃棄物の適正処理」が36.3%、「飲み水や地下水、土壌の汚染」が33.6%、「都市開発による里山などの身近な自然の減少」が33.4%と関心が高い結果でした。

一方、関心の低い項目としては、「工場・事業所などによる大気汚染」4.8%、「工場・事業所排水などによる水質汚濁」5.9%、「エネルギー消費量の増加」6.6%などがあげられました。

相対的に、公害等による環境悪化に対しては関心が低く、交通や環境美化・衛生、自然環境など、まちの快適性に関する問題に関心が高い傾向がうかがえました。

「飲み水や地下水、土壌の汚染」が例外的に高い関心となっていますが、市の環境に満足していない理由を踏まえると、放射能への不安が反映された結果と考えられます。



## 性別・年齢別・居住地区別集計

性別では、男性において「不法投棄などの廃棄物の不適正な処理」が最も多く、女性では「自動車の交通渋滞」が最も多くなっていました。

年齢別では、40歳代以下では、「自動車の交通渋滞」が最も多く、50歳代以上では「不法投棄などの廃棄物の不適正な処理」が最も多くなっていきます。

居住地区別では、第1位の項目が、新市街地では「自動車の交通渋滞」、市街地・集落混在では「不法投棄などの廃棄物の不適正な処理」、集落では「飲み水や地下水、土壌の汚染」となっていたほか、第2・3位の項目もそれぞれ異なっており、居住地区によって環境課題への関心にばらつきが生じていました。

	性別		年齢別						居住地区別		
	男性	女性	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	新市街地	市街地・集落混在	集落
都市開発による里山などの身近な自然の減少	33.3%	34.1%	34.5%	27.8%	29.7%	38.7%	37.5%	31.4%	35.9%	32.0%	22.9%
農家の減少と遊休農地の増加	27.3%	21.1%	12.1%	10.0%	19.8%	31.1%	34.4%	27.5%	16.3%	30.7%	54.2%
野生動植物や希少な動植物の減少	18.5%	14.8%	12.1%	7.8%	17.8%	18.9%	22.7%	11.8%	15.1%	19.3%	14.6%
水辺空間の維持管理	28.2%	16.7%	15.5%	15.6%	14.9%	22.6%	27.3%	33.3%	17.5%	27.3%	29.2%
街並みの景観の悪化	17.6%	15.5%	17.2%	10.0%	14.9%	22.6%	15.6%	19.6%	17.5%	16.0%	10.4%
公園などの身近な緑の減少	12.5%	9.5%	13.8%	11.1%	10.9%	9.4%	11.7%	5.9%	11.0%	10.0%	10.4%
地域の歴史文化的環境の変化	7.4%	7.3%	5.2%	3.3%	5.9%	7.5%	10.9%	9.8%	6.8%	8.7%	6.3%
自動車の交通渋滞	40.7%	41.0%	43.1%	55.6%	47.5%	39.6%	29.7%	31.4%	47.8%	24.7%	45.8%
自動車の排出ガスによる大気汚染	12.5%	21.5%	27.6%	21.1%	13.9%	18.9%	12.5%	19.6%	21.4%	12.0%	10.4%
工場・事業所などによる大気汚染	4.2%	5.4%	5.2%	8.9%	4.0%	4.7%	3.9%	2.0%	6.2%	2.0%	4.2%
生活排水による水質汚濁、下水道整備	22.2%	17.7%	6.9%	15.6%	18.8%	24.5%	25.0%	17.6%	12.5%	26.0%	47.9%
工場・事業所排水などによる水質汚濁	5.6%	6.3%	1.7%	10.0%	4.0%	6.6%	6.3%	5.9%	6.2%	6.0%	4.2%
飲み水や地下水、土壌の汚染	30.1%	35.6%	25.9%	43.3%	29.7%	33.0%	38.3%	21.6%	30.0%	33.3%	60.4%
日常生活における騒音・振動	13.4%	16.1%	15.5%	15.6%	12.9%	15.1%	14.8%	17.6%	16.6%	12.7%	10.4%
ダイオキシンなど有害化学物質による汚染	12.5%	21.1%	19.0%	12.2%	17.8%	22.6%	18.8%	11.8%	19.3%	14.0%	18.8%
リサイクル可能な資源の廃棄	19.0%	18.6%	8.6%	11.1%	17.8%	18.9%	26.6%	25.5%	16.0%	22.0%	27.1%
温室効果ガスによる気候変化などの影響	8.3%	11.0%	5.2%	7.8%	9.9%	10.4%	12.5%	11.8%	9.2%	12.0%	8.3%
エネルギー消費量の増加	5.1%	7.6%	3.4%	7.8%	6.9%	7.5%	5.5%	7.8%	7.4%	4.7%	6.3%
不法投棄などの廃棄物の不適正な処理	45.4%	29.7%	17.2%	20.0%	31.7%	47.2%	49.2%	39.2%	32.0%	42.0%	45.8%
街中での歩行喫煙やポイ捨て	24.1%	27.4%	39.7%	33.3%	24.8%	19.8%	21.1%	25.5%	30.6%	18.7%	16.7%
早急に取組みを進めるべき環境課題は無い	2.8%	1.6%	3.4%	0.0%	5.0%	0.0%	1.6%	3.9%	3.0%	0.0%	2.1%
その他	12.5%	9.1%	15.5%	6.7%	13.9%	6.6%	9.4%	15.7%	10.1%	13.3%	4.2%
有効回答	216	317	58	90	101	106	128	51	337	150	48

■ 第1位 ■ 第2位 ■ 第3位

#### 4. 環境行動への取組み状況

##### 全体集計

特に取組みが進んでいる行動としては、「歩行喫煙、ポイ捨て等防止条例」を守っている」、「ごみの分け方やごみの出し方を守っている」があり、「実施している」は90%超となっていました。

次いで、「歯磨きやシャワーで水を流したままにせず、節水に心がけている」、「調理くずや油を排水口に流さない等、水を汚さない工夫をしている」、「無駄な物を買わない工夫をしている」、「身のまわりの緑を大切にしている」、「ピアノや音響機器の使用、ペットの鳴き声などに気を配っている」、「エアコンの設定温度は、夏28以上、冬20以下にしている」で、「実施している」「時々実施している」の計が80%以上あり、比較的定着していました。

守るべき暮らしのルールやマナー、日常生活に伴う手軽な環境配慮行動などが、比較的浸透している取組みといえます。

反面、「環境家計簿をつけてCO<sub>2</sub>の排出量をチェックしている」、「太陽光発電、太陽熱などの自然エネルギーを活用している」、「生ごみ処理容器や生ごみ処理機を利用している」、「環境に関する学習・教育に参加・協力している」など、手間や費用を伴う取組みの実施が進んでいませんでした。

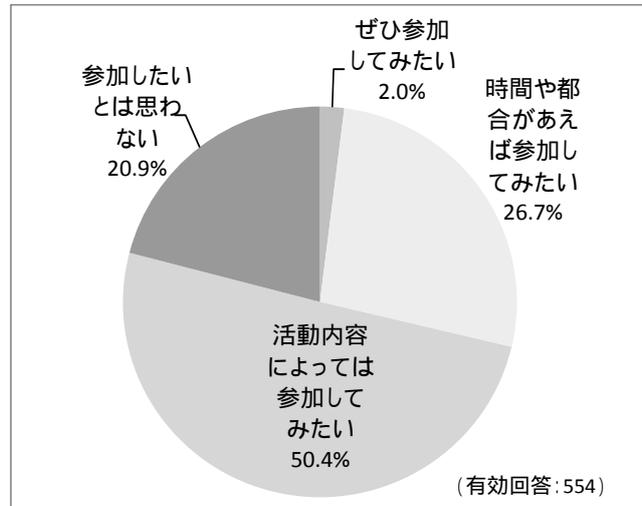


## 5. 環境づくりへの参加

### (1) 市民参加型の環境保全活動や環境関連イベント、学習会などへの参加意向

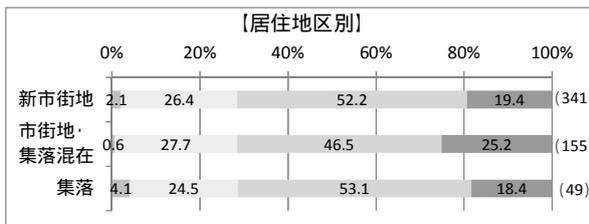
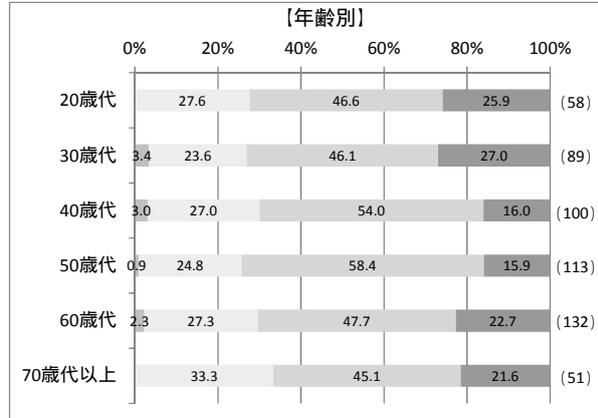
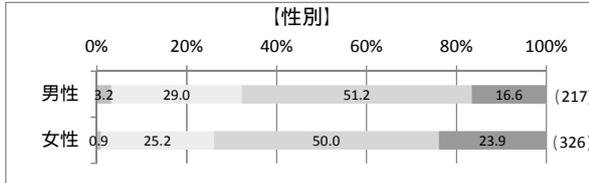
#### 全体集計

市民参加型の環境保全活動や環境関連イベント、学習会などへの参加意向については、「ぜひ参加してみたい」は2.0%と少ないものの、「活動によっては参加してみたい」が50.4%、「時間や都合が合えば参加してみたい」が26.7%と、何らかの参加意向を示す層は全体で8割程となっています。



#### 性別・年齢別・居住地区別集計

性別、年齢別、居住地区別集計において大きな傾向の差は生じていませんが、性別では男性の参加意向がやや高く、年齢別では40歳代、50歳代で参加意向がやや高くなっていました。



ぜひ参加してみたい
 
 時間や都合が合えば参加してみたい

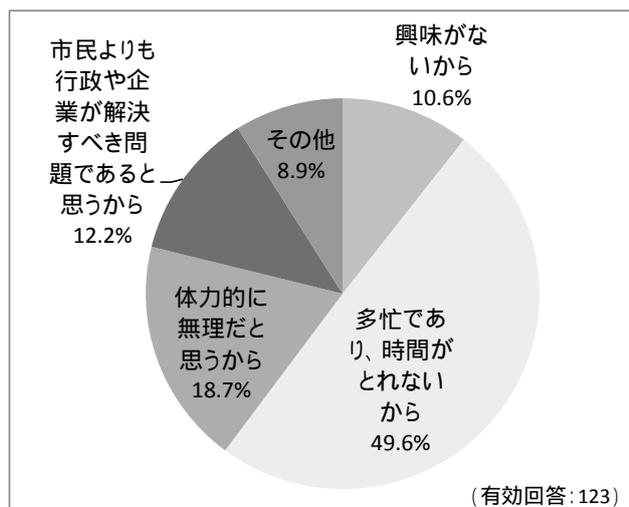
活動内容によっては参加してみたい
 
 参加したいとは思わない

( ): 有効回答

## (2) 参加したいと思わない理由

## 全体集計

参加したいと思わない理由としては、「多忙であり、時間がとれないから」49.6%と最も多く、次いで「体力的に無理だと思うから」が18.7%と、時間的な制約が最も大きな障害となっていました。

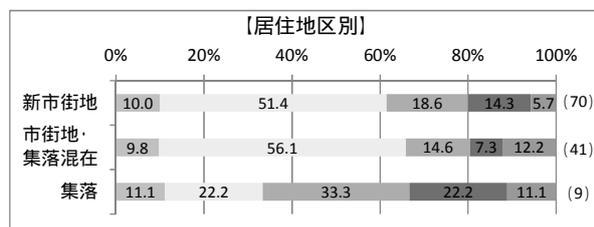
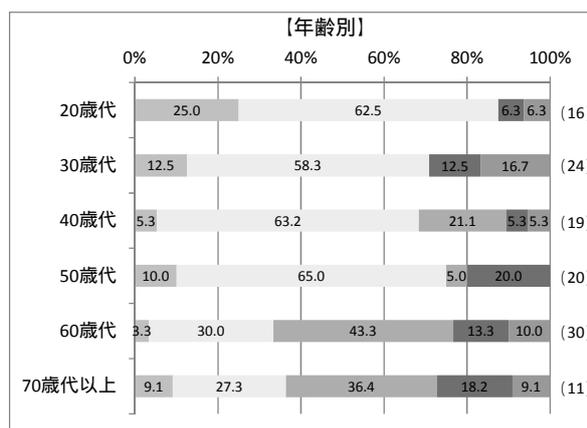
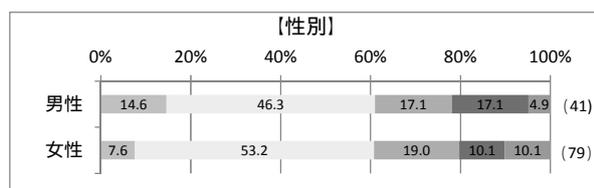


## 性別・年齢別・居住地区別集計

性別では、男性において「興味がないから」の割合がやや高くなっていました。

年齢別では、50歳代以下で「多忙で忙しいから」の比率が高く、60歳代以上で「体力的に無理だと思うから」の比率が高い結果でした。また、20歳代では、「興味がないから」の比率も高くなっていました。

居住地区別では、集落において「体力的に無理だと思うから」の比率が高く、これは比較的に高齢な居住者が多いためと考えられます。



- 興味がないから
- 多忙であり、時間がとれないから
- 体力的に無理だと思うから
- 市民よりも行政や企業が解決すべき問題であると思うから
- その他

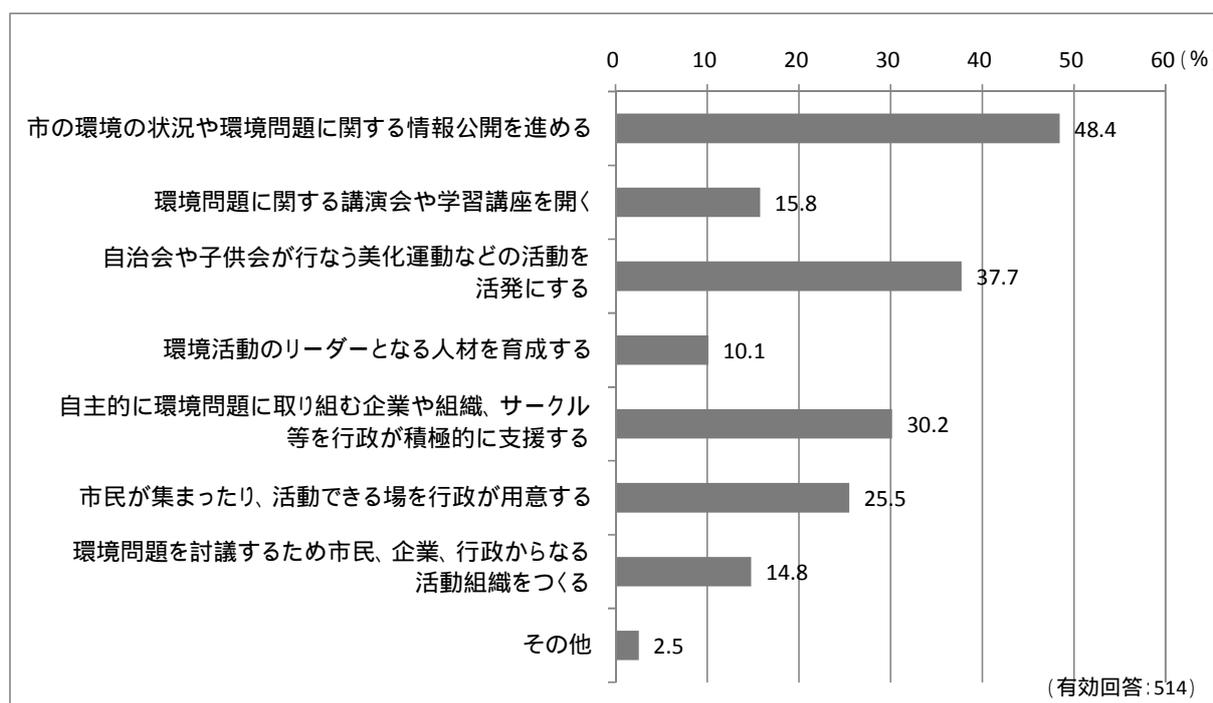
( ): 有効回答

### (3) 様々な市民が環境づくりに参加するために重点的に取り組むべきこと

#### 全体集計

様々な市民が環境づくりに参加するために重点的に取り組むべきこととしては、「市の環境の状況や環境問題に関する情報公開を進める」が48.4%と最も多く、ついで「自治会や子供会が行なう美化運動などの活動を活発にする」が37.7%、「自主的に環境問題に取り組む企業や組織、サークル等を行政が積極的に支援する」が30.2%となっていました。

情報公開と、既往の活動組織による活動の活発化、支援策が重視されており、人材育成や協働組織の設立、環境学習講座の開催などはあまり重視されていませんでした。



#### 性別・年齢別・居住地区別集計

性別、年齢別、居住地区別において大きな傾向差はないが、20歳代、30歳代において「自治会や子供会が行なう美化運動などの活動を活発にする」の比率がやや高くなっていました。

	性別		年齢別						居住地区別		
	男性	女性	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	新市街地	市街地・集落混在	集落
市の環境の状況や環境問題に関する情報公開を進める	46.1%	50.3%	44.2%	49.4%	42.9%	55.6%	47.9%	49.0%	49.5%	45.7%	51.1%
環境問題に関する講演会や学習講座を開く	16.0%	16.1%	11.5%	4.8%	16.5%	20.4%	18.2%	24.5%	16.5%	16.4%	11.1%
自治会や子供会が行なう美化運動などの活動を活発にする	34.5%	38.9%	44.2%	43.4%	34.1%	27.8%	40.5%	36.7%	36.1%	42.9%	28.9%
環境活動のリーダーとなる人材を育成する	12.6%	8.7%	9.6%	4.8%	12.1%	9.3%	12.4%	14.3%	9.7%	8.6%	20.0%
自主的に環境問題に取り組む企業や組織、サークル等を行政が積極的に支援する	30.1%	29.9%	32.7%	36.1%	29.7%	30.6%	29.8%	16.3%	33.6%	21.4%	28.9%
市民が集まったり、活動できる場を行政が用意する	28.2%	23.8%	26.9%	32.5%	27.5%	20.4%	23.1%	26.5%	24.6%	27.9%	26.7%
環境問題を討議するため市民、企業、行政からなる活動組織をつくる	15.5%	14.1%	9.6%	9.6%	13.2%	19.4%	18.2%	12.2%	12.8%	17.9%	17.8%
その他	3.4%	2.0%	0.0%	4.8%	4.4%	0.0%	0.8%	8.2%	2.2%	2.1%	6.7%
有効回答	206	298	52	83	91	108	121	49	321	140	45

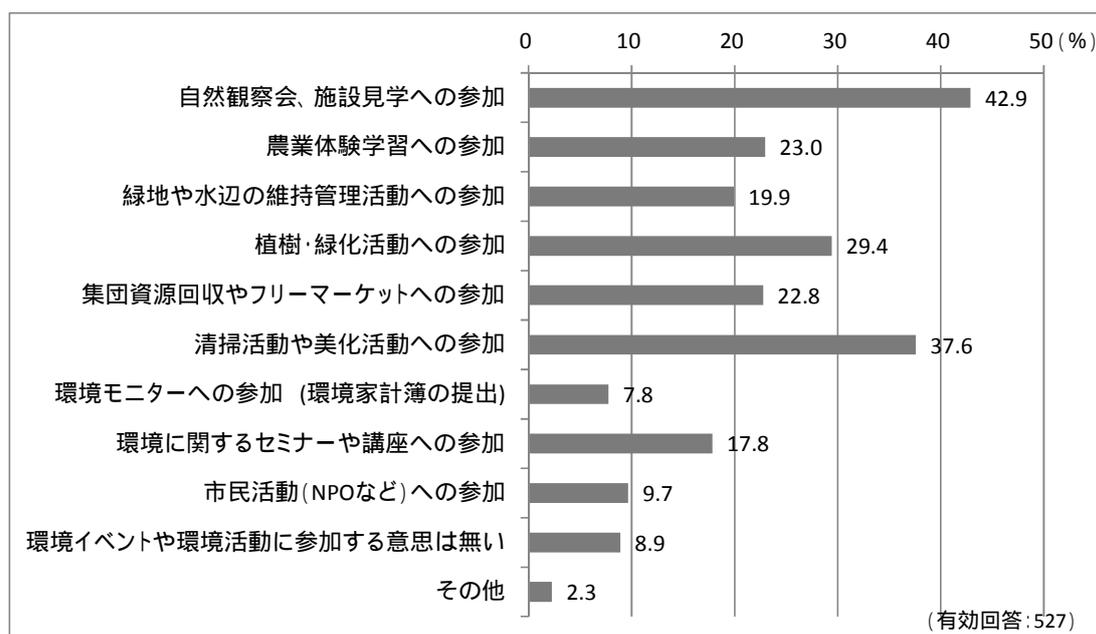
■ 第1位 ■ 第2位 ■ 第3位

## (4)市の環境保全に関するイベントや活動などで今後取組みたいもの

## 全体集計

市の環境保全に関するイベントや活動などで今後取組みたいものとしては、「自然観察会、施設見学への参加」が42.9%と最も多く、次いで「清掃活動や美化活動への参加」が37.6%、「植樹・緑化活動への参加」が29.4%となっていました。

自然とのふれあい、身近な環境の保全活動等への参加意向が比較的に高く、「環境モニターへの参加（環境家計簿の提出）」や「市民活動（NPOなど）への参加」など、継続性が求められる活動への参加意向が低くなっていました。

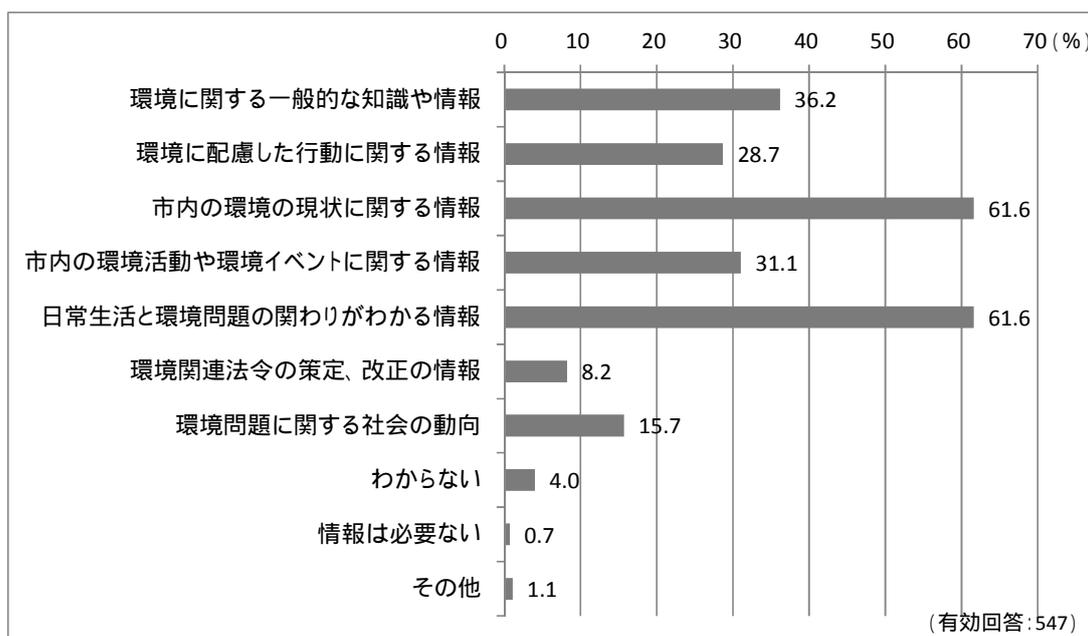


(5) 環境について関心を深めるために必要と考える情報

全体集計

環境について関心を深めるために必要と考える情報については、「市内の環境の現状に関する情報」と「日常生活と環境問題の関わりがわかる情報」が61.6%と特に多くなっており、身近な環境情報に関するニーズが高い結果でした。

「環境関連法令の策定、改正の情報」、「環境問題に関する社会の動向」など、専門性の高い情報へのニーズは低くなっていました。

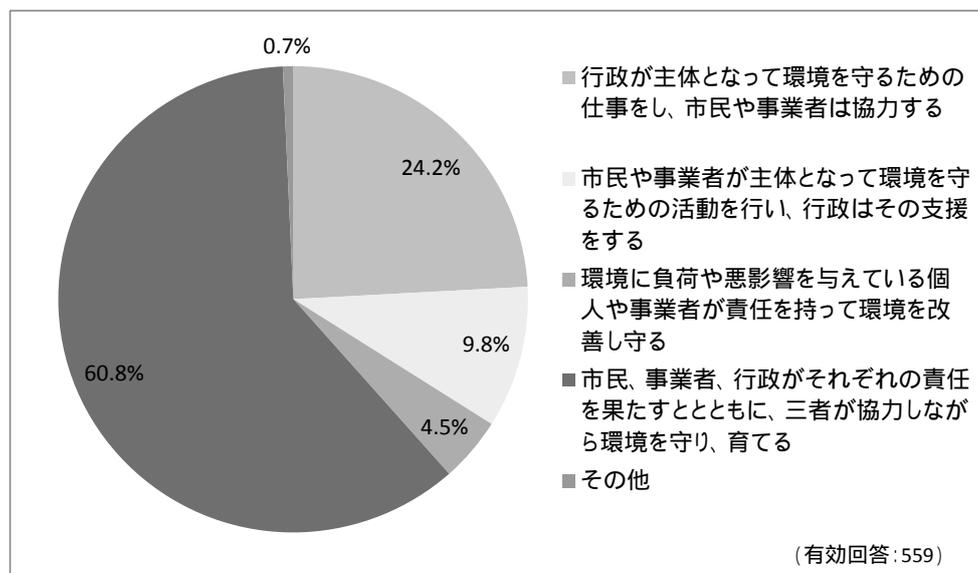


## 6. 今後の市の環境行政のあり方

## 全体集計

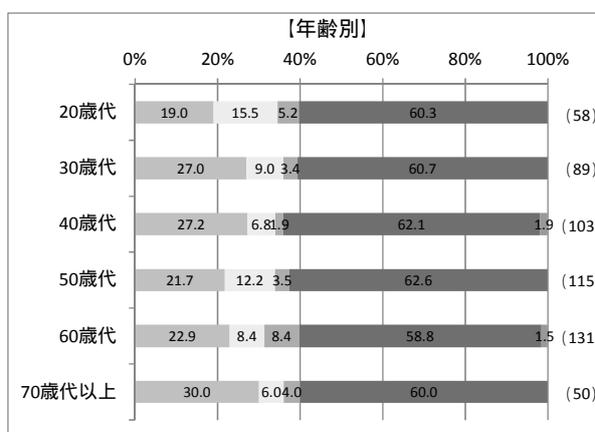
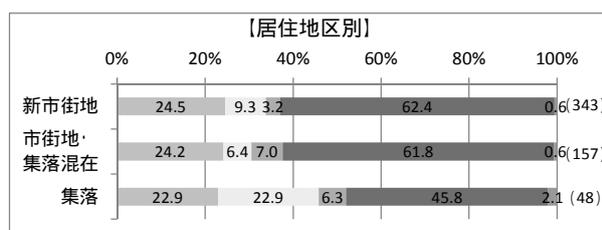
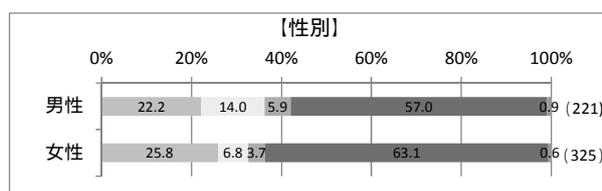
今後の市の環境行政のあり方については、「市民、事業者、行政がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が60.8%と特に多く、次いで「行政が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」が24.2%となっていました。

市民、事業者、行政の協働が重視される中で、市の役割として先導役が期待されているものと考えられます。



## 性別・年齢別・居住地区別集計

性別、年齢別、居住地区別では、大きな傾向の差はなく、居住地区別の集落において「市民や事業者が主体となって環境を守るための活動を行い、行政はその支援をする」の比率がやや高くなっていました。



- 行政が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する
- 市民や事業者が主体となって環境を守るための活動を行い、行政はその支援をする
- 環境に負荷や悪影響を与えている個人や事業者が責任を持って環境を改善し守る
- 市民、事業者、行政がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる
- その他

( ): 有効回答

## 7. 市の環境に関する意見、要望、アイデア等

市の環境に関する意見、要望については、概ね「3.(2)市内の環境に満足している・満足していない理由」と同様な意見が寄せられました。

市の環境施策に関する具体的な提言として、以下の意見があげられていました。

- ・新エネルギー化の促進  
(市庁舎への率先導入、遊休地を生かした太陽光発電、小水力発電、購入費用補助制度)
- ・緑・水辺等を生かしたまちづくり  
(公園と里山を結ぶ遊歩道、川を生かした遊歩道、かわせみ観察施設、耕作放棄地の公園化)
- ・環境教育の充実(学校教育の充実、有識者を招いた勉強会等の開催)
- ・環境イベント等の強化(環境DAYの実施回数拡大、クリーンDAYの充実、里山散策)
- ・環境情報の充実(子ども向け情報の充実、市民の声の活用、CO<sub>2</sub>等統計情報の公表)
- ・ごみ分別の強化  
(分別区分強化、管理組合等による資源物回収活動、分別講座、粗大ごみ有料化)
- ・地域による環境保全活動の展開(自治会活動の充実、地区リーダーの設置)
- ・ボランティア等の活用  
(ごみ不法投棄パトロール、里山維持管理、学校によるボランティア活動)
- ・条例の強化(暴走行為、里山保全、不法投棄、ペット飼育)
- ・市独自の基準・規制の作成(大気・水質・緑化率、街並み協定)
- ・モデル事業など重点的な施策の実施(モデル都市化、スローガン・目標の設定)
- ・地産地消の推進(直売所の運営)
- ・電線地中化の推進

## 事業者意識調査の結果

### 1. アンケート概要

#### (1) 配布・回収状況

アンケートの配布・回収の状況は次のとおりでした。

配布数 : 200 通

配布・回収方法 : 郵送法

配布・回収期間 : 6月中旬に配布、6月下旬までに回収

回収数 : 71 通 (回収率 35%)

#### (2) 設問内容

アンケートの設問内容は以下のとおりです。

##### 問1 回答事業者の属性

問1 - 1 事業所の業種

問1 - 2 事業所の事業形態

問1 - 3 事業所の従業員数

##### 問2 環境に対する意識

問2 - 1 環境問題についてどのように考えているか

##### 問3 市内の環境について

問3 - 1 市が早急に取組みを進めるべき環境課題

##### 問4 環境行動への取組み状況

問4 - 1 環境に配慮した行動について、普段行っている状況

問4 - 2 省エネ対策の導入状況

##### 問5 環境づくりへの参加

問5 - 1 地域の環境活動への参加についてどのように考えているか

問5 - 2 地域や市の環境イベント及び環境活動に協力する場合、どのようなものに協力したいか

問5 - 3 環境についてもっと関心を深めるためにどのような情報が必要か

##### 問6 市の環境行政のあり方

問6 - 1 市の環境を守り、改善していくための役割分担

##### 問7 自由意見

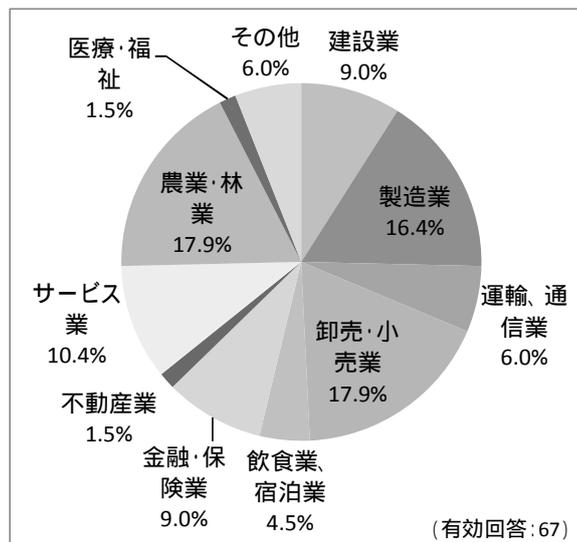
問7 - 1 市の環境に関する意見、要望、取組みを進めるにあたってのアイデア (記述回答)

## 2. 属性

### (1) 業種

回答事業者の業種は、「卸売・小売業」並びに「農業・林業」が17.9%と最も多く、回答事業者全10業種における構成比は1.5%～17.9%と偏った分布となっていました。

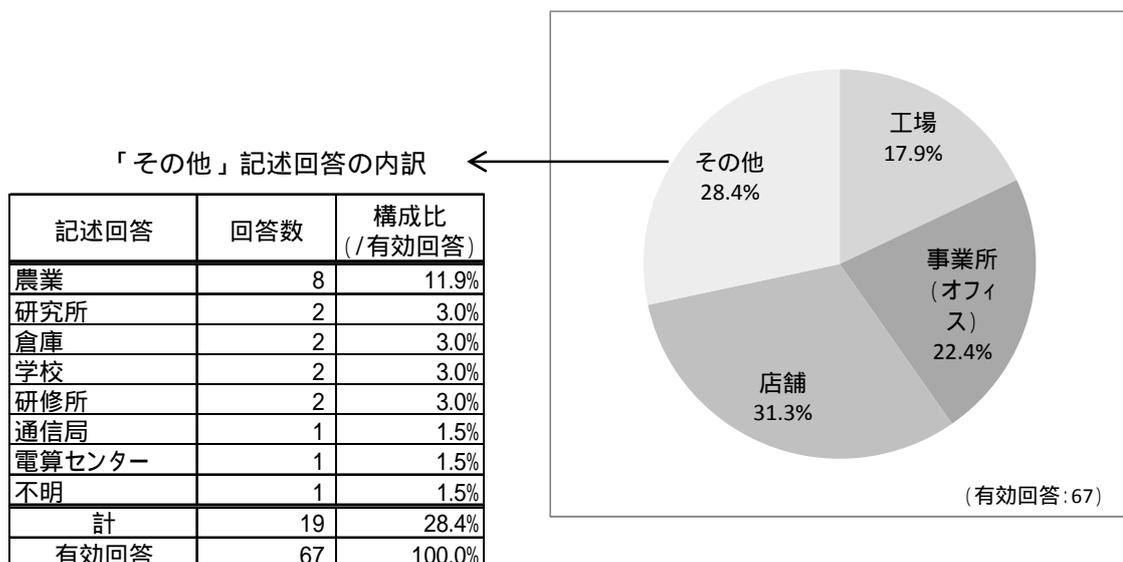
なお、各業種の回答数は1～12事業者となっており、業種ごとの傾向を把握する上でサンプル数が少なく、信頼性に欠けるため、原則として業種別集計は行わないこととしました。



### (2) 事業形態

回答事業者の事業形態は、店舗が31.3%と最も多く、次いで事業所(オフィス)22.4%、工場17.9%となっていました。

「その他」が28.4%あり、記述回答よりその内訳を整理すると、「農業」が8件のほか、「研究所」、「倉庫」、「学校」、「研修所」などとなっていました。



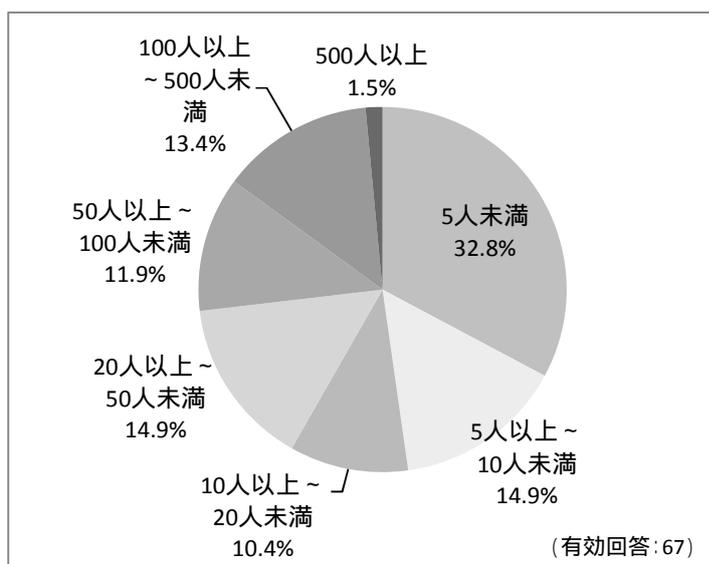
注) 業種回答「農業」で、「その他」の記述回答が無い場合は、「農業」として集計した。

### (3) 従業員数

従業員数でみると、「5人未満」が32.8%と最も多くなっていました。

その他の人数区分では、特に少ない「500人以上」を除くと、各従業員数区分において概ね10～15%の範囲で回答数が分布していました。

なお、従業員数別集計においては、区分ごと10～20程の回答数となるよう下表のとおり再区分しました。



従業員別集計における再区分

	回答数	構成比
5人未満	22	32.8%
5～20人	17	25.4%
20～100人	18	26.9%
100人以上	10	14.9%
計	67	100.0%

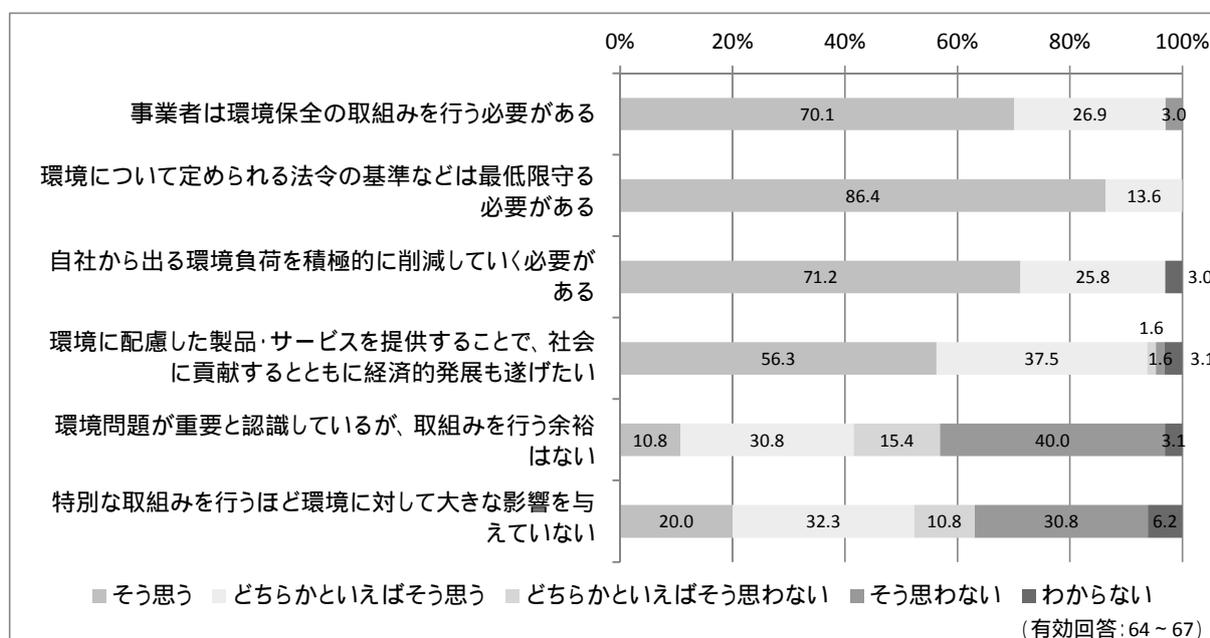
### 3. 環境問題に対する認識

#### 全体集計

環境問題に対する認識としては、「環境について定められる法令の基準などは最低限守る必要がある」の「そう思う」が86.4%と特に多く、基準等の遵守について大部分の事業者が高い意識を持っていました。

次いで「自社から出る環境負荷を積極的に削減していく必要がある」、「事業者は環境保全の取組みを行う必要がある」、「環境に配慮した製品・サービスを提供することで、社会に貢献するとともに経済的発展も遂げたい」も、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」の合計が9割を超え、事業者としての何らかの環境面での貢献が意識されていました。

ただし、「環境問題が重要と認識しているが、取組みを行う余裕はない」について、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」事業者も4割強を占め、具体的な行動の停滞もうかがえました。

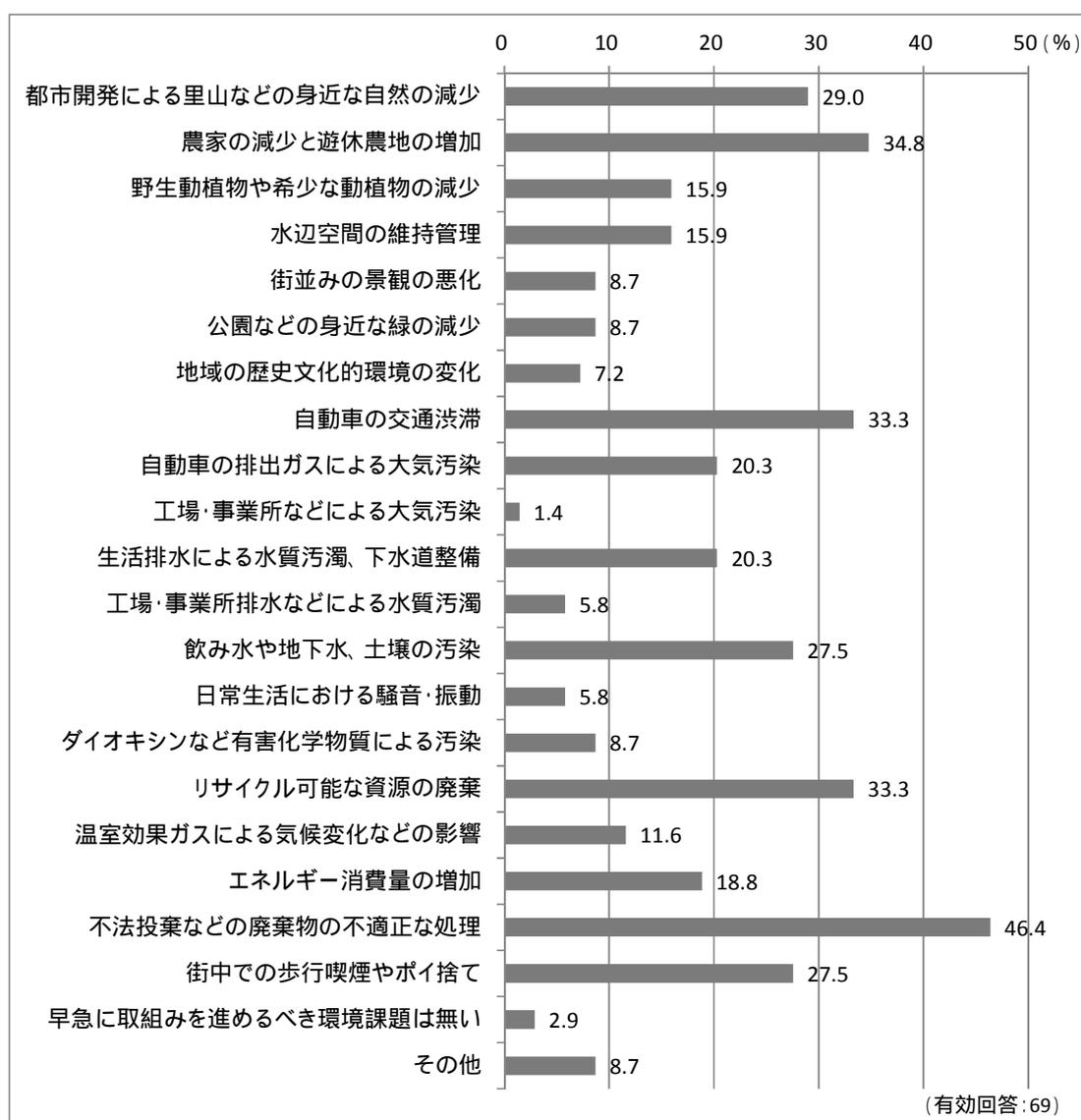


## 4. 市が早急に取組みを進めるべき環境課題

## 全体集計

市が早急に取組みを進めるべき環境課題については、「不法投棄などの廃棄物の不適正な処理」が46.4%、次いで「農家の減少と遊休農地の増加」が34.8%、「自動車の交通渋滞」と「リサイクル可能な資源の廃棄」が33.3%となっていました。また、「都市開発による里山などの身近な自然の減少」、「飲み水や地下水、土壌の汚染」、「街中での歩行喫煙やポイ捨て」も30%弱あり、主に廃棄物問題、農地・自然の減少、交通渋滞などの環境課題が問題視されていました。

「工場・事業所などによる大気汚染」、「工場・事業所排水などによる水質汚濁」、「日常生活における騒音・振動」を挙げる回答は少なく、従来型の公害についてはあまり問題視されていませんでした。



## 5. 環境行動への取組み状況

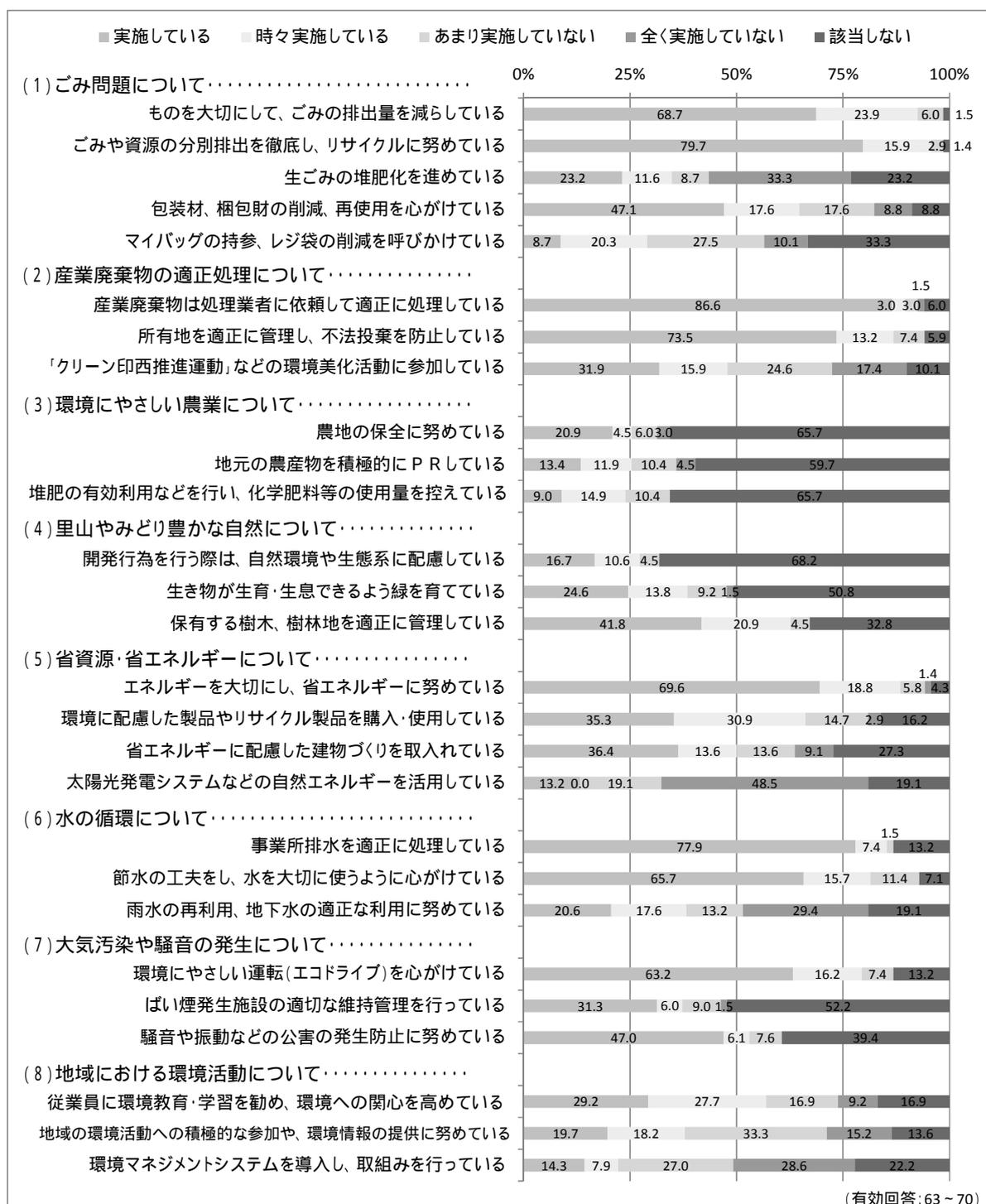
### (1) 環境配慮行動の実施状況

#### 全体集計

「実施している」との回答の多い環境配慮行動としては、「産業廃棄物は処理業者に依頼して適正に処理している」(89.6%)、「ごみや資源の分別排出を徹底し、リサイクルに努めている」(79.7%)、「事業所排水を適正に処理している」(77.9%)、「所有地を適正に管理し、不法投棄を防止している」(73.5%)があり、廃棄物や事業所排水の適正処理について取組みの定着がうかがえました。

また、「該当しない」を除いた「実施している」の構成比をみると、「騒音や振動などの公害の発生防止に努めている」(77.5%)、「環境にやさしい運転(エコドライブ)を心がけている」(72.9%)、「エネルギーを大切にし、省エネルギーに努めている」(72.7%)、「節水の工夫をし、水を大切に使うように心がけている」(70.8%)の回答率も高く、公害対策や省資源・省エネルギーの取組みも普及が進んでいるといえます。

「該当しない」を除いた「まったく実施していない」の構成比では、「太陽光発電システムなどの自然エネルギーを活用している」(60.0%)、「包装材、梱包材の削減、再使用を心がけている」(43.4%)、「環境マネジメントシステムを導入し、取組みを行っている」(36.7%)、「雨水の再利用、地下水の適正な利用に努めている」(36.4%)が高くなっており、資器材の導入を要する対策、環境マネジメントシステムの導入などの取組みが遅れていました。



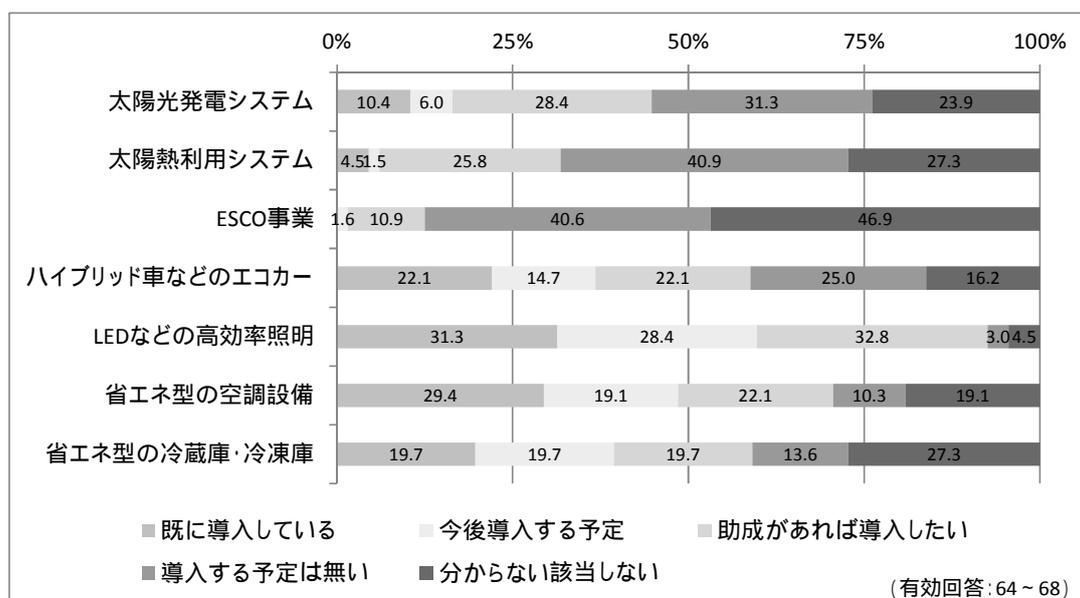
## (2) 省エネ対策の導入状況

### 全体集計

省エネ対策の導入に関しては、「LED などの高効率照明」の導入実績が最も高く、また、「今後導入する予定」、「助成があれば導入したい」の比率も高くなっていました。次いで、「省エネ型の空調設備」、「省エネ型の冷蔵庫・冷凍庫」も同様な傾向にあり、省エネ型設備の導入に対するニーズが高くなっていました。

「ESCO事業」については、「既に導入している」事業所はなく、導入予定等の回答も少ない結果でした。「分からない該当しない」が46.9%あることから、事業について知識が不足していることも考えられます。

「太陽光発電システム」、「太陽熱利用システム」については、実績・導入予定は少ないものの「助成があれば導入したい」との回答は比較的によく、費用面が導入を進める上でのネックとなっている状況が考えられます。「ハイブリッド車などのエコカー」も同様な傾向にあります。



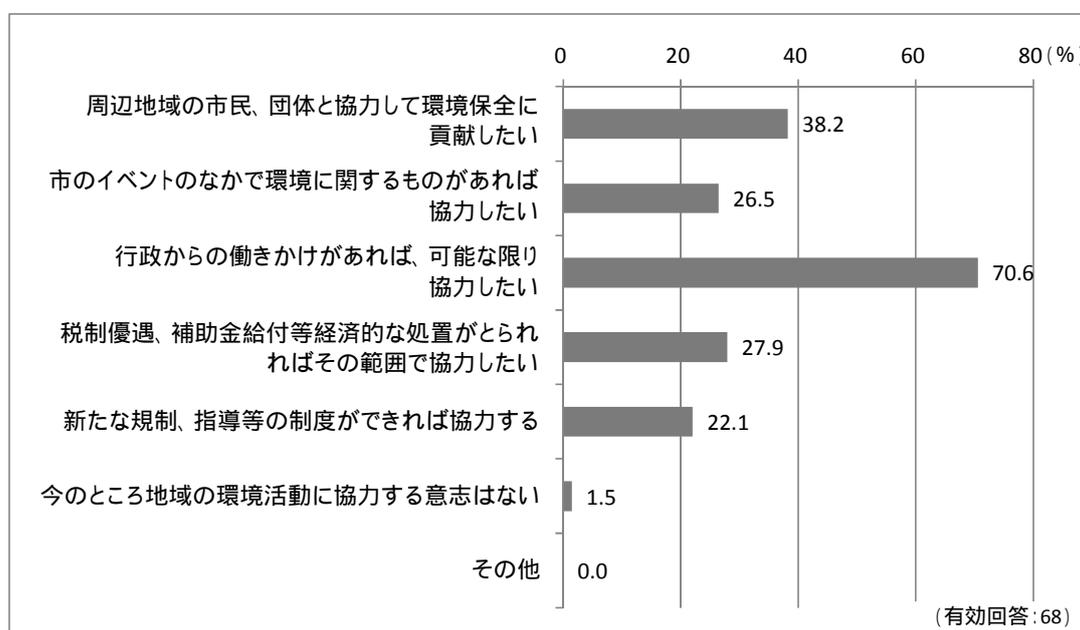
## 6. 環境づくりへの参加

## (1) 地域の環境活動への参加意向

## 全体集計

地域の環境活動への参加意向については、「行政からの働きかけがあれば、可能な限り協力したい」が70.6%と特に多く、次いで「周辺地域の市民、団体と協力して環境保全に貢献したい」が38.2%となっていました。また、「今のところ地域の環境活動に協力する意志はない」は1.5%と非常に少なく、ほとんどの事業者が何らかの参加意向を示していました。

基本的には事業者の参加意向は強く、参加する上での条件としては、主に行政の主導や協力が求められているといえます。

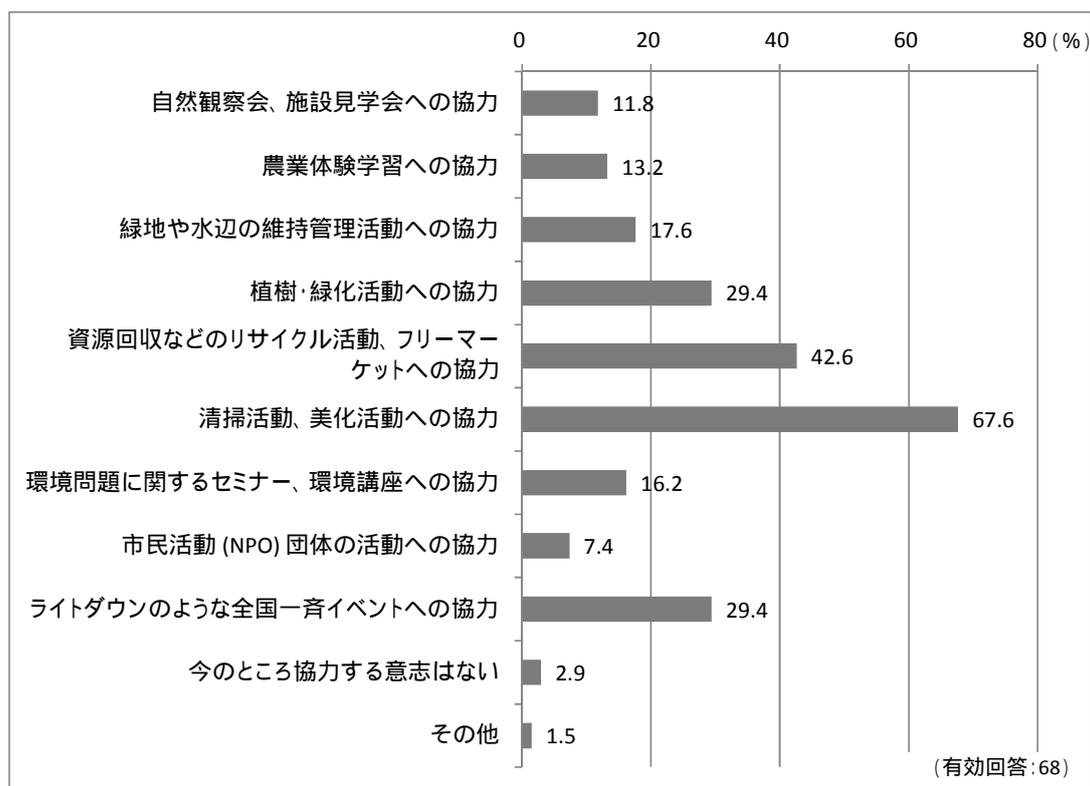


## (2) 協力をしたい地域や市の環境活動

### 全体集計

協力をしたい地域や市の環境活動としては、「清掃活動、美化活動への協力」が67.6%と最も多く、次いで「資源回収などのリサイクル活動、フリーマーケットへの協力」が42.6%となっています。

環境美化やイベント等への協力意向が高く、「市民活動 (NPO) 団体の活動への協力」、「自然観察会、施設見学会への協力」、「農業体験学習への協力」など、比較的専門的なノウハウ等を要する活動への参加意向が低くなっています。

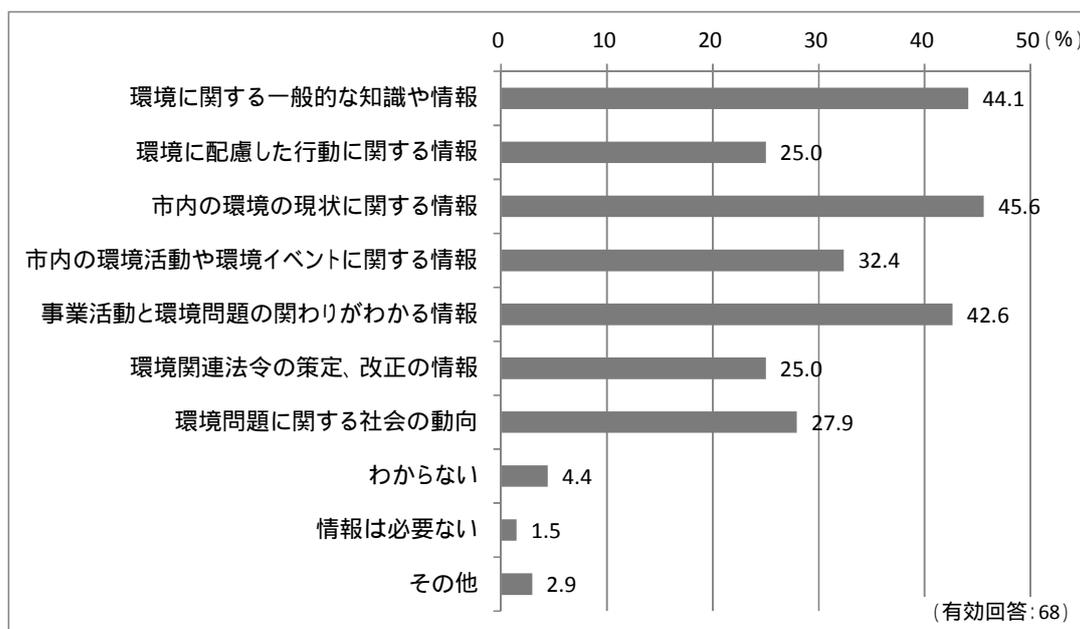


## (3) 環境について関心を深めるために必要と考える情報

## 全体集計

環境について関心を深めるために必要と考える情報については、「市内の環境の現状に関する情報」が45.6%と最も多く、次いで「環境に関する一般的な知識や情報」が44.1%、「事業活動と環境問題の関わりがわかる情報」が42.6%となっています。

市と事業活動に関する基礎的な環境情報へのニーズが高いといえますが、その他の環境情報についてもそれぞれ25%以上のニーズがあり、幅広い環境情報が求められています。

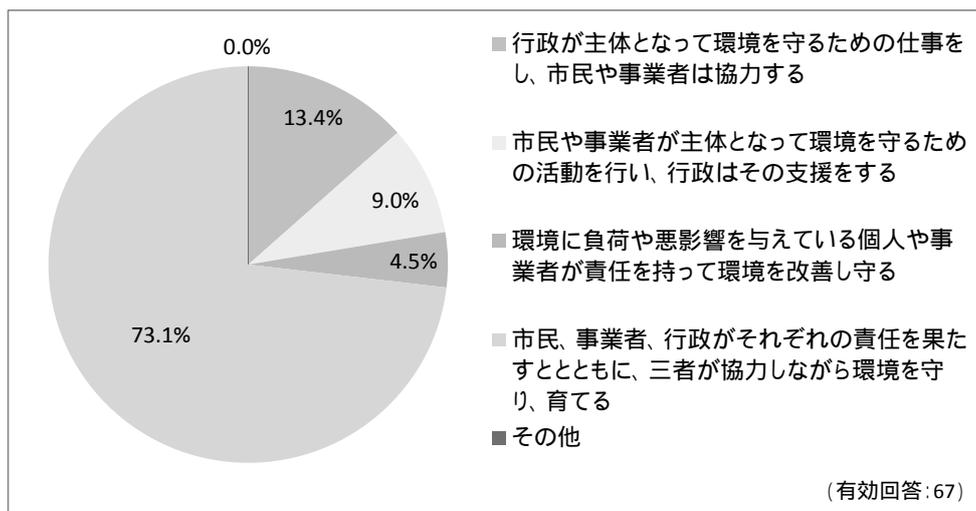


## 7. 今後の市の環境行政のあり方

### 全体集計

今後の環境行政のあり方については、「市民、事業者、行政がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる」が73.1%と特に多く、次いで「行政が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」が13.4%となっています。

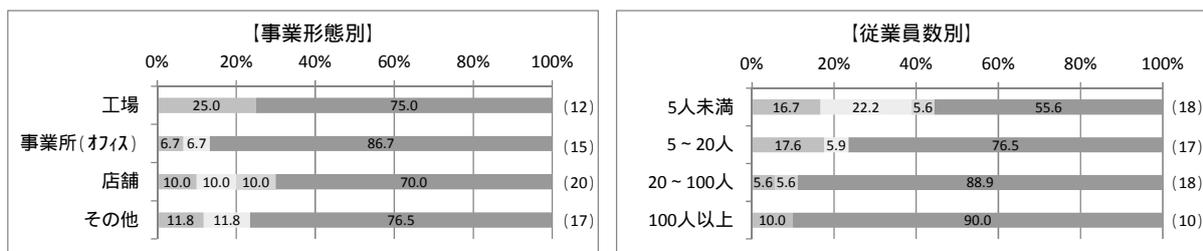
市民、事業者、行政の協働体制が最重視されており、その先導役として行政への役割が期待されていると考えられます。



### 事業形態別・従業員数別集計

事業形態別では、「工場」においてやや「行政が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」の比率が高くなっていました。

従業員数別では、「5人未満」、「5～20人」において、「行政が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する」の比率がやや高く、また、「5人未満」では、「市民や事業者が主体となって環境を守るための活動を行い、行政はその支援をする」の比率も高い結果でした。



- 行政が主体となって環境を守るための仕事をし、市民や事業者は協力する
- 市民や事業者が主体となって環境を守るための活動を行い、行政はその支援をする
- 環境に負荷や悪影響を与えている個人や事業者が責任を持って環境を改善し守る
- 市民、事業者、行政がそれぞれの責任を果たすとともに、三者が協力しながら環境を守り、育てる
- その他

( ):有効回答

## 8. 市の環境に関する意見、要望、アイデア等(記述回答)

市の環境に関する意見、要望、取組みを進めるにあたってのアイデアとして、以下の意見があげられました。

- ・自然保全・自然共生に配慮した開発の推進・開発の見直し
- ・行政から市民・事業者に向けた省エネ・エコ情報の発信
- ・不法投棄対策の強化(見回り、行政による把握・指導)
- ・行政と地区の連携によるゴミゼロ活動の推進
- ・印旛沼環境保全の強化
- ・道路・遊休農地の除草等管理の強化
- ・畜産農家等と連携した食品残滓等の再利用

などが主な意見でした。

## 4 温室効果ガス排出量の算出方法

### 庁内における二酸化炭素の排出量

二酸化炭素排出量の算定式

燃料の使用に伴う排出量 = 燃料ごとの使用量 × 燃料ごとの排出係数

他人から供給された電気の使用に伴う排出量 = 電気使用量 × 排出係数

二酸化炭素排出量は と の合計値

二酸化炭素の排出係数

排出区分		使用量の単位	排出係数 [kg-CO <sub>2</sub> /使用量単位]
燃料の種類	ガソリン	L	2.32
	灯油	L	2.49
	軽油	L	2.62
	A重油	L	2.71
	液化石油ガス(LPG)	m <sup>3</sup>	6.22
	都市ガス	m <sup>3</sup>	2.08
他人から供給された電気の使用 (一般電気事業者)		kWh	0.555

### 庁内におけるメタン及び一酸化二窒素の排出量

メタン排出量の算定式

自動車の走行に伴う排出量 = 自動車ごとの走行量 × 自動車ごとの排出係数

下水処理に伴う排出量 = 下水処理量 × 排出係数

メタン排出量は と の合計値

一酸化二窒素排出量の算定式

自動車の走行に伴う排出量 = 自動車ごとの走行量 × 自動車ごとの排出係数

## 自動車の走行に伴うメタン及び一酸化二窒素の排出係数

排出区分 (自動車の種類)	走行量の単位	排出係数		
		メタン [kg-CH <sub>4</sub> /km]	一酸化二窒素 [kg-N <sub>2</sub> O/km]	
ガソリン ・ LPG	普通・小型乗用車	km	0.00001	0.000029
	軽自動車	km	0.00001	0.000022
	普通貨物車	km	0.000035	0.000039
	小型貨物車	km	0.000015	0.000026
	軽貨物車	km	0.000011	0.000022
	乗合自動車	km	0.000035	0.000041
	特殊用途車	km	0.000035	0.000035
軽油	普通・小型乗用車	km	0.0000020	0.000007
	普通貨物車	km	0.000015	0.000014
	小型貨物車	km	0.0000076	0.000009
	乗合自動車	km	0.000017	0.000025
	特殊用途車	km	0.000013	0.000025

## 下水処理に伴うメタンの排出係数

排出区分	処理量の単位	排出係数 [kg-CH <sub>4</sub> /m <sup>3</sup> ]
下水処理量	m <sup>3</sup>	0.00088

## 庁内における温室効果ガス総排出量

温室効果ガス総排出量の算定式

$$\begin{aligned} \text{温室効果ガス総排出量} &= (\text{温室効果ガスごとの排出量} \times \text{温室効果ガスごとの温暖化係数}) \\ &= (\text{CO}_2 \text{ 排出量} \times 1) + (\text{CH}_4 \text{ 排出量} \times 21) + (\text{N}_2\text{O 排出量} \times 310) \end{aligned}$$

温室効果ガスはその種類によって地球温暖化に対する効果やその持続時間が異なり、同一重量で比較すると、メタンは二酸化炭素の約 21 倍、一酸化二窒素は約 310 倍の影響があります。このため、総排出量を算定する場合は、温室効果ガスごとに地球温暖化係数を乗じて、同程度の効果を及ぼす二酸化炭素の量に換算した値（単位は kg-CO<sub>2</sub>）を用います。

## 地球温暖化係数一覧

温室効果ガス	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン	21
一酸化二窒素	310

## 印西市における二酸化炭素の排出量

温室効果ガス総排出量の算定式

$$\text{電気の使用に伴う排出量} = \text{電気使用量} \times \text{排出係数}$$

印西市における電力使用量は、千葉県全体の電力使用量を人口に応じて按分することで推計しています。

ただし、平成 16 年度以前については、東京電力株式会社よりデータ提供を受けています。

$$\text{可燃ごみの焼却に伴う排出量} = \text{可燃ごみの焼却量} \times \text{排出係数}$$

印西市における可燃ごみの焼却量には、家庭系ごみと事業系ごみの合計値を使用しています。

$$\text{都市ガスの使用に伴う排出量} = \text{都市ガス使用量} \times \text{排出係数}$$

印西市における都市ガス使用量は、東京ガス株式会社よりデータ提供を受けています。

ただし、平成 10 年度以前については、平成 11 年度から平成 13 年度の変化率に基づき、都市ガス使用世帯数と一世帯当りの都市ガス使用量を推計し、これらに乗じて市内全体の使用量を算出しています。

なお、プロパンガスの使用に伴う排出量は含んでいません。

$$\text{自動車の走行に伴う排出量} = \text{燃料消費量} \times \text{排出係数}$$

印西市における自動車の走行に伴う燃料消費量は、以下の手順により推計しています。

### 1. 市内の自動車保有台数を燃料種別に分ける

振分前	振分後	備考
貨物自動車 普通車	貨物車 普通車(軽油)	-
貨物自動車 被けん引		
貨物自動車 小型車	貨物車 小型車(ガソリン)	国内の自動車保有台数割合により配分
	貨物車 小型車(軽油)	
乗用車 普通車	乗用車 普通車(ガソリン)	-
乗用車 小型車	乗用車 小型車(ガソリン)	国内の自動車保有台数割合により配分
	乗用車 小型車(軽油)	
軽自動車 四輪乗用車	乗用車 軽自動車(ガソリン)	-
軽自動車 四輪貨物車	貨物車 軽自動車(ガソリン)	-
特殊用途車及び特殊車	バス(軽油)	-
乗合自動車		

## 2. 燃料種別自動車保有台数に平均的な年間走行距離を乗じて総走行距離を算定する

平均的な年間走行距離は、地球温暖化防止対策ハンドブック 4（交通編）より引用した「燃料種別走行台キロ」を同「燃料種別保有台数」で除して算出しています。

ただし、「燃料種別走行台キロ」及び「燃料種別保有台数」は平成 2 年・12 年・22 年の値のみ公表されているため、それぞれの間の年度については年数按分により算定しています。

## 3. 前述 2 に燃料種別基準燃費（1990 年基準燃費）を乗じて燃料消費量を算定する

種別	乗用車				貨物車				バス
	軽自動車 ガソリン	小型車 ガソリン	小型車 軽油	普通車 ガソリン	軽自動車 ガソリン	小型車 ガソリン	小型車 軽油	普通車 軽油	軽油
基準燃費 [km/L]	20	10	14	7	18	10	13	3	3

### 二酸化炭素の排出係数

排出区分	使用量の単位	排出係数 [kg-CO <sub>2</sub> /使用量単位]	
電気使用量	kWh	0.555	
可燃ごみ焼却量	t	2,680	
都市ガス使用量	m <sup>3</sup>	20.8	
燃料の種類	ガソリン	L	2.32
	軽油	L	2.62

### 市民一人当りの二酸化炭素排出量

市民一人当りの二酸化炭素排出量は、前述の通りに算定した印西市における二酸化炭素排出量を人口で除して算定しています。

五音	用語	内容
あ 行	アイドリングストップ (掲載ページ：P.33)	大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図るため、環境庁（現環境省）が平成8年から開始した運動で、必要以上の暖機運転をしない、運転者が自動車から離れている間や荷物の積み卸しの間など不要と考えられる場合には自動車のアイドリングを止める、などが挙げられる。
	悪臭 (掲載ページ：P.33)	誰からも嫌われるにのこのこと。主として不快感などの感覚的影響が中心であり、生活環境に影響を及ぼすものとして、「環境基本法」に基づいて典型7公害の一つに指定され、「悪臭防止法」に基づき規制が行われている。
	一般環境大気測定局 (掲載ページ：P.32)	大気汚染状況を常時監視するため設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間における状況を把握するため設置されたもの。
	印西市環境基本計画 (掲載ページ：P.1)	印西市環境基本条例に基づき、“大切な自然と安心できる暮らしをみんなで守り、育てるまち いんざい”の目標に向かっての施策の方向性を示し、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進することを目的とする。
	印西市環境基本条例 (掲載ページ：P.1)	環境の保全について、基本理念を定め、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする条例。（平成11年3月公布）
	印西市ごみ減量計画 (掲載ページ：P.42)	資源循環型社会の構築をめざして、今後の印西市におけるごみ対策のあり方について、基本的・具体的な方針として策定し、ごみの減量化・再資源化に取り組む計画。平成14年1月策定、平成17年度に年度別目標推計見直しを実施し、平成24年3月に第2次印西市ごみ減量計画が策定された。平成27年度を中間目標、平成32年度を最終目標と定め、目標達成に向け、「ごみの排出抑制・分別排出の意識啓発の推進」、「環境教育・学習機会の充実」、「ごみの減量・リサイクルの市民実践活動等への支援」の3つの施策を推進することとしている。
	印西市市内エコプラン (掲載ページ：P.1)	市の事務・事業の中で環境保全に関して配慮すべき具体的な事項を定め、行動していくとともに、「印西市環境基本計画」を推進・実践していくためのもの。また、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画」としても位置づけ、地球温暖化対策を推進していく。
	エコマーク商品 (掲載ページ：P.62)	環境庁（現環境省）の指導のもとに、(財)日本環境協会が認定する「環境保全に役立つ商品」「環境の汚染が少ない商品」または「環境が改善される商品」に付けられるマークで、平成元年2月にスタートした。エコマークには、「みどりをまもる」「水をきれいに」など、その製品にどのような効果があるのかがマークの下段に表示されている。
汚染状況重点調査地域 (掲載ページ：P.15)	地域内の事故由来放射性物質による環境の汚染の状況について重点的な調査測定をすることが必要な地域の中で、平均的な放射線量が1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上の地域が対象となる。	

五音	用語	内容
あ 行	温室効果ガス (掲載ページ：P.9)	太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスのこと。「京都議定書」では、CO <sub>2</sub> (二酸化炭素)、CH <sub>4</sub> (メタン)、N <sub>2</sub> O(一酸化二窒素)、HFCs(ハイドロフルオロカーボン)、PFCs(パーフルオロカーボン)、SF <sub>6</sub> (六フッ化硫黄)の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。
か 行	外来生物 (掲載ページ：P.24)	もともとその地域に生育・生息していなかったが、人間の活動によって他の地域から移入してきた生物のこと。ただし、海流によって移動してくる魚類や植物の種子、渡り鳥などは外来生物に当たらない。 外来生物であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から、特定外来生物が法律で指定される。 ( ) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律
	ガシャモク (掲載ページ：P.27)	ヒルムシロ科の沈水植物。かつては手賀沼に生育していたが、水質汚濁が進んだため、現在ではその姿を見ることができなくなった。 環境省のレッドデータブックでは、絶滅危惧IA類に指定されている。
	合併処理浄化槽 (掲載ページ：P.5)	し尿と台所や風呂から出る雑排水をあわせて処理する浄化槽で、し尿だけを処理する単独浄化槽に比べると、河川の水質に与える影響をおよそ1/9に減らすことができる。
	環境学習 (掲載ページ：P.8)	環境教育とは、幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てることをいう。自主的な環境学習とともに、生涯学習として展開されることが必要である。
	環境基準 (掲載ページ：P.5)	「環境基本法」により、国が定める「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」である。
	環境行動指針 (掲載ページ：P.46)	「印西市環境基本計画」を推進していくために、市民が日常生活や事業活動において、環境保全等に関して積極的な行動を起こす手がかりとなる指針として「印西市環境行動指針」を作成し、市内全域に配布している。 環境推進市民会議において、主体的に内容を検討して作成しており、平成23年度は「子ども版環境行動指針」を検討しました。
	木下街道膝栗毛 (掲載ページ：P.30)	江戸時代の旅装束姿の案内人らと、江戸と木下河岸を結ぶ木下街道に点在する文化財を訪ねて巡り歩きながら、印西市の歴史・自然を楽しみながら学ぼうというもので、木下街道膝栗毛評定委員会が実施する。
	九都県市ディーゼル規制 (掲載ページ：P.32)	首都圏では、依然として二酸化窒素(NO <sub>2</sub> )や浮遊粒子状物質(SPM)の環境基準達成率が低く、これら大気汚染物質にディーゼル車の排気ガスが大きく影響しているとされている。東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県・横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市の九都県市で行っている規制で、粒子状物質(PM)を規制対象とし、基準に適合しないディーゼル車(乗用車を除く)は当該地域での運行を禁止する条例を制定し、平成15年10月から実施している。

五音	用語	内容
か 行	協働 (掲載ページ:P.2)	印西市の長期総合計画における協働の趣旨を踏まえ、同じ目的のために各主体が役割を分担して協力すること。
	京都議定書 (掲載ページ:P.9)	1997年12月、「地球温暖化防止京都会議」において採択され、2000年以降の先進各国における温室効果ガスの削減目標や国際制度について定めている。2005年2月には京都議定書が発効され、我が国においては、2008～2012年の間に、温室効果ガスを1990年と比較し、6%削減することが義務付けられている。
	クリーン印西推進運動 (掲載ページ:P.7)	印西市では、毎月第1月曜日を「クリーン印西推進デー」としており、ごみの散乱防止・散乱空き缶等の清掃を目的とした「クリーン印西推進運動」を市内一斉に実施している。市民・事業者が参加し、平成23年度は、延べ28,994名が参加した。
	下水道普及率 (掲載ページ:P.5)	下水道普及率は、下水道を利用できる地域の人口を、行政人口で除した値で表される。下水道普及率(%) = 処理区内人口 / 総人口 × 100
	光化学オキシダント (掲載ページ:P.32)	太陽光線(紫外線)によって複雑な光学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体で、その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害や、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたる。
	国際自然保護連合 (IUCN) (掲載ページ:P.9)	国家、政府機関、非政府機関等で構成された国際的な自然保護機関。地球規模で、自然保護及び天然資源保全のための調査研究や啓発活動、計画策定、政策提言などを行うために、1948年に設立された。
	こどもエコクラブ (掲載ページ:P.8)	環境庁(現環境省)が平成7年度から開始した事業で、こどもたちが地域の中で仲間と一緒に地域内や地球規模の環境に関する取組みや活動ができるよう、小・中学生を対象としたクラブ。印西市では、2団体が登録されている。
	ゴミゼロ運動 (掲載ページ:P.7)	1都10県の統一美化キャンペーンとして毎年開催されている、市民各種団体の自発的な環境美化活動。印西市では毎月実施している「クリーン印西推進運動」の一環でもある運動。
さ 行	再生可能エネルギー (掲載ページ:P.41)	再生可能エネルギーとは、法律で「エネルギー源として永続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されています。再生可能エネルギーは、資源の枯渇のおそれが少なく、環境への負荷が少ない優れたエネルギーです。 ( )エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律
	外来種 (掲載ページ:P.24)	外来生物に対して、もともとその地域に生育・生息していた生物を指す。近年、外来生物の侵入による生育・生息基盤のかく乱が問題化している。
	里山 (掲載ページ:P.18)	人の集落に近く、薪炭用木材や山菜採りなど、人手が加えられることで環境が維持されてきた森林を指す。 印西市内に残る谷津地域は良好な里山環境として注目されている。

五十音	用語	内容
さ 行	市資源化率 (掲載ページ：P.7)	市資源化率(%) = 市資源回収量 ÷ 一般廃棄物総排出量 × 100 注) 有価物集団回収量は含まない
	自動車 NOx・PM 法 (掲載ページ：P.32)	正式名称は「自動車から排出される窒素酸化物および粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」。当初はディーゼル自動車からの窒素酸化物 (NOx) 排出を抑制することを目的としていたが、粒子状物質 (PM) による健康影響問題を受け、平成 13 年に現在の法律が制定された。 東京都・埼玉県・神奈川県・千葉県では、PM 排出量が基準に適合しないディーゼル車について都県内の走行を禁止する条例を制定し、平成 15 年 10 月から規制を実施している。
	生物多様性 (掲載ページ：P.9)	多種多様な生き物が互いに関連しあいながら存在している状態を指す。 種の多様性 (多くの種が存在する状態) だけでなく、生態系の多様性 (森林や河川など様々な環境が存在する状態) や遺伝子の多様性 (同じ種の中にも形や色の個性がある状態) といった概念を含むものである。
	生物多様性総合評価 (掲載ページ：P.9)	環境省の実施する取組みの一つで、森林、農地などの生態系の区分ごとに、評価のための指標を設け、各指標の推移を説明するデータをもとに、過去 50 年の生物多様性の損失の大きさと現在の傾向の評価を行ったもの。人間活動にともなうわが国の生物多様性の損失は全ての生態系に及んでおり、全体的にみれば損失は今も続いていると結論づけられている。
	生物モニタリング調査 (掲載ページ：P.25)	市民が調査員となり、市や教育機関等と連携・協力しながら、市内全域に生育・生息する生き物を経年的に調査し、地域の自然環境や変化を把握する。調査結果は「身近な生き物マップ」として取りまとめている。 平成 20 年度で終了しており、今後の実施について検討を行っている。
	総資源化率 (掲載ページ：P.7)	総資源化率(%) = (市資源回収量 + 有価物集団回収量) ÷ (一般廃棄物総排出量 + 有価物集団回収量) × 100
た 行	ダイオキシン類 (掲載ページ：P.5)	ダイオキシン類とは、塩素を含む有機化学物質の一種であり、 ポリクロロジベンゾパラジオキシン (PCDDs) ポリクロロジベンゾフラン (PCDFs) コプラナーポリクロロピフェニル (コプラナーPCB) の 3 物質群 (単一物質ではなく、化学的に類似した構造を持つ物質の総称) をダイオキシン類と定義している。分解しにくい性質を持つことから、環境中に微量であるが広く存在し、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有する。
	地球温暖化対策の推進に関する法律 (掲載ページ：P.1)	地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすことから、温室効果ガスの排出の抑制等を講ずることにより、地球温暖化対策の推進を図ることを目的に平成 10 年 10 月 9 日に制定された法律。平成 20 年 6 月、京都議定書の 6 % 削減目標の達成を確実にするために必要な諸施策の導入を図ることを目的に改正された。

五音	用語	内容
た 行	低公害車 (掲載ページ: P.33)	従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない自動車のこと。 九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市)では、自動車公害対策の一環として「九都県市低公害車指定制度」を実施し、電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車・ハイブリッド自動車の他、一般のガソリン車・LPG車・ディーゼル自動車でも、窒素酸化物などの排出量が少なく低公害な自動車を指定し、率先して公用車に導入するとともに、一般にも広く推奨している。
	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法) (掲載ページ: P.39)	有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的とした法律。
	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (外来生物法) (掲載ページ: P.24)	外来生物(移入種)による生態系等への影響を防止するための法律。2004年6月制定、2005年6月より施行した。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。
	毒性等量 (掲載ページ: P.38)	ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量。
な 行	二酸化硫黄(SO <sub>2</sub> ) (掲載ページ: P.32)	硫黄と酸素の化合物。石炭、重油を燃焼する際、その燃料中に存在する硫黄分が二酸化硫黄となり、排出ガス中に含まれ、大気汚染の原因となる。二酸化硫黄は人の健康に害を及ぼす他、酸性雨の原因物質でもある。
	二酸化窒素(NO <sub>2</sub> ) (掲載ページ: P.5)	主として物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与える窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )の一種。発生源は自動車や工場、事業場などである。
は 行	光害 (掲載ページ: P.36)	良好な照明環境の形成が、漏れ光によって阻害されている状況又はそれによる悪影響のこと。 照明光が明るくて眠れない、夜空が明るくなり天体観測に悪影響を及ぼす、農作物の生育不良などが挙げられる。 平成10年に環境庁(現環境省)が、不適切な照明による影響を防止し、良好な照明環境の実現を図り、地球温暖化防止等を目的とした「光害対策ガイドライン」を策定している。
	浮遊粒子状物質(SPM) (掲載ページ: P.5)	大気中に浮遊する粒径が10μm(ミクロン: 1μmは、1mmの1,000分の1)以下の粒子状物質で、呼吸器に対して悪影響を与える。発生源としては、産業活動に係るものだけでなく、自動車の走行に伴って発生するもの、風による土壌粒子の舞上がりなどの自然現象によるものがある。
	防災調整池 (掲載ページ: P.26)	雨水を一時的に貯めて水路への放流量を調節し、洪水の被害の発生を防止することを目的とする。また、基盤整備工事が完了するまでの工事期間中は、水路への泥土の流出を防止する役割もある。

五音	用語	内容
ま 行	緑の基本計画 (掲載ページ：P.4)	「都市緑地法」に基づき、地域の状況に応じ特色を生かした都市の総合的な緑に関する事項を定めた計画。
	モツゴ (掲載ページ：P.27)	コイ目コイ科モツゴ属の淡水魚。湖沼や河川下流などの淡水域に広く生息している。手賀沼の漁業にとって重要な水産資源となっている。
や 行	谷津 (掲載ページ：P.44) 谷津田 (掲載ページ：P.22)	丘陵地が長い時間をかけて浸食され形成された谷状の地形とそこに形成される田んぼのこと。 特殊な環境で、多様な環境が形成されるため、多様な生物の生息場として注目される。
	有価物集団回収事業 (掲載ページ：P.43)	印西市では、ごみの減量化と資源の再利用を図るため、平成4年1月から有価物集団回収奨励金制度を設け、市民ぐるみの運動を推進している。 この制度は、市民の環境浄化に対する意識を高め、生活環境の保全を目的とした、PTA・こども会・高齢者クラブなどの市民団体による廃品回収である。 また、有価物（紙類、布類、ビン類、アルミ、鉄類など）回収を行った場合、その有価物の回収量に応じて奨励金を交付するものである。
	遊休農地 (掲載ページ：P.23)	耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地。
	湧水 (掲載ページ：P.26)	地下水が台地の崖下や丘陵の谷間などから自然に湧き出しているもの。
	要請限度 (掲載ページ：P.5)	自動車交通騒音・振動の測定結果を基に、法律により公安委員会などに措置を要請等することができる数値。 市町村長は指定地域内で測定を行った結果、自動車騒音又は振動が総理府令で定めた要請限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められた場合、公安委員会に対し、「道路交通法」による措置を取るべきことを要請する。 騒音については道路管理者、関係行政機関の長に対し、防止に資する事項に関し意見を述べ、振動については道路管理者に防止のための措置を取るべきことを要請できるとされている。
	ら 行	リサイクル情報広場 (掲載ページ：P.43)
レッドリスト (掲載ページ：P.9)		絶滅のおそれのある野生生物のリスト（レッドリスト）また、それらの野生生物について記載したデータブック（レッドデータブック）。 我が国では、環境省や地方自治体、学術団体等が独自のレッドリストやレッドデータブックを作成している。

五音	用語	内容
B	BOD(ビーオーディー) (掲載ページ:P.5)	生物化学的酸素要求量のこと、水中の汚染物質(有機物)が微生物により酸化分解される際に必要な酸素量で示す。河川などの汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
C	COD(シーオーディー) (掲載ページ:P.27)	化学的酸素要求量のこと、水中の汚染物質(有機物)が過マンガン酸カリウムなどの酸化剤で酸化される際に必要な酸素量で示す。主に湖沼の汚濁指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示す。
D	dB(デシベル) (掲載ページ:P.5)	騒音レベルや振動レベルを表す単位で、音や振動の波の振幅の大きさをレベルで表したものの。
L	Leq(エルイーキュー) (掲載ページ:P.36)	時間帯補正等価騒音レベルのこと。時間とともに変動する騒音(非定常音)について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標のひとつ。
N	NPO(エヌピーオー) (掲載ページ:P.47)	非営利団体、民間公共団体、非営利組織と訳されるがNGOとの明確な区分や定義はない。政府や営利企業では十分に対応できない環境や福祉などの問題について、市民が自主的に行う非営利活動団体をいう。平成10年に「特定非営利活動促進法(通称NPO法)」が制定された。
P	ppm(ピーピーエム) (掲載ページ:P.5)	百万分率(100万分の1=parts per million)の略。例えば、空気1m <sup>3</sup> 中に1cm <sup>3</sup> のある気体物質が含まれている場合、この気体含有率を1ppmという。
T	TEQ (ティーイーキュー) (掲載ページ:P.6)	毒性等量のこと。ダイオキシン類の量を、ダイオキシン類の中で最強の毒性を有する2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの量に換算した量として表していることを示す。

印西市環境白書 2012 (平成24年度版)

2012年11月発行

発行: 印西市

編集: 環境経済部 環境保全課

〒270-1396 千葉県印西市大森2364-2

TEL 0476(42)5111

<http://www.city.inzai.chiba.jp>



表紙の絵は「平成24年度 環境保全に関するポスター」  
の金賞受賞者の作品です。

みなさん、ありがとうございました。

木 下 小 学 校	土 生 視 晴
船 穂 小 学 校	高 橋 星 名
西 の 原 中 学 校	黒 澤 晴 菜
船 穂 中 学 校	塚 田 奈 央
船 穂 中 学 校	牧 田 健 吾
木 下 小 学 校	鈴 木 花 奈

(敬称略)



表紙の絵は、紙面の上から上記の順番で並んでいます。



この印刷物は再生紙を使用しています

